

# 『演劇の都』構想

令和3年7月

静岡県スポーツ・文化観光部

## 目 次

序章 『演劇の都』構想とは	1
1 第4期ふじのくに文化振興基本計画における「演劇の都」	1
2 次期に向けた「演劇の都」構想の必要性	2
3 「演劇の都」の定義	2
第1章 『演劇の都』構想創造の風土	4
1 県立劇団SPACの躍進	4
2 若い世代への働きかけと浸透	5
3 県民の演劇を楽しむ風土	7
4 「演劇の都」への期待	9
第2章 『演劇の都』構想	10
1 「演劇の都」の目指す姿	10
2 構想の柱	10
(1) SPACの躍進	11
(2) 県内舞台芸術の振興	13
(3) 次世代の人材育成と風土の醸成	15
(4) 「演劇の都」の拠点づくり	19
第3章 『演劇の都』の観光活用と推進体制	22
1 「演劇の都」の観光への活用	22
2 「演劇の都」構想の推進体制	24
参考資料	25

## 序章 『演劇の都』 構想とは

本章では、「演劇の都」という概念と政策の方向性を示す。

### 1 第4期ふじのくに文化振興基本計画における「演劇の都」

本県では、平成30年（2018年）度から令和3年（2021年）度までの4年を期間とした「第4期ふじのくに文化振興基本計画」において、基本目標に「感性豊かな地域社会の形成」を据え、文化を享受し、創造し、支える人を育てるとともに、文化活動を行う環境や仕組みを整えるための施策を推進している。

この第4期において、柱の一つである「新たな価値を生み出す文化振興」推進のポイントに据えられたのが、次の2点であった。『演劇の都』という概念は、この段階で明文化されていた。

- 県立劇団SPACを中心とした「演劇の都」静岡の発信
- オール静岡での文化プログラムの展開

県として、この方針の下、第4期におけるSPACの活動を支援した中で、SPACは毎年度の海外公演や国内公演を着実に成功させ、国内外で高い評価を受ける本県文化芸術の象徴（シンボル）へと発展し、県立劇団SPACの発祥の地としての「演劇の都」静岡の発信が大いになされている。

もう1つのポイントである文化プログラムについても、本県文化プログラムの中核の一つとして位置付けていたSPACの公演「アンティゴネ」が、オリンピック・パラリンピック組織委員会認定の「東京2020NIPPONフェスティバル」の共催プログラムに採択され、さらに、オリンピック・パラリンピックの時期に合わせて開催する県域プログラムの一つとして、SPACの「忠臣蔵2020」が選定されている。

また、令和2年（2020年）度の文化プログラムに採択されたイベントのうち、約4割には、演劇をはじめとする舞台芸術が組み込まれており、県内の多くの舞台芸術アーティストの存在や県民の舞台芸術への嗜好が、本県文化芸術の大きな特色である証になっている。

残念ながら、令和2年度のこれらのプログラムは新型コロナウイルス感染症の影響により、多くが中止・延期となっているが、静岡県が国内・海外に発信する文化プログラムの中心に舞台芸術が位置付けられ、令和3年（2021年）度の延期開催時にも、本県の文化プログラムを大いに盛り上げてくれることが期待される。

## 2 次期に向けた「演劇の都」構想の必要性

このように、第4期（計画期間令和3年（2021年）度まで）において、「演劇の都」静岡の発信の実績は、着実に積み上げられており、本県の文化振興において、SPACをはじめとする舞台芸術の重要性は際立ちつつある。

現在、令和4年（2022年）度からの第5期文化振興基本計画の策定に向けて、文化政策審議会における審議が開催されている。審議会からは、次期計画には、第4期で培った文化振興の仕組みづくりをさらにブラッシュアップして施策レベルに取り込むことが求められることとなろう。

その礎を確立していくには、進化し続けるSPACの勢いと、静岡県文化プログラムが県全体に作り出す波動を効果的に活用して、第4期計画期間中に文化振興における新しい創造概念である「演劇の都」の構想を確実に固め、将来に向けて明示していくことが肝要である。

このため、県では、令和2年（2020年）度に「演劇の都」構想策定委員会を設置し、「演劇の都」構想を策定することとした。

## 3 「演劇の都」の定義

具体的な「演劇の都」構想の内容に入る前に、「演劇の都」とは如何なるものなのか定義をする必要がある。第4期計画では、SPACが県内外や海外公演の実績を積み、県民の演劇への関心や演劇の関係団体、愛好者等の裾野が広がっていく状態を「演劇の都」としている。

これは、オーストリアのウィーンが「音楽の都」として、世界中の音楽を愛する人々の憧れの地となり、オーストリア国民の誇りになっていることを模している。ウィーンに行けば様々な楽団のコンサートが聴けるだけでなく、歴史ある国立歌劇場、モーツァルト、ベートーヴェン等の有名作曲家の史跡、大聖堂や世界遺産の宮殿もあり、「音楽の都」と言いながら、音楽を取り巻く地域全体の環境にも魅力は満載である。この音楽の都の象徴がウィーンフィルである。

これを、「演劇の都」の象徴としての県立劇団SPACと置き換えると分かりやすい。そして、SPACの拠点としての静岡芸術劇場、舞台芸術公園という施設自体にも演劇の聖地的な魅力がある。そして、その近くには、ロダン館を有する静岡県立美術館、富士山の景勝施設「夢テラス」や国宝久能山東照宮が日本平周辺に展開している。さらに、視野を広げていけば、両拠点から見える世界遺産富士山をはじめ、伊豆半島、浜名湖など、本県は風光明媚な土地柄であり、そこには演劇のステージとしての魅力が詰まっている。

このような劇団の存在から背景までを総合的に見渡せば、「演劇の都」の定義を次のように考えることができよう。

☆ 「演劇の都」とは

象徴に県立劇団SPACを据えながら、演劇をテーマとして、多くの人々が集い、参画できるイベントが行われ、拠点としての劇場や公園、周辺の文化・観光施設まで含めて地域全体が演劇をキーワードに活性化する状態を意味する。広義に解すれば、SPACの拠点である中部地域から演劇を愛する風土が県下全域に広がっている状態を表すこともできる。

「演劇の都」においては、演劇鑑賞のみならず、アーティストの活性化や人材育成、住民の交流や観光まで含めて、演劇が盛んで、愛されている状態となり、県民が自らの地域の誇りと思う状態を目指して施策が展開される。

また、「演劇の都」は、SPACを象徴とすることで「演劇」を冠しているが、実は「演劇」の定義は曖昧である。

この構想においては、地域全体が演劇をキーワードに活性化する状態を目指すことを鑑みると、「演劇」とは、いわゆるストレートプレイの台詞劇が一般であるが、ここでは広く舞台芸術（パフォーミングアーツ）として捉えたい。

したがって、「演劇」を次のように定義することとする。

☆ 「演劇の都」の“演劇”とは

いわゆる現代演劇、人形劇に加え、ミュージカルやオペラ、バレエやダンスなどの舞踊、歌舞伎や能・狂言、田楽などの伝統芸能までを含めた総合的に舞台芸術を捉えた概念とする。

構想の中では、「演劇」という表現を基本とするが、広く捉えた意味付けをしたい場合は「舞台芸術」という表現も併用することとする。

# 第1章 『演劇の都』構想の風土

## 1 県立劇団SPACの躍進

県立劇団SPACは、平成7年（1995年）7月に鈴木忠志氏を芸術総監督に迎え、活動を開始した。その後は、第2回シアターオリムピックスの開催や本年度に開催予定であった「東京2020NIPPONフェスティバル」の共催プログラム認定まで、数々の実績を上げてきた。

特に、近年の海外公演の成功により、その知名度は世界に広がり、招待公演も多く組まれることとなった。平成19年（2007年）に鈴木忠志氏の後を引き継いだ宮城聡芸術総監督も着実に実績を重ね、平成29年（2017年）には、世界的な演劇の祭典「アヴィニオン演劇祭」のオープニング作品にアジアの劇団として初めて選ばれ、平成31年（2019年）には宮城総監督がフランスから芸術文化勲章シュヴァリエを授与されるなど、地方の公立劇団としては目を見張る活躍を積み重ねている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、毎年ゴールデンウィークに開催された「ふじのくにせかい演劇祭」が中止されるなど、公演活動の停止が余儀なくされた時期もあるが、「くものうえせかい演劇祭」と銘打ち、オンライン上で演劇祭を開催したほか、SPACの俳優が電話を使って朗読する「でんわde名作劇場」や、SPACの俳優が教科書を朗読し、それをYou Tubeに掲載する取組など、コロナ禍においても、様々な試みを行い、舞台芸術活動を力強く進めている。

### OSPAC、演劇関連年表

年	内容
平成7（1995）年	財団法人静岡県舞台芸術センターが設立され、芸術総監督に鈴木忠志が就任。
平成9（1997）年	静岡県舞台芸術公園竣工。
平成10（1998）年	静岡芸術劇場竣工。
平成11（1999）年	世界の舞台芸術の祭典「第2回シアターオリムピックス」開催。
平成12（2000）年	国際演劇祭「Shizuoka 春の芸術祭 2000」開催。
平成19（2007）年	2代目の芸術総監督として宮城聡が就任。
平成23（2011）年	「Shizuoka 春の芸術祭」の名称を改め、「ふじのくにせかい演劇祭 2011」を開催。
平成25（2013）年	公益財団法人静岡県舞台芸術センターに移行。
平成27（2015）年	世界三代演劇祭のひとつと呼ばれるフランス・アヴィニオン演劇祭に出演。
平成29（2017）年	同アヴィニオン演劇祭にて、アジア初となる開幕公演を上演。
平成31（2019）年	宮城芸術総監督がフランス・芸術文化勲章シュヴァリエを授与。
令和元（2019）年	「ふじのくに野外芸術フェスタ」の静岡公演が「東京2020NIPPONフェスティバル」共催プログラムに採択される。

## 2 若い世代への働きかけと浸透

これまでのSPACの特徴ある活動として、未成年の児童・生徒に対する人材育成事業がある。中高生の学校教育の課程の中に組み込まれ、無料でSPACの公演に招待する「中高生舞台芸術鑑賞事業（以下、「中高生鑑賞事業）」をはじめ、小学校から高校を対象として演劇の楽しさを学ぶ「子どもが文化と出会う機会創出事業」、夏季の短期間に集中的に演劇の基本学習を行う「SPACシアタースクール」、高校演劇部に対する「1日演劇学校」など、多彩に児童・生徒向けに事業を展開している。

特に、中高生鑑賞事業は、平成21年（2009年）度から毎年度平均して15,000人程度、平成21年（2009年）度から令和元年（2019年）度までの累計で170,108人に鑑賞機会を与えており、単純に計算しても開始以降の若者の3割以上がSPACの演劇鑑賞の体験を有していることとなる。

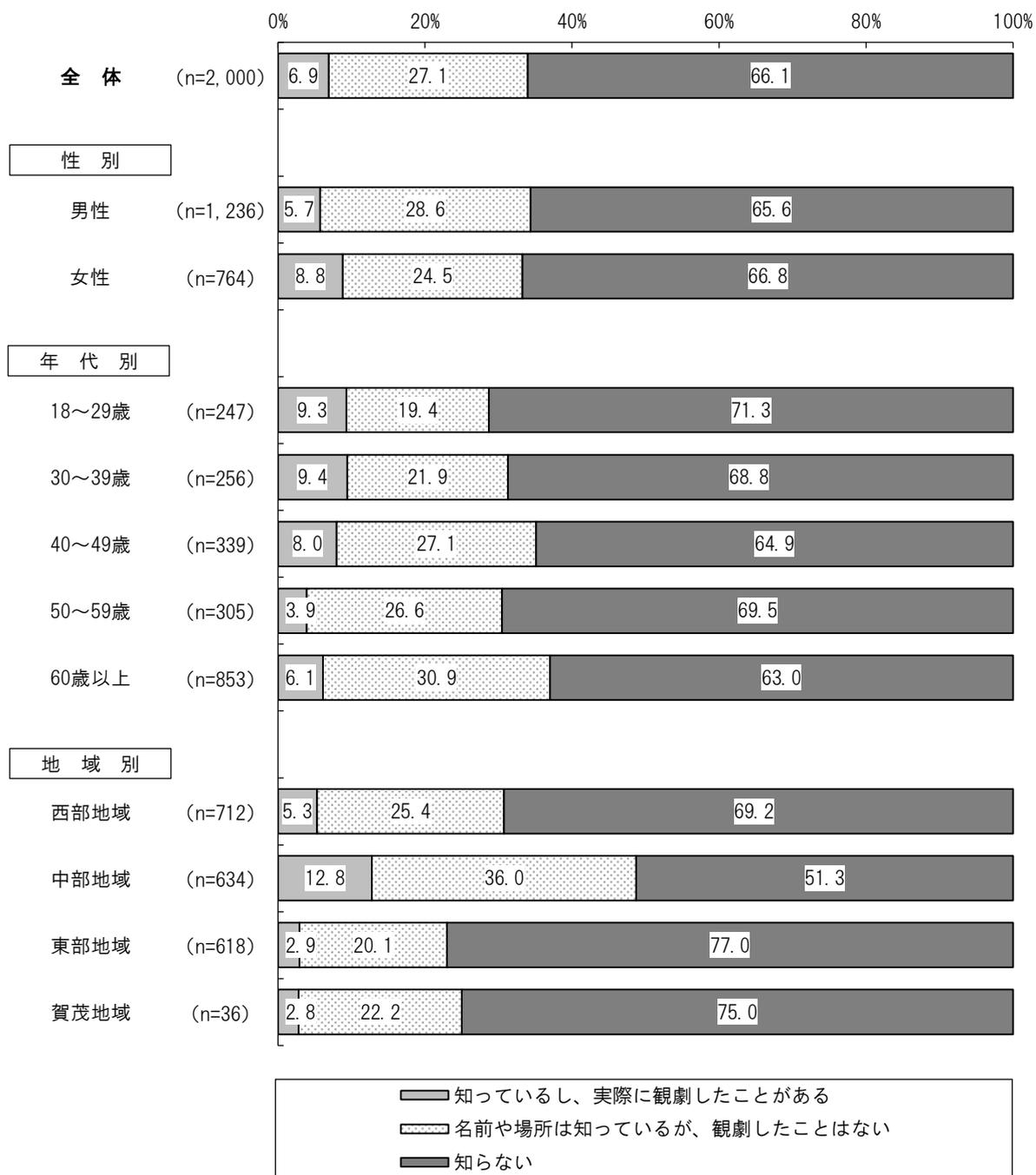
次頁のSPACの知名度調査の結果を見ると、世代が進めば知名度が上がっている。この長年にわたる若年層への演劇鑑賞機会の創出は、若年層が年齢を重ねていくと効果が顕在化するはずである。これからの静岡県の文化振興の担い手となる彼らの多くに、演劇に触れる感覚が植えつけられていることは、「演劇の都」構想の礎となり、将来の風土づくりに効果を発揮するであろう。

### ○中高生鑑賞事業の実績

年度	演目	公演数	学校数	鑑賞者数
H21	3 演目	26 公演	34 校	6,717 人
H22	4 演目	36 公演	70 校	9,923 人
H23	5 演目	62 公演	85 校	15,344 人
H24	5 演目	59 公演	89 校	14,608 人
H25	5 演目	66 公演	104 校	17,235 人
H26	6 演目	78 公演	133 校	33,716 人
H27	6 演目	81 公演	115 校	21,280 人
H28	5 演目	61 公演	88 校	14,060 人
H29	4 演目	57 公演	90 校	13,320 人
H30	4 演目	57 公演	89 校	13,673 人
H31(R1)	6 演目	45 公演	76 校	10,232 人
合計	53 演目	628 公演	973 校	170,108 人

## OSPACの知名度調査

「令和2年度 静岡県演劇文化に関する県民意識調査」結果より抜粋



### 3 県民の演劇を楽しむ風土

こうしたSPACの長年積み重ねてきた活動歴と実績は、人口集積都市圏ではない公立の劇団としては破格であるし、国内、海外の演劇界における評価も定着している。

一方で県民の演劇を楽しむ意識に、SPACの活動がどの程度貢献してきたのか検証することは難しい。前記のSPACの知名度の調査を見ても、県民全体に対しては3割程度であり、年間の観客動員数の目標値は45,000人である。数字だけを見れば、SPACのみの活動では演劇の風土づくりを進めるには足りないが、県内に本拠地を置く劇団としてSPACの集客力は群を抜いており、「演劇の都」の核となるべきことは明らかである。

静岡県での演劇の興行に関して言えば、国内で大規模に活躍する「劇団四季」が数年毎に1ヶ月以上に亘るロングラン公演を実施しており、他の全国的な大規模興行の興行先となる場合も数多い。県内でもSPAC以外にも、浜松市を拠点とする「劇団たんぽぽ」や磐田市の「佐藤典子舞踊研究所」、その他の演劇団体等が精力的に活動している。令和2年(2020年)11月には、残念ながら中止となったが、「伝統芸能全国大会」が静岡市で予定されたし、また、パフォーミングアーツの1分野として、毎年静岡市が開催する「大道芸ワールドカップ」の人気は驚くべきものがある。さらに、令和2年(2020年)度に県がアーティストを支援して実施した「静岡県文化プログラム」と「ふじのくに#エールアートプロジェクト」の事業内容を見ると、下記のとおり演劇に関するものが半数に上るほどである。

静岡県民の演劇への嗜好は強いとともに、アーティストも数多く存在し、実際に多くの演劇が公演されている。全国的に見ても、本県は演劇を愛好する地域として都となる風土は十分である。

#### ○静岡県文化プログラム

令和2年度選定プログラム一覧

分野	採択件数	
	件数	割合
演劇関係 (舞踏・伝統芸能含む)	10件	38.5%
音楽	2件	7.7%
美術	2件	7.7%
アート・プロジェクト	10件	38.5%
食文化	1件	3.8%
教養	1件	3.8%
合計	26件	100%

○ふじのくに#エールアートプロジェクト

採択一覧

分野	採択件数	
	件数	割合
演劇関係 (舞踏・伝統芸能含む)	29 件	50.9%
文学	1 件	1.7%
音楽	17 件	29.8%
美術	7 件	12.3%
その他	3 件	5.3%
合 計	57 件	100.0%

○県内で活動する演劇団体の件数

「令和2年度 静岡県演劇団体調査」結果より

地域別	団体数
西部地域	28
中部地域	41
東部地域	19
賀茂地域	1
合 計	89

## 4 「演劇の都」への期待

第4期（令和3年（2021年）度まで）の静岡県文化振興基本計画は、期間内に「新たな価値を生み出す文化振興」の柱の事業に、SPACの演劇と文化プログラムを据えている。そして、その計画に従って、SPACは進化し続け、静岡県文化プログラムは文化の波動を作り出している。このことから、基本目標である「文化活動を行う環境や仕組みを整える」ことが着実に進展しているといえる。

「演劇の都」構想は、この生み出された新たな価値を効果的に活用し、次期の文化振興における新しい柱となる施策の1つの方向として発想されている。演劇というアートにおいて、SPACの活動を核として、県内の他の劇団、アーティストの活性化を目指し、担い手となる次世代の人材育成を展開していく。

また、舞台芸術公園を創造拠点と定めて、演劇を媒体とした県民の交流や観光活用を進めていくことが構想の要素となっていく。

この「演劇の都」構想は、他の都道府県には見られない静岡県の文化振興の大きな特徴を形づくることを狙いとする。構想が実現することにより、音楽の都ウィーンのように、演劇といえばSPACのある静岡が都であると定着し、一度は、創作と公演の現場である舞台芸術公園にも行ってみたい、あるいは、静岡で演劇を学びたい、と多くの人が本県を訪れる契機となってほしい。また、地域の住民にとっても舞台芸術が盛んなことが誇りとなることが期待される。

演劇には、音楽CDの様な手軽な表現媒体がない。演劇公演のDVDや映像を販売、配信しても、魅力の伝わる程度はライブの演劇鑑賞に比べ劣る。演劇の魅力は、空間に広がる舞台を、五感を駆使してその場で鑑賞してこそ最大に感じるができる。演劇の都では、このライブの舞台の鑑賞機会が多く提供されることが必要である。

さらに演劇の表現は、言葉だけでなく音や身体、衣装や舞台装置、照明、空間、時間までもツールとして、鑑賞者の感性や感情、思想信条にも大きく響き、観た後には、音楽よりも心に「深く刺さる」点で特徴がある。作品の魅力は、作品に由緒ある場所や文化の背景にまでも及び、興味が昂じれば、その場所を訪れたり、作品に関する文化を学ぶ動機にもなる。「演劇の都」には、この様に深く刺さった人々をいざなう魅力も求めたい。

## 第2章 『演劇の都』構想

本章では、「演劇の都」の目指す姿とそれを目指す構想の内容を示す。

### 1 「演劇の都」の目指す姿

#### ○ 本県の舞台芸術を目指して国内外から多くの人々が訪れる

S P A Cをはじめ本県各地で開催される舞台芸術を観劇するため、或いは、本県で活動している劇団の創作活動へ参画するため、又は舞台芸術を学ぶため、人々が国内外から本県を訪れる。

また、演劇の聖地として、静岡芸術劇場や舞台芸術公園を目指して人々が訪れる。

#### ○ 舞台芸術が県民にとって身近な存在であり、誇りとなる

S P A Cをはじめ県内各地で舞台芸術が活発に行われ、人々はその鑑賞や参画を楽しみ、地域から演劇人材が育って活躍する。

また、文化芸術に関心が高くない人にとっても、舞台芸術が身近な存在となり、そうした地域に住んでいることを人々が誇りとする。

#### ○ 舞台芸術の振興をきっかけとした本県文化力の向上

舞台芸術の振興を通して、他の文化芸術分野の活動も活性化していく。

本県全域が、人々にとって豊かな文化活動に満ち溢れる文化芸術活動が活発な地域となり、高い文化力のある地域に発展する。

### 2 「演劇の都」構想の柱

本構想の柱として、次の4点を掲げ、本項では、順次、そのあるべき姿、施策の方向、具体策を掲げる。

- |                  |
|------------------|
| 1 S P A Cの躍進     |
| 2 県内舞台芸術の振興      |
| 3 次世代の人材育成と風土の醸成 |
| 4 「演劇の都」の拠点づくり   |

## (1) SPACの躍進

SPACは、「演劇の都」を構成する中核的な団体、象徴と位置付けられ、SPACの躍進なくして、「演劇の都」を推進することは難しい。このため、SPACの活動基盤の充実と、知名度、求心力の向上を図っていくことが、「演劇の都」の基盤となっていく。

### ア 創造及び公演活動と運営基盤の充実

- ・ SPACは、毎年200回前後の公演を開催し、これまでに80万人近くの人が鑑賞している。鑑賞者の中には、SPACが組織する友の会等の賛助会員や、リピーターも多い。近年では、県外、海外からの招聘公演も数多く行われ、鑑賞者も多様化し、SPACの活動は、量、質共に目を見張るものがある。
- ・ 12年に亘り開催してきた中高生鑑賞事業には、平均すると毎年約1万5千人の中高生が参加している。この授業の一環としての公演鑑賞事業により、将来の県民のSPACの知名度は上昇し、演劇を通じた教育や演劇人の人材育成にも有効である。
- ・ 今後も、創造と公演活動を充実するとともに、「演劇の都」の中核をなす団体として、教育機関との連携や、人材の育成、県内の舞台芸術の振興等に積極的に取り組むことが、「演劇の都」の象徴としてのSPACの使命となる。

#### <施策の方向>

- ・ これを実現するためには、県立劇団として安定した財源の確保が必須である。さらに、演劇に関わる人材や外部資金の確保にも努める必要がある。
- ・ また、興行を継続的に成功させるためには、効果的な広報や集客システムを構築することが必要である。
- ・ 今後とも、県とSPACが緊密に連携するとともに、SPACにおいて中長期の視点に立った組織運営を行うことが肝要である。

#### <具体策>

- ・ 「演劇の都」の中核として、演劇の創造活動と公演の充実
- ・ 鑑賞者数の増加と多様化を目指す企画と広報（教育機関との連携は後述）
- ・ 演劇人材の確保のための育成システムの構築（後述）
- ・ 安定的な財源確保等、中長期視点に立った組織運営体制の充実



『妖怪の国の与太郎』（2020年）



中高生鑑賞事業の様子

## イ SPACの知名度の向上

- ・ SPACが躍進していくためには、活動の意義を理解し、公演等を楽しみ、そして活動を支えるコアの支援者が必要である。こうした人々を増やすには、まずは、より多くの人々にSPACの演劇を鑑賞してもらうことが、最も効果的である。
- ・ その点で、長年に亘り実施してきた中高生鑑賞事業により、県内若年層の3割以上がSPAC演劇の体験者となっていることは、着実に躍進の基盤づくりとなっている。そして、これらのSPACの体験者が、SPACの評判を伝え、公演に訪れていない人々にも魅力が伝わっていくことが期待される。
- ・ また、演劇に興味のない層の人々にも、SPACの活動内容や評価が伝わり、地域の文化資源としての価値を高めなければ、「演劇の都」の風土は育たない。そのため、まず単純に「SPAC」という県立劇団の存在を知ってもらう努力も必要である。
- ・ 若年層への事業推進等により、SPACの認知度は上昇傾向であるが、令和2年（2020年）度に県が実施した調査でも認知度は34%に留まる。最近では、宮城総監督が自らテレビ、ラジオに出演し、公演ごとの情報やこども関連の事業がその都度新聞に取り上げられるなど、SPACの情報の露出は、以前に比して飛躍的に高まっている。この露出効果を持続し、認知度の向上に繋げるには、さらなる工夫が必要である。
- ・ さらに、最近のSPACは、数々の海外公演の成功や、首都圏の劇場の柿落とし公演に招聘されるなど、海外、県外での活躍も目覚ましい。こうした躍進の様子も、情報としての価値を高めて発信して、知名度の向上につなげたい。

### <施策の方向>

- ・ SPACの認知度の目標を5割として、各種広報施策等に積極的に取り組む。
- ・ SPACは、従来のアナログ広報に加え、ホームページやYouTube等を積極的に活用し広報を行っている。今後さらに、継続的な広報やキャンペーンなど、デジタル時代の進展に合わせ、SNSでの発信をより効果的、効率的に実施する。
- ・ さらに範囲を広げて、首都圏メディア等の活用等、日本全国、更には世界に向けた

情報発信力を高めることで、SPACの認知度を高め、活動支援の機運を醸成していく。

#### <具体策>

- ・ホームページ、SNS等による効果的な情報発信
- ・公演の様子や俳優を知ってもらうための動画や画像のコンテンツの充実
- ・重点的、継続的な広報のための首都圏メディア等への働きかけ

## (2) 県内舞台芸術の振興

SPACは、毎年度数多くの公演を開催しているが、他にも県内各地には、舞台芸術活動に取り組む多くの団体がある。SPACの躍進に引っ張られて、こうした団体の活動も活性化することが「演劇の都」には欠かせない。彼らの活動を促進することで、舞台芸術の人材が成長し、鑑賞者の裾野を広げることを目指す。

- ・ 県が令和3年(2021年)1月に行った調査によれば、県内では、約90団体が演劇活動を行っている。県が平成28年(2016年)度から実施している「静岡県文化プログラム」や、本年度コロナ禍の対策として実施したエールアートプロジェクトにも、多くの団体が舞台芸術のプログラムで採択されたように、引き続き人々の身近で演劇が行われる環境を維持していきたい。
- ・ 同調査では、こうした団体が活動資金や団員、認知度の不足といった活動に当たった課題を感じていることが判った。こうした課題を抱える劇団の模範として、SPACが運営のノウハウを支援したり、SPACの俳優が活動の幅を広げるなど、県内団体に求心力を持つことも、「演劇の都」の象徴としての役割である。
- ・ 令和3年(2021年)1月に(公財)静岡県文化財団内に設立した「アーツカウンシルしずおか」においても、演劇系のプログラムへの指導・助言、実施費用の助成など演劇実施団体への支援を通じて、県内での演劇活動の裾野の拡大を助長していきたい。
- ・ またここ数年、SPACは県内市町への出張公演や地域イベントへの参画を推進してきた。県内市町がSPACをはじめとする演劇団体の活用を促進することで、演劇の都の裾野が広がっていくことも進めたい。
- ・ さらに、児童・生徒や学生による演劇に取り組む団体の演劇活動も忘れてはならない。県内各地では、高校生以下を対象にこどもミュージカルの団体が定期的に公演している。また、令和2年(2020年)度静岡県高校文化連盟の演劇部会には59校が加盟し、毎年度、地区大会、県大会を開催している。SPACでは、こうした活動への参画や高校演劇部の指導をメニュー化しているが、学生演劇への支援により、演劇レベルの底上げを図ることも考えたい。

<施策の方向>

- ・ 現在、本県には、県の演劇協会があるが、県内演劇活動のプラットフォームとしての機能は十分ではなく、劇団の多くは独立して活動している状況である。本年度実施した県の調査を契機に、可能な範囲で団体間に緩やかなネットワークや情報提供網を形成することを検討したい。
- ・ 「アーツカウンシルしずおか」が行う文化活動支援のネットワークを演劇団体が積極的に活用できる環境を整えたい。
- ・ SPACの県内市町との連携を推進するとともに、県内市町による演劇団体の活用と支援を促進する
- ・ 学生演劇に対しては、引き続き技術的な支援を継続するとともに、「演劇の都」にふさわしいコンクール等を開催するなど、公演の機会を提供することで活動の促進を図る。

<具体策>

- ・ SPACを中心に演劇団体が集い、情報交換ができるネットワークの構築
- ・ 演劇団体の実施する演劇イベントを集中的に情報発信するサイト等の新設
- ・ SPACの県内市町との連携の推進
- ・ ネットワーク内に対するSPACによる支援や、アーツカウンシルや市町と連携した支援の仕組みなど、県内演劇団体の活動振興につながる仕組みの検討
- ・ 学生演劇に対する支援や公演機会の提供



ふじのくに野外芸術フェスティバル袋井公演  
(ラグビーワールドカップ2019との連携)

### (3) 次世代の人材育成と風土の醸成

「演劇の都」を持続的なものとするため、次世代の若者を対象にその地域から舞台芸術に携わる人材を育成すること及び鑑賞者の裾野を広げる取組を進めていく。

#### ア 学校教育との連携の維持・促進

- ・ S P A Cの実施する中高生鑑賞事業では、授業の一環として多くの中学・高校生徒が劇場でS P A Cの演劇を鑑賞している。生の舞台で展開される演劇に触れることで、豊かな感性を育む機会は貴重である。今後は、さらに生徒数が減少する中で、学校等における生徒の鑑賞経験の割合を高めていくことが望まれる。前述のように、この事業がS P A Cの知名度を高めており、さらに演劇を楽しむ風土づくりの点でも「演劇の都」構想には欠かせない事業である。
- ・ また、S P A Cでは、鑑賞事業から一歩踏み込み、小・中・高校の幅広い校種において教室で演劇やダンスのワークショップを行う学校訪問事業を展開し、授業に演劇の要素を取り入れる事業を積極的に展開している。学校教育における教育手法としても評価されており、学校教育との連携をさらに進めたい。
- ・ 中でも、高校の国語の授業にS P A C俳優が臨時の講師として入り、教科書を戯曲化して行う授業は他に例を見ない試みである。さらに、今年度はS P A C俳優が国語の教科書を朗読する動画をY o u T u b eにアップし、学校に提供するなど、学校教育のツールを提供する事業は、将来の「演劇の都」の人々の演劇嗜好意識を醸成する効果が期待できる。
- ・ 将来には、このS P A Cの持つ演劇の知を活用し、大学等の高等教育において、リベラルアーツ教育等の分野にも参画することも研究していきたい。

#### <施策の方向>

- ・ 中高生の演劇鑑賞事業は、「演劇の都」構想の基盤づくりに欠かせない事業であり、可能な限り、鑑賞者を確保して拡充を図りたい。
- ・ 加えて、学校教育への演劇的要素を取り込んだ教育ツールの提供は、演劇の愛好心を育み、将来の鑑賞を促進する効果が期待できる。
- ・ 演劇の活用は、国語力、コミュニケーション能力の低下が課題となる中等教育への効果も期待できるもので、引き続き内容を充実させるとともに、高等教育への参画も研究していく。

#### <具体策>

- ・ 中高生鑑賞事業による生徒の鑑賞機会の提供の継続・拡充
- ・ 演劇の知を活用した教育ツールの提供による学校教育との連携促進



高校戯曲化授業



小学校での出張劇場

## イ SPAC演劇アカデミーの開校と演劇専門教育の検討

- SPACは、これまでも夏休みを利用して中高生が劇を作り上げる「SPACシアタースクール」やフランスの著名な振付師が指導する「スパカンファン」、小学生が歌唱、舞踊、演奏、その他様々な身体芸を披露する「異才・天才・鬼才 SPACこども大会」といった舞台芸術の入門的な事業を、毎年度開催し、短期的体験ではあるが、子供達の演劇の感性を育む取組を行ってきた。
- 音楽の都ウィーンにはウィーン音楽院があり、世界的に著名である。「演劇の都」も同様に若年層から人材を養成する仕組みを持つことが好ましい。将来の演劇界で活躍できる人材を輩出できれば地域のステータスとなるし、地域で演劇のリーダー人材を養成することは、「演劇の都」の確立にとっては有効である。
- こうした人材は、他の専門職種のように知識・技術を学ぶだけでは育たない。演劇は人の心や感性に訴える芸術であるが故、将来の成長を見越して高校生世代のうちに美意識などの感性を磨く素地を育む教育が必要である。
- また、高校教育界には演劇学科を設置している地域もある。静岡県教育委員会でも特色ある専門教育の一つとして、将来の演劇専門教育の導入が検討されている。静岡県には、世界的に評価が高いSPACの人材や施設を有しており、これを活用することが有効である。
- 演劇専門教育の実施には、学校教育法に基づく枠組みを満たすことが必要である。SPACには、前述のように学校教育へのツールの提供や学校現場との連携も推進している実績があるので、まずは学校教育外の枠組みとしての教育機関を設置することから始めるとともに、演劇の専門教育の研究を進めることが必要である。
- 将来的にはこの教育機関が、ウィーン音楽院のように「演劇の都」の基礎となる人材育成機関に発展することを期待したい。

<施策の方向>

- ・ 子供達に対する舞台芸術の入門的な事業を、毎年度継続していく。
- ・ 「演劇の都」の人材養成組織として、SPACの人材や施設を活用し、SPACの演劇に生で触れることのできることを特徴とした高校生対象の「SPAC演劇アカデミー」を開校する。アカデミーでは、高校時代に将来の演劇の担い手となるための感性を育むことを目標に、演劇の基礎を学ばせる。
- ・ アカデミーの活動を知ることによって県民の演劇への関心が高まるよう、積極的に活動内容の情報発信を行う。
- ・ アカデミーにおいては、将来の高校教育における演劇専門教育のカリキュラムの研究を並行して行い、県立高校への演劇専門教育の導入の検討に資するものとする。

<具体策>

- ・ シアタースクールなどの子供達への舞台芸術の入門事業の継続実施
- ・ SPAC演劇アカデミーの開校と県民への積極的な情報発信
- ・ 演劇を学ぶカリキュラムの研究など、県立高校への演劇専門教育の導入に向けた県教育委員会との連携

OS PAC演劇アカデミーの概要

区分	内容
事業名	SPAC演劇アカデミー
対象	令和3年(2021年)度に高等学校に在籍する生徒(定員15名程度)
活動日等	(1) 講座期間: 令和3年(2021年)度1年間のカリキュラムで修了する。 (2) 活動日: 週3日程度(平日に2日、土日に1日程度)
活動場所	静岡芸術劇場、静岡県舞台芸術公園
募集	3月1日～3月15日
主なプログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養についての座学(平日)(オンライン参加も可能)</li> <li>・ ミュージカル映画で学ぶ英語(平日)(オンライン参加も可能)</li> <li>・ SPACの稽古見学、名作戯曲の上演に向けた稽古</li> <li>・ SPAC作品等の観劇、県外合宿(夏季)、成果発表会(R4.2月)</li> </ul>



シアタースクール 2018 『十二夜』



スパカンファン 2017 『ANGELS』

## ウ 演劇の都風土の醸成

- ・ 第1章の3にあるように、実際の様々な興行の状況をみれば本県には演劇を愛好する地域としての風土が形成されている。これを多くの県民が意識し、本県地域が「演劇の都」であるとの認識を高めていくよう、さらに風土の醸成が求められる。
- ・ 構想の柱の1及び2では、演劇を興行するSPACや県内演劇団体の活動の活性化を目指している。上記のア及びイの若年層に対する育成事業は、将来に向けて演劇への意識を育む働きかけでもある。いずれも、県民に演劇に触れる機会を増やす取組であるが、こうした演劇界内部での振興策だけでは、風土の醸成は演劇に興味を持った人々への作用に留まる。風土を醸成するということは、音楽の都ウィーンのように、地域住民にとって演劇が誇れるものとなる必要がある。そのためには、演劇自体の振興とともに、演劇に興味のない階層へのアピールが必要となる。
- ・ まずは、こうした演劇が盛んに行われていることが県民の目に留まり、魅力や価値が伝わらなくてはならないので、県民へのアピールを増やしていく必要がある。
- ・ さらに、演劇が持つ特質や価値を、他の政策分野とも連携して活用することにより、社会的意義を高めていくことも必要である。SPACは、昨年からのコロナ禍の中で、教科書の朗読動画による学校教育への教材の提供や、外部との接触が途絶えた高齢者施設での出張ラジオ公演を試みて、教育、福祉分野との連携の成果を上げた。さらには、演劇の要素を医療におけるセラピーへ活用することも可能性がある。
- ・ このように、教育、福祉、医療等の県民の生活に密着した分野との連携は、演劇の社会的意義を高め、演劇の都の評価を高めるとともに、風土の醸成につながるものである。

### <施策の方向>

- ・ ICTやSNS等の多様な広報ツールを活用し、SPACの活動をはじめ、県内の演劇に関する事象を積極的に情報発信していく。特に、報道機関への情報提供を強化し、県民へのニュースの提供に努める。
- ・ 演劇分野と教育、福祉、医療等の他分野との連携を進めるとともに、他分野への演劇の活用方法についての研究を進める。

### <具体策>

- ・ 演劇団体の実施するイベントを集中的に情報発信する仕組みの新設（再掲）
- ・ 県、SPACによる報道機関への情報提供の強化
- ・ 演劇分野と教育、福祉、医療等の他分野との連携の推進と活用方法の研究

#### (4)「演劇の都」の拠点づくり

「演劇の都」構想は、演劇に関する文化資源を目指して多くの人々が訪れることを目指していることから、目指すべき場所（拠点）を定めておきたい。その拠点が、演劇を愛好する人々の聖地となれば、「演劇の都」のシンボルとなる。

##### ア 拠点となるべき施設

- ・ SPACは、舞台芸術の制作と発表の場の拠点として、グランシップ内の静岡芸術劇場と日本平中腹の静岡県舞台芸術公園の2箇所を「静岡県コンベンションアーツセンターの設置及び管理に関する条例」及び「静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例」の規定に基づき、専用使用しており、SPAC演劇の拠点となっている。
- ・ このうち静岡芸術劇場は、県の公共施設であるグランシップ内にある。そこは集客力の高い大・中のホールや多くのコンベンションスペースがあり、すでに文化芸術の拠点となっている。
- ・ 一方で、豊かな緑と富士山の眺望に恵まれた舞台芸術公園は、約21ヘクタール（216,658㎡）の敷地を有し、花見や散策を目的として年間15,000人程度が訪れている公園であるが、施設規模の割に1日の来場者は著しく少ない。また、グランシップとともに著名な建築家磯崎新氏の設計の園地に点在する野外劇場等の施設も見事な建築物であるが、今回のアンケート調査では、県民の認知度は約3割に留まっている。
- ・ この公園は、SPACの舞台芸術の創作と公演を行う場所として整備されており、SPACが指定管理者として管理するなど、SPACの拠点として長年活用されるに留まっている。
- ・ この公園が、SPACが利用する素晴らしい施設であるということだけでは、演劇を愛好する人々の聖地となることは難しい。一度は訪れてみたい、可能であれば使用してみたいという憧れの思いが聖地化を実現するのであり、「演劇の都」の拠点として公園の活用を進めることが必要である。

<施策の方向>

- ・ 公園の指定管理の期間は令和3年（2021年）度までであり、令和4年（2022年）度からの次期の更新時期を迎えるタイミングである。「演劇の都」の拠点としての公園のあり方を見据えて、当公園の管理体制を検討する必要がある。

<具体策>

- ・ 舞台芸術公園の利活用のあり方の検討
- ・ 利活用を踏まえた指定管理制度の更新



静岡芸術劇場



静岡県舞台芸術公園（楢円堂）

## イ 拠点化に向けた舞台芸術公園資源の活用

- ・ 豊かな緑の中にある広大な敷地とそこに点在する舞台芸術施設は、世界的に評価が高まっているSPACの専用施設として、それだけでも拠点としての価値や魅力がある。現在、SPACが施設を専用使用しており、これがSPACの活躍をハード面で支えていることから、このルールを外すことは現実的ではない。
- ・ 静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例は、附則規定でSPACの専用使用を明確にしているが、SPACの活動に支障のない範囲という工夫ができれば、利活用を拡充する余地はある。
- ・ 「演劇の都」の拠点とするためには、この支障のない範囲で、舞台芸術に関するイベントやアーティストと共同で実施するアートプロジェクト、人材育成に関連した学生のコンクール等、様々な利活用方法を考える必要がある。さらに、拠点としての認知度やブランド力を高めるためには、演劇に関する学びや知識を得られる場所としての工夫も必要である。こうして、多くの人々が来園することで、「演劇の都」の拠点として機能することが期待される。
- ・ しかし、この公園には、使用制限のほかに、構造的な大きな課題がある。有名観光地の日本平に向かうパークウェイ道路の中間に位置し、多くの観光客が通る箇所でありながら、存在の認知度が31%に留まり、観光客に素通りされている。さらに、立ち寄ろうと考えても、駐車場は70台のみで、公共交通機関も1時間に1本のバスのみであり、SPACの公演日には貸切バスの運行で対応している。
- ・ また、施設自体の課題として、築20年が経過し、施設全般の老朽化が進み、大規模な修繕が必要な時期に差し掛かっていることがある。十分に検討された計画により、施設の維持管理を行うことも求められる。
- ・ 拠点化を進めるに当たっては、こうした利活用への課題と構造的な問題を的確に解決していくことが肝要である。

### <施策の方向>

- ・ まずは、SPACによる利活用の拡大を図る。
- ・ その上で、「演劇の都」の拠点化に向けて、一般利用、県民への還元方法の可能性を検討し、利活用を進めていく。
- ・ 同時に、施設の改修やアクセスの利便、集客時の交通オペレーションも含めて、円滑な利用のリスク管理も行う。

### <具体策>

- ・ 演劇ギャラリー、演劇アカデミー等SPACの資源や事業を生かした利活用の検討
- ・ 「演劇の都」拠点化に向けた一般利用も含む利活用拡充施策の検討
- ・ 利活用の拡充を踏まえた公園の修繕等の計画の検討

## 第3章 「演劇の都」の観光活用と推進体制

前章までの文化芸術活動による「演劇の都」構想の実現が進んだ場合には、その文化的な人の動きや施設の特徴を、さらに広く集客を行う観光に活用できないか考えたい。

さらに、「演劇の都」の実現に向けて、円滑かつ効果的に構想を前進させるための体制についても触れておく。

### 1 「演劇の都」の観光活用

- ・ まず、SPACの演劇活動の集客力を観光に活用することが考えられる。SPACを観劇に来る人々を周辺の観光に誘客する、首都圏等遠隔地からの観劇ツアーを旅行商品化することも考えられる。
- ・ 次に、「演劇の都」の拠点となる舞台芸術公園の観光活用である。前述のように舞台芸術公園は抜群の観光立地条件を持ちながら、閉鎖的な利用であるが故に県民に利用されていない。いかに、県民や観光客に立ち寄る目的を提供できるかが鍵となる。
- ・ 県民や観光客が立ち寄り先に求めるものは、その場所でしか観ることのできない、体験できない差別化された資源である。
- ・ この公園の「演劇の都」の拠点としての特徴を生かすには、舞台芸術に関する文化資源を活用することであり、SPACや演劇に関する展示やイベントを行うことを検討したい。
- ・ さらには、公園が広大な敷地や多様な施設を有することから、利用の制限の課題が解決されることが前提となるが、商業的な観光イベントや施設で誘客できないか検討も必要である。例えば、アートの展示会、静岡市で行われる大道芸のような舞台芸術的なイベント、季節的なイルミネーション等のイベント、既存施設を活用した飲食施設など、民間活力の活用も模索できよう。
- ・ また、周辺観光施設との連携も欠かせない。パークウェイ道路では数分で、大きな集客力のある日本平夢テラスや動物園とつながっている。静岡県立美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、久能山東照宮などの文化施設も周遊範囲内である。こうした施設間との回遊を誘導することにより、観光活用の可能性を考えるべきである。

#### <施策の方向>

- ・ 観光活用のうち、SPACの活動の範囲内で工夫できるものは、積極的に検討する。観光活用についても、SPACのホームページやSNS等を活用した広報はもちろん、首都圏メディアを活用した全国や海外に向けた情報発信等、情報提供の手法の多様化を進めていく。

- ・ 一般利用による観光活用の検討は、資本の投資やマーケティングの課題もあり、十分な調査が必要となるが、舞台芸術公園のあり方を関係者と十分に検討することとする。
- ・ 旅行商品の造成等の観光資源としての活用については、観光協会や旅行、交通系の企業などステークホルダーを広げ、広い視点での検討を行う。

<具体策>

- ・ 県とSPACの検討組織によるあり方の検討
- ・ 効果的な広報、観光部門との連携の推進
- ・ 首都圏メディアや旅行事業者等と連携した観光商品の検討



すぱっくおーぷんでい 2019



カチカチ山情報コーナー

## 2 「演劇の都」構想の推進体制

### (1) 令和2年(2020年)度

- ・「演劇の都」構想策定委員会を設置し、構想の内容、事業の方向性、具体策を取りまとめた。  
(委員会構成員：SPAC芸術総監督、文化事業有識者、観光関係有識者、マスコミ関係者、県教委高校教育課、県文化担当理事)
- ・SPAC演劇アカデミー事業を令和3年(2021年)4月から開校する準備を進めた。

### (2) 令和3年(2021年)度以降

舞台芸術公園の利活用拡充策について、県が主導して計画を策定する。

また、「演劇の都」構想に記載した柱について、文化政策課とSPACが中心となって、それぞれの項目の具体的な事業計画を立て、準備が整ったものから順次、事業化していく。

とりわけ、令和3年(2021年)度は、以下の事業を重点的に実施する。

#### ア 舞台芸術公園の指定管理者の更新

現在は、SPACが公園の管理を行っているが、「演劇の都」構想を踏まえて、「演劇の都」の拠点として、令和4年(2022年)度からの指定管理者の更新作業において、今後の利活用の拡充を踏まえた見直しを行う。また、利活用計画を策定し、モデル的事業を試行する。

#### イ SPAC演劇アカデミーの運営

アカデミーを令和3年(2021年)4月に開校し、着実に運営を進めつつ、県教育委員会高校教育課と連携し、演劇専門教育の指導方法、カリキュラム、教材の研究を進める。

# 参考資料

## ①演劇文化に関する県民意識調査・演劇団体調査結果

### I 調査概要

### II 県民意識調査結果

### III 演劇団体調査結果

## ②静岡県舞台芸術公園利活用可能性調査 最終報告（概要）

## ③静岡芸術劇場 図面

## ④静岡県舞台芸術公園 案内図

## ⑤ふじのくに文化振興基本計画 抜粋

- ・体系図

- ・重点施策3

## ⑥静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例

## ⑦「演劇の都」構想策定までの経緯



# I 調査概要

## 1 調査目的

県民意識調査：これまでの文化振興施策の推進に伴う県民の演劇文化に対する関心や観劇の状況を把握し、今後の施策や事業の方向性を検討するための基礎資料とします。

演劇団体調査：現状や課題、今後の活動の方向性について把握し、今後の施策推進に役立てるための基礎資料とします。

## 2 調査対象

県民意識調査：静岡県内に居住する満18歳以上の男女2,000名を調査対象とします。対象の割付は県内の地域・年代別の構成に基づいて、以下の通り設定します。

	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
西部地域	93	98	123	107	291	712
中部地域	79	79	106	97	273	634
東部地域	73	76	105	96	268	618
賀茂地域	2	3	5	5	21	36
合計	247	256	339	305	853	2,000

※割付の算出には、静岡県統計センターが公表している令和元年10月1日時点の人口分布を参照しています。

※地域区分は以下のとおり設定します。

- 西部地域：浜松市、湖西市、磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市、菊川市、森町
- 中部地域：静岡市、藤枝市、焼津市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町
- 東部地域：熱海市、伊東市、沼津市、三島市、裾野市、御殿場市、富士市、富士宮市、伊豆の国市、伊豆市、函南町、清水町、長泉町、小山町
- 賀茂地域：下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、西伊豆町、松崎町

※なお、集計の結果、性別の回収数は以下のとおりとなりました。

- 性別内訳：男性 1,236名、女性 764名

演劇団体調査：静岡県演劇協会や（公財）静岡県文化財団等を通じて代表者の所存が確認できた89団体を対象とします。 ⇒ **有効回収数 34団体**

## 3 調査期間

県民意識調査：令和2年12月11日（金）～ 令和2年12月25日（金）

演劇団体調査：令和2年12月24日（木）～ 令和3年1月15日（金）

## 4 調査方法

県民意識調査：民間調査会社のモニターを利用したWEBアンケートの配信・回収

演劇団体調査：郵送配布・郵送回収

## 5 報告書の見方

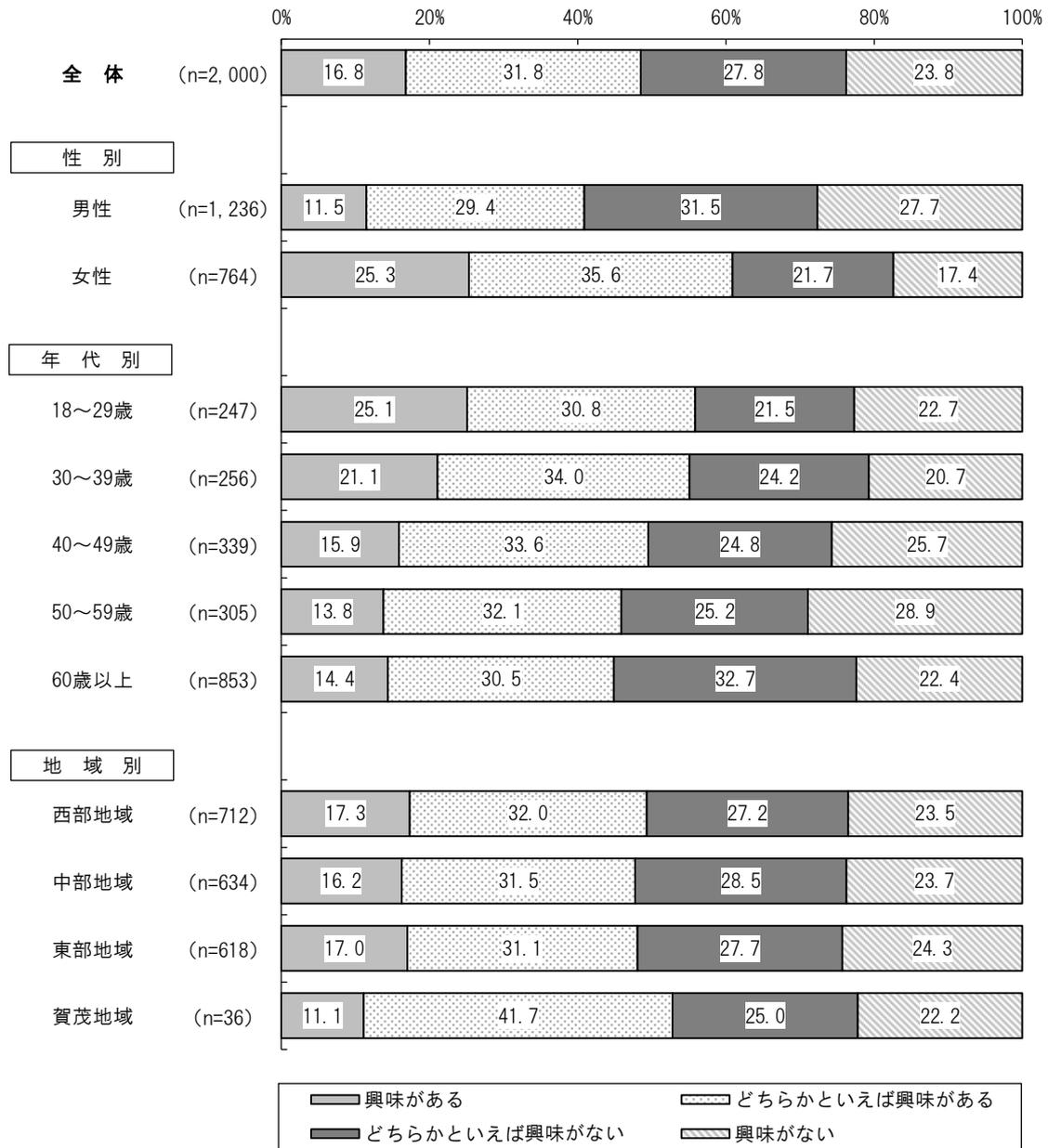
- (1) 「n」は各設問の回答者数を表しています。
- (2) 回答結果の割合「%」は、「n」を基数として算出し、それぞれの割合を小数点以下第2位で四捨五入しています。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）の設問であっても、合計値が100%にならない場合があります。
- (3) 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答結果の割合の合計値が100%を超えることがあります。
- (4) 一部のグラフにおいて、回答者がいない項目は数値の掲載を省略しています。
- (5) 調査数「n」が30未満の項目については、コメントを省略している場合があります。
- (6) 演劇団体調査の調査数（n）は、回答を人数（人）で示しています。
- (7) 紙面の都合上、グラフにおいて選択肢を省略して掲載している場合があります。

## Ⅱ 県民意識調査結果

### 1. 演劇等の興味の有無

問1 あなたは演劇等※に興味はありますか。（○はひとつ）

※この場合の「演劇等」とは、舞台芸術のうち、演劇（時代劇、現代劇）、オペラ・ミュージカル、伝統芸能（歌舞伎、能、狂言、落語）、バレエ・舞踏などのダンスパフォーマンスなどを含むこととします。以降の設定でも同様です。



演劇等の興味の有無においては、「興味がある」が16.8%、「どちらかといえば興味がある」が31.8%、「どちらかといえば興味がない」が27.8%、「興味がない」が23.8%となっています。

年代別でみると、「興味がある」と「どちらかといえば興味がある」を合わせた『興味がある』が、60歳以上では44.9%と、年代が高くなるにつれて減少傾向にあります。

## 2. 演劇等に興味を持ったきっかけ【自由記述】

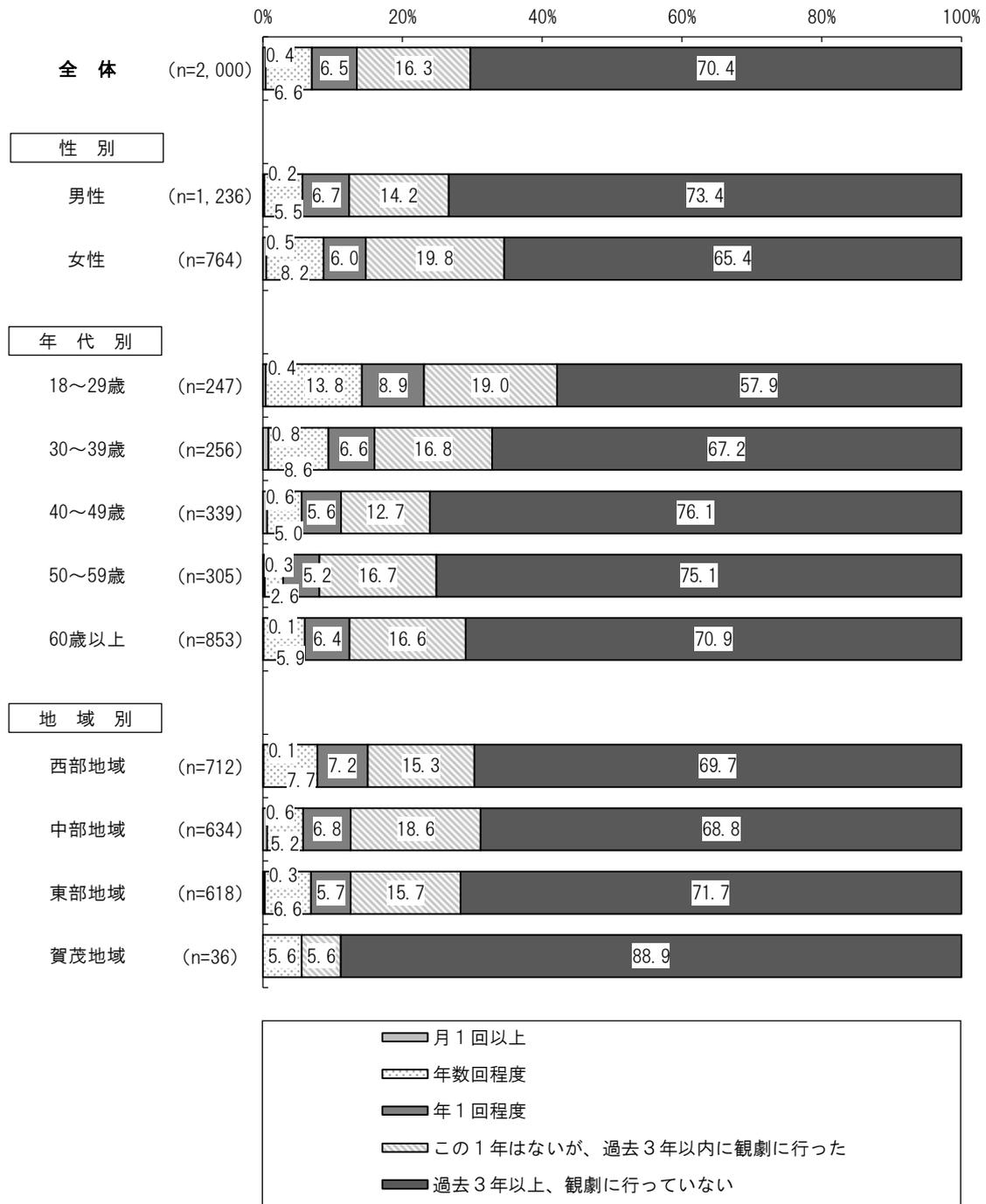
問1で、「1 興味がある」「2 どちらかといえば興味がある」を回答した人のみ

問2 あなたが演劇等に興味を持ったきっかけは何ですか。

分類項目	自由記述内容【抜粋】
【鑑賞した事がある、関わった経験がある】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いつもと違う雰囲気、演者の魅力にひきこまれました</li> <li>● 生の感動に触れて感激したのがきっかけです</li> <li>● 大学時代の友人がやっているから</li> <li>● 友人に紹介されたため</li> <li>● 学生時代の演劇鑑賞</li> </ul>
【興味、憧れ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 舞台の華やかさ</li> <li>● 感動を受けたい</li> <li>● 子供の頃から興味があった</li> <li>● 自分にはない体験ができて楽しい</li> <li>● 夢中にさせてくれる</li> </ul>
【テレビ、映画、芸能人の影響】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 友達の部活、テレビドラマ</li> <li>● 好きな俳優がいる</li> <li>● 学校の演劇鑑賞、テレビ</li> <li>● 好きな芸能人が舞台に出演していたから</li> <li>● テレビで演劇特集をみたから</li> </ul>

### 3. 過去1年間で観劇に行った程度

問3 あなたは、過去1年間でどの程度演劇等の観劇に行きましたか。（○はひとつ）



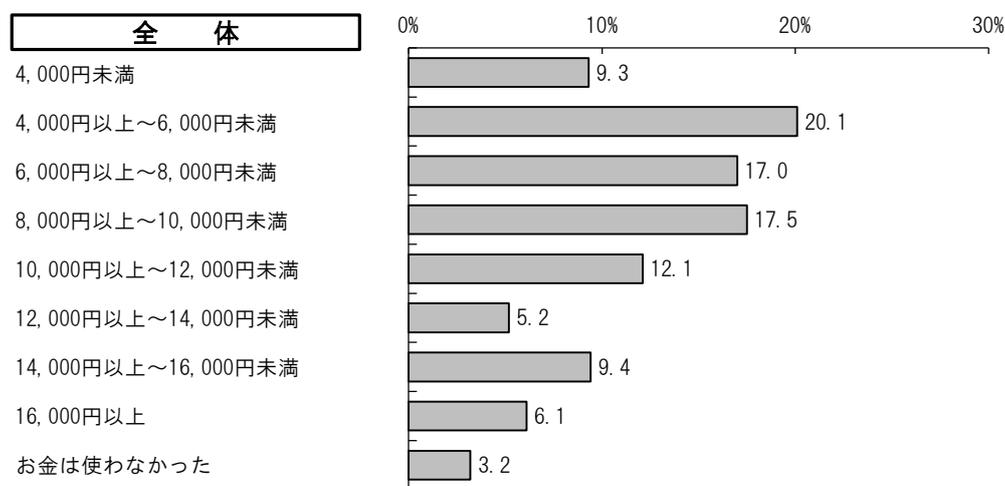
過去1年間で観劇に行った程度においては、「過去3年以上、観劇に行っていない」が70.4%と最も多く、次いで「この1年はないが、過去3年以内に観劇に行った」が16.3%、「年1回程度」が6.5%などとなっています。

年代別でみると、『3年以内に観劇に行った』割合が、18~29歳では42.1%と最も多く、40~49歳では23.9%と最も少なくなっています。

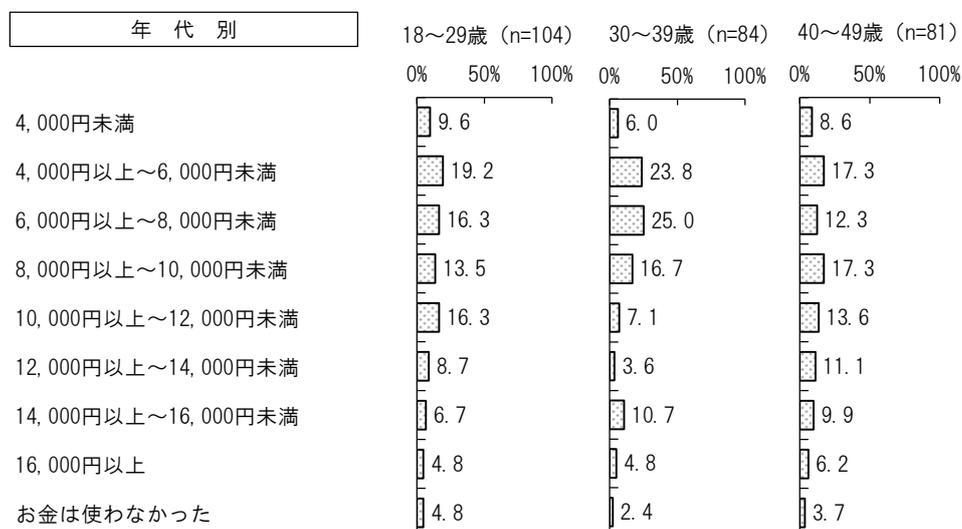
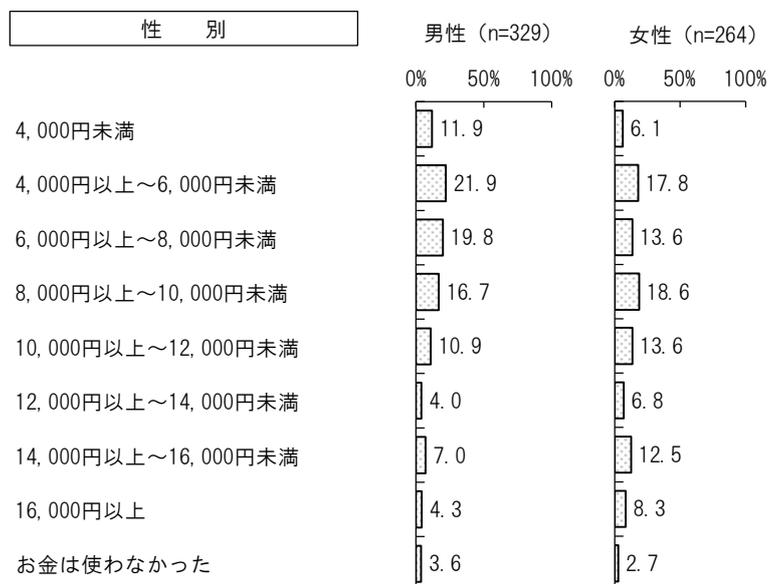
## 4. 1回の観劇で支出する平均金額

問3で、「5 過去3年以上、観劇に行っていない」以外を回答した人のみ

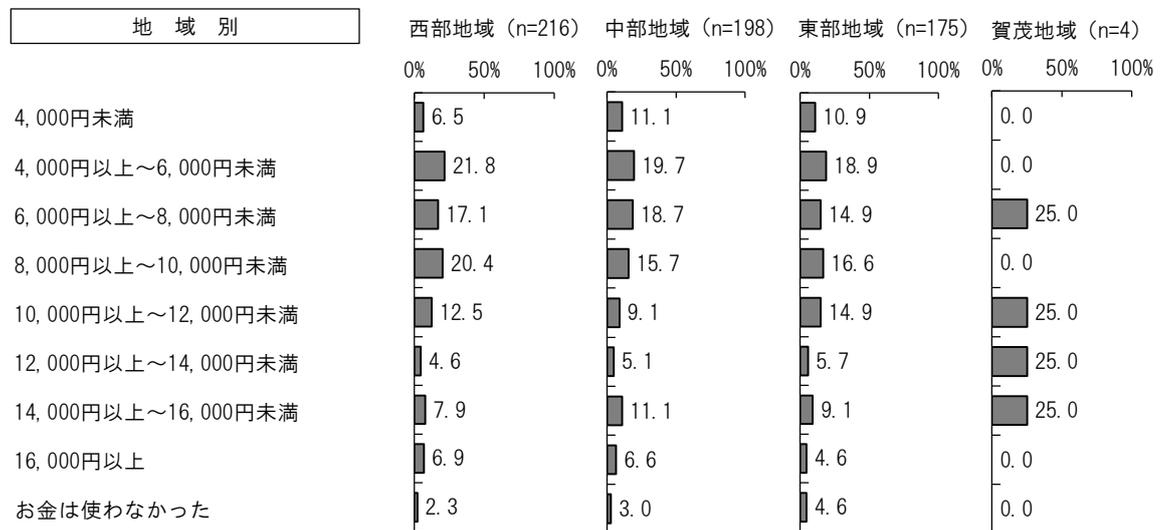
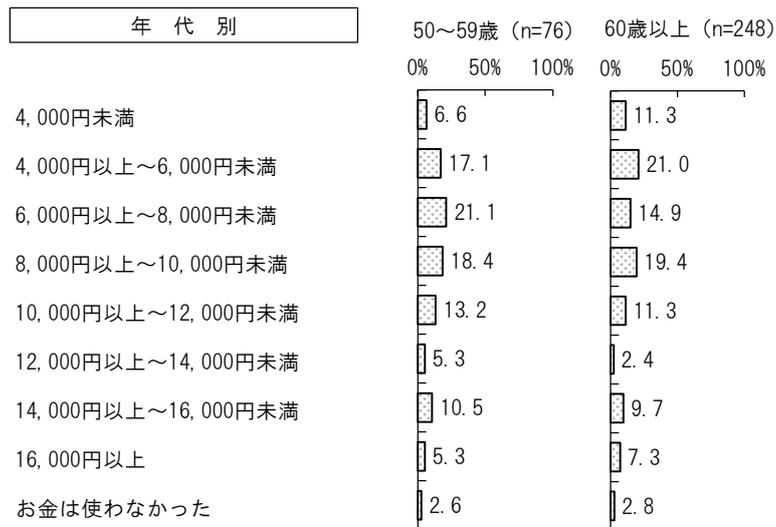
問4 あなたは、1回の観劇で平均いくら位のお金（チケット代、交通費、宿泊費など）を支出していますか。（〇はひとつ）



(n=593)



①演劇文化に関する県民意識調査・演劇団体調査結果（Ⅱ 県民意識調査結果）



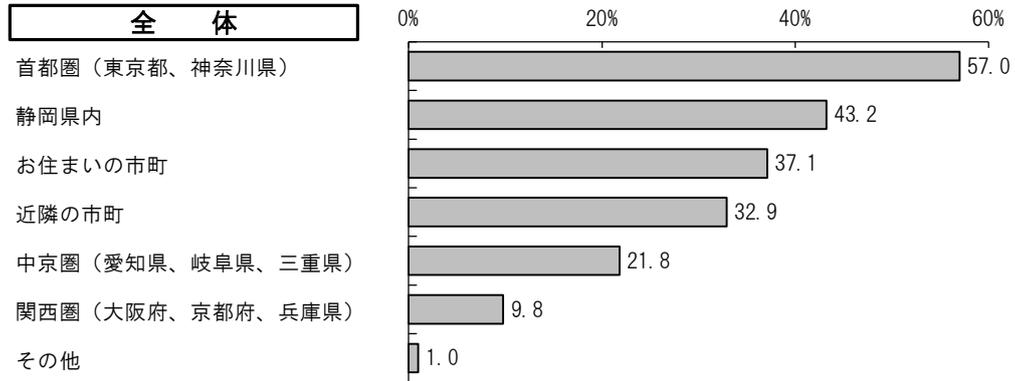
1回の観劇で支出する平均金額においては、「4,000円以上～6,000円未満」が20.1%と最も多く、次いで「8,000円以上～10,000円未満」が17.5%、「6,000円以上～8,000円未満」が17.0%などとなっています。

年代別で見ると、30～39歳では『10,000円未満』が71.5%と、他の年代に比べて多くなっています。

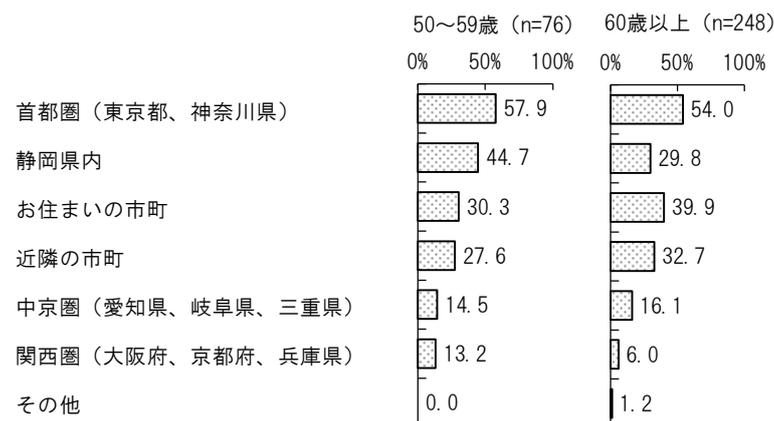
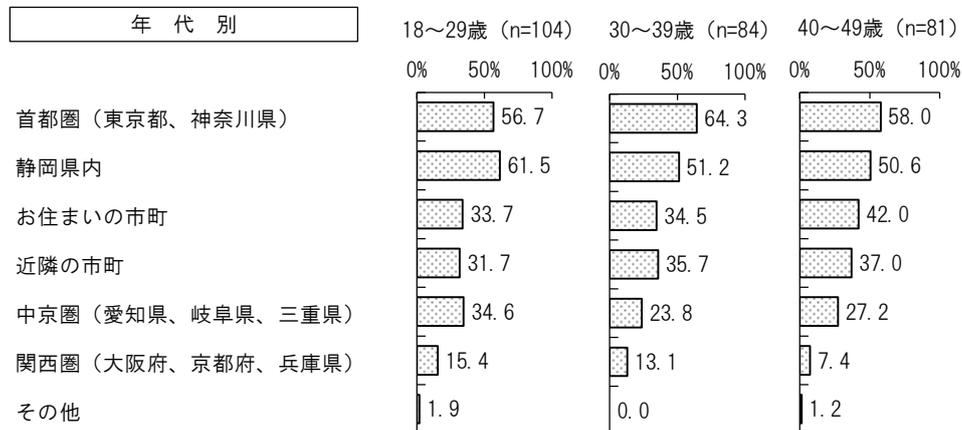
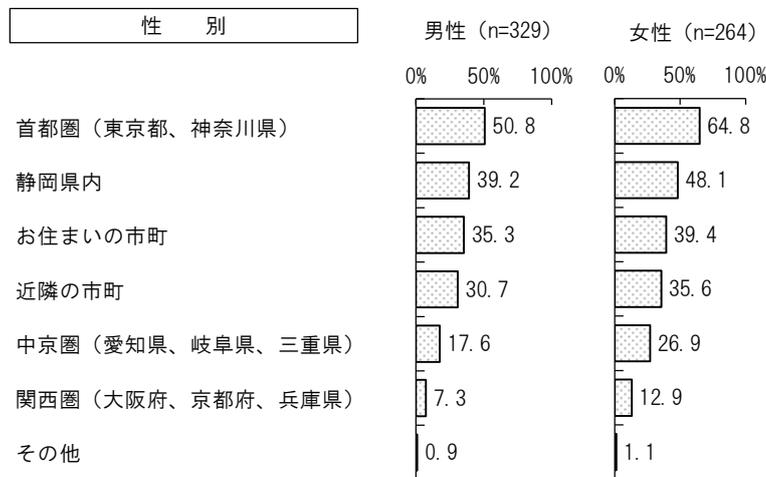
## 5. 観劇のために出かけたいと思う地域

問3で、「5 過去3年以上、観劇に行っていない」以外を回答した人のみ

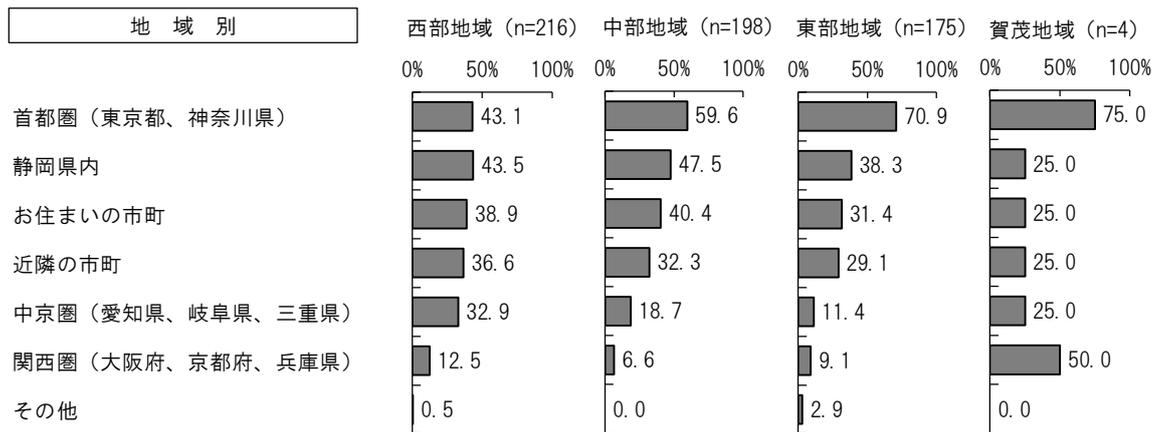
問5 あなたが観劇のために出かけたいと思う地域は次のうちどれですか。（いくつでも）



(n=593)



①演劇文化に関する県民意識調査・演劇団体調査結果（Ⅱ 県民意識調査結果）



観劇のために出かけたいと思う地域においては、「首都圏（東京都、神奈川県）」が57.0%と最も多く、次いで「静岡県内」が43.2%、「お住まいの市町」が37.1%などとなっています。

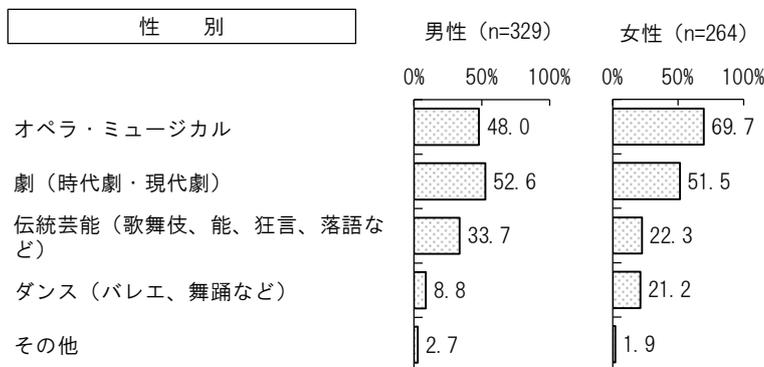
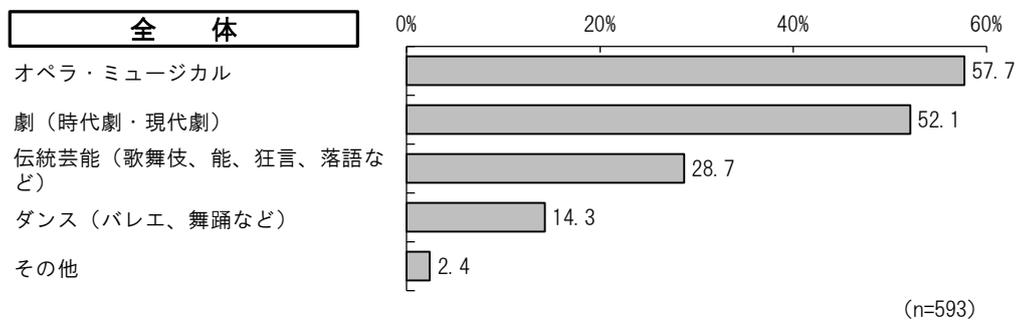
性別でみると、「首都圏（東京都、神奈川県）」が男性では50.8%、女性では64.8%と、女性のほうが多くなっています。

年代別ではみると、18～29歳では「静岡県内」が61.5%と最も多くなっています。

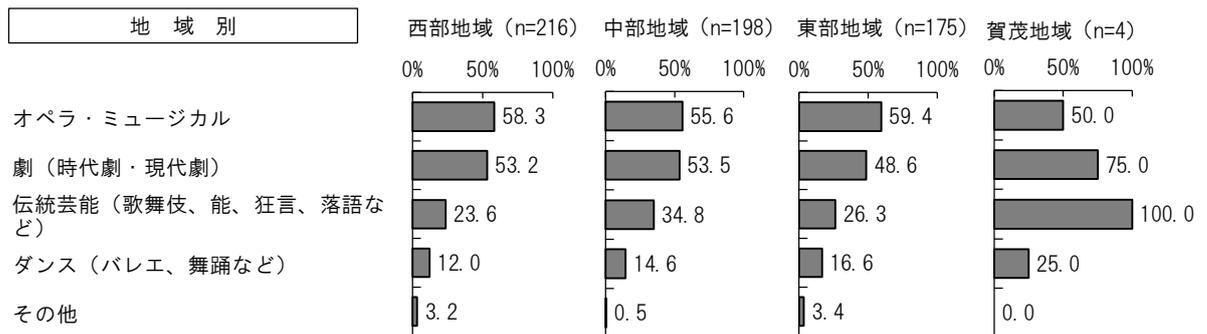
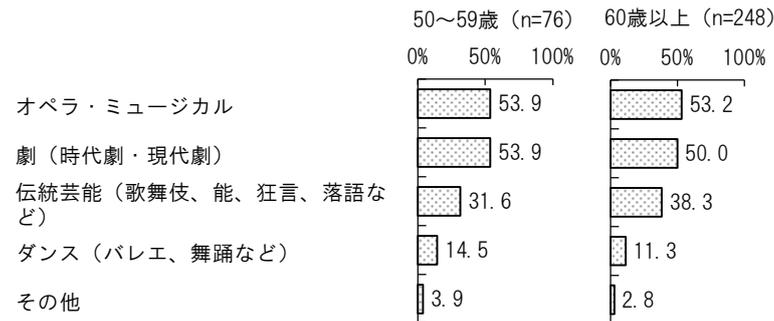
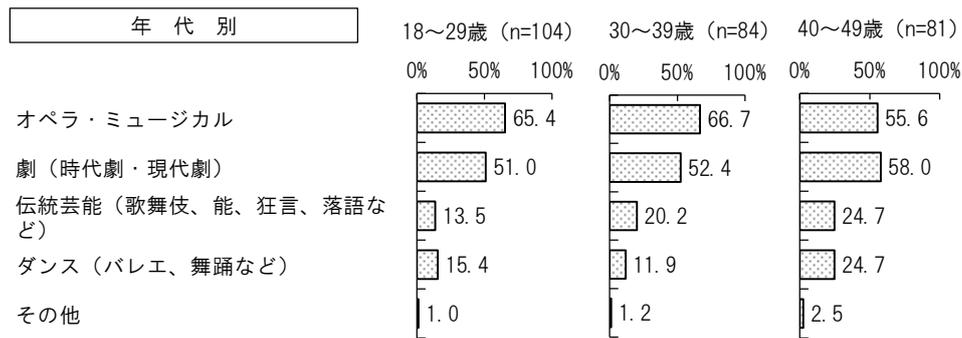
## 6. よく観劇する演劇等のジャンル

問3で、「5 過去3年以上、観劇に行っていない」以外を回答した人のみ

問6 あなたがよく観劇する演劇等のジャンルは何ですか。（いくつでも）



①演劇文化に関する県民意識調査・演劇団体調査結果（Ⅱ 県民意識調査結果）



よく観劇する演劇等のジャンルにおいては、「オペラ・ミュージカル」が57.7%と最も多く、次いで「劇（時代劇・現代劇）」が52.1%、「伝統芸能（歌舞伎、能、狂言、落語など）」が28.7%などとなっています。

性別でみると、男性では「劇（時代劇・現代劇）」が52.6%と最も多くなっています。

年代別でみると、「伝統芸能（歌舞伎、能、狂言、落語など）」が、60歳以上では38.3%と、年代が高くなるにつれて多くなっています。

**7. 観劇する理由や目的【自由記述】**

問3で、「5 過去3年以上、観劇に行っていない」以外を回答した人のみ

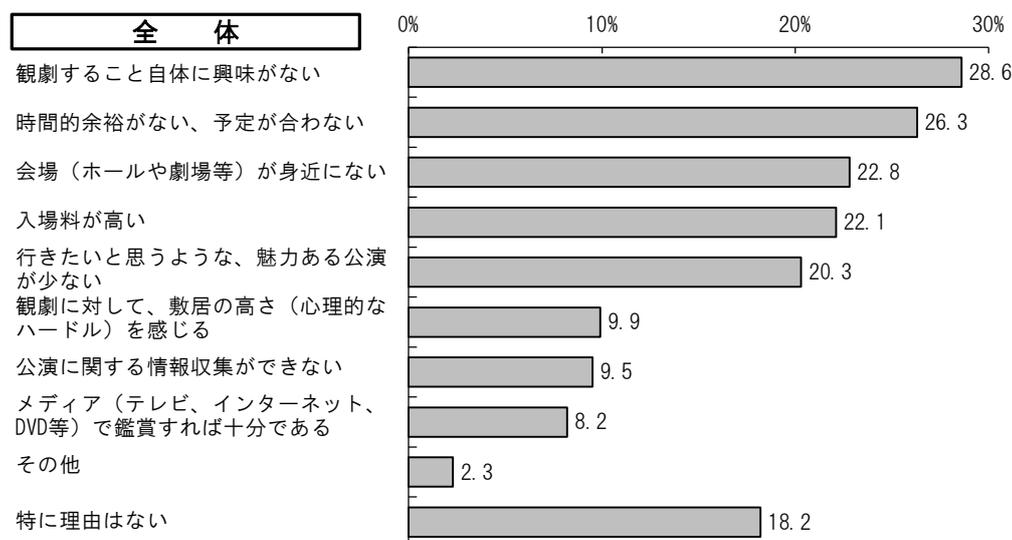
問7 あなたが観劇する理由や目的は何ですか。差し支えない範囲で自由にお書きください。

分類項目	自由記述内容【抜粋】
【娯楽のため】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 違う世界に引き込まれる感覚を楽しめるから</li> <li>● 心の豊かさ</li> <li>● ライブ感と非日常感</li> <li>● 役者の表情や芸を楽しむ</li> <li>● 日本の良き伝統に触れられる</li> </ul>
【知人の付き合い】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家族も好きで誘われるから</li> <li>● 知人からの紹介</li> <li>● 妻が行くから</li> <li>● 知人に誘われて</li> </ul>
【ストレス発散、リフレッシュのため】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常から離れられるから</li> <li>● 気分転換</li> <li>● 疲れを癒すため</li> <li>● 観劇によるストレス発散</li> <li>● 自分の勉強のため。感動することで元気を得る</li> </ul>
【家族、知人、俳優を鑑賞するため】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 好きな俳優が出ているから</li> <li>● 知り合いが出演するから</li> <li>● 役者との一期一会の出会い。時間、空間を共有したいから</li> <li>● 親類が劇団に参加している</li> <li>● 応援する演者が出演しているから</li> </ul>

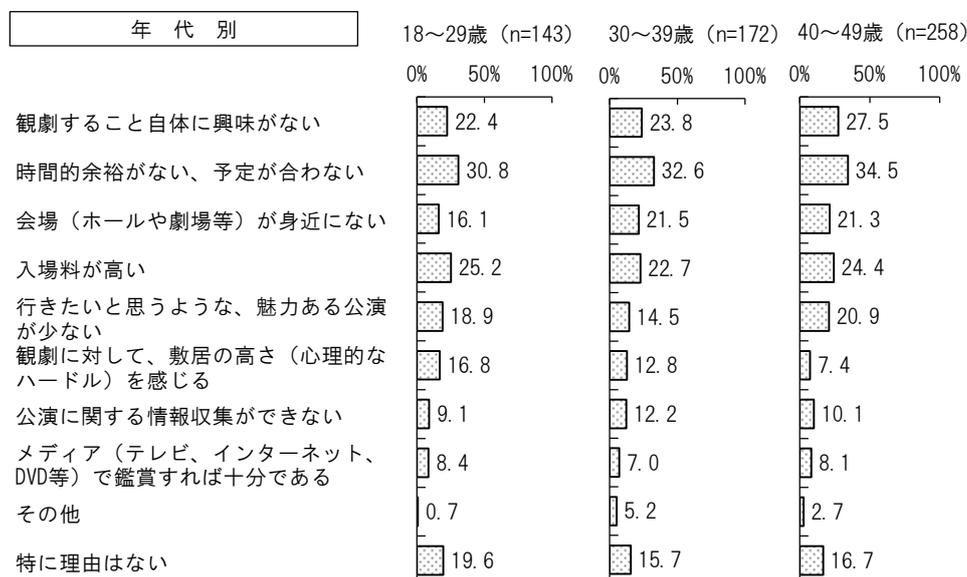
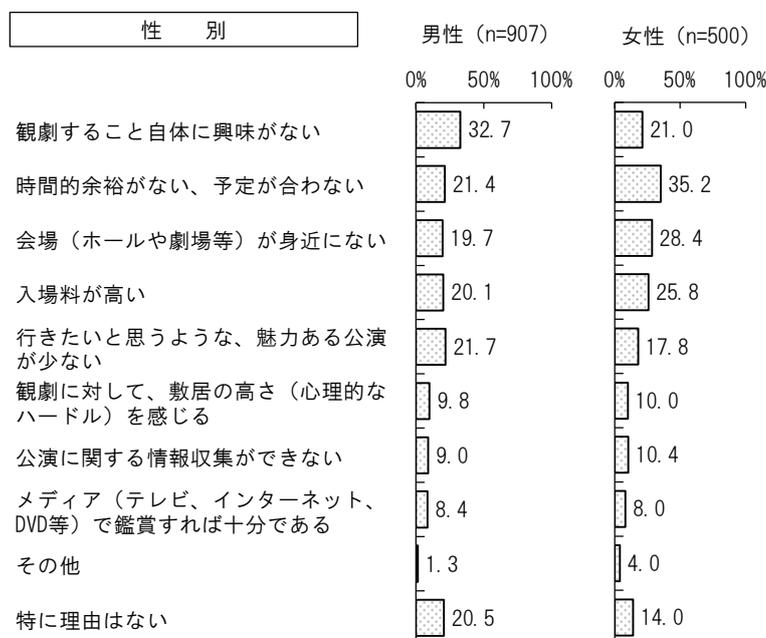
## 8. 観劇に行かなかった理由

問3で、「5 過去3年以上、観劇に行っていない」を回答した人のみ

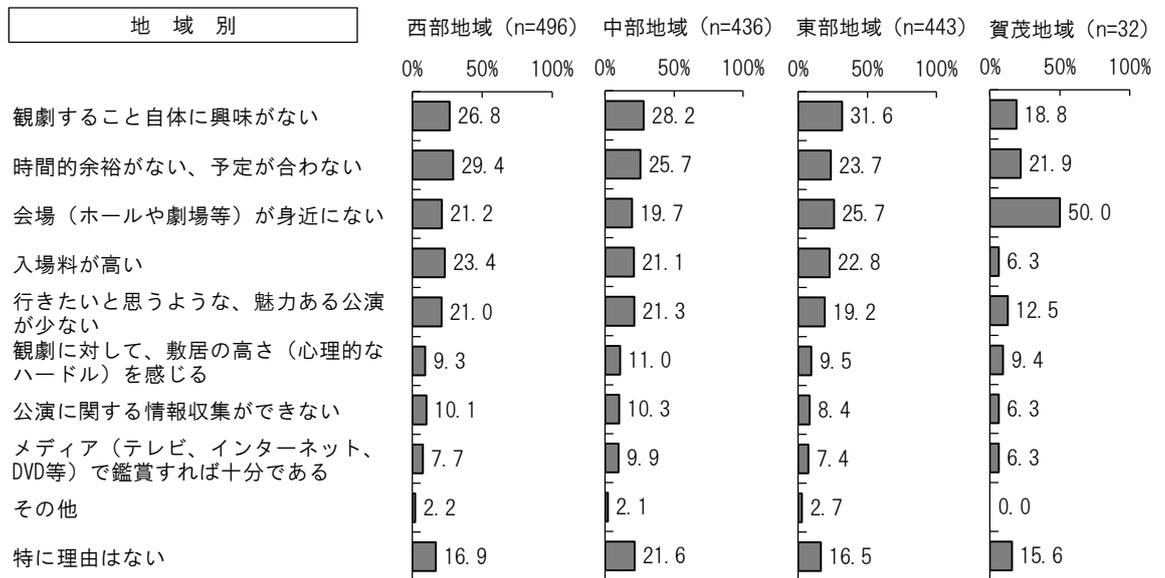
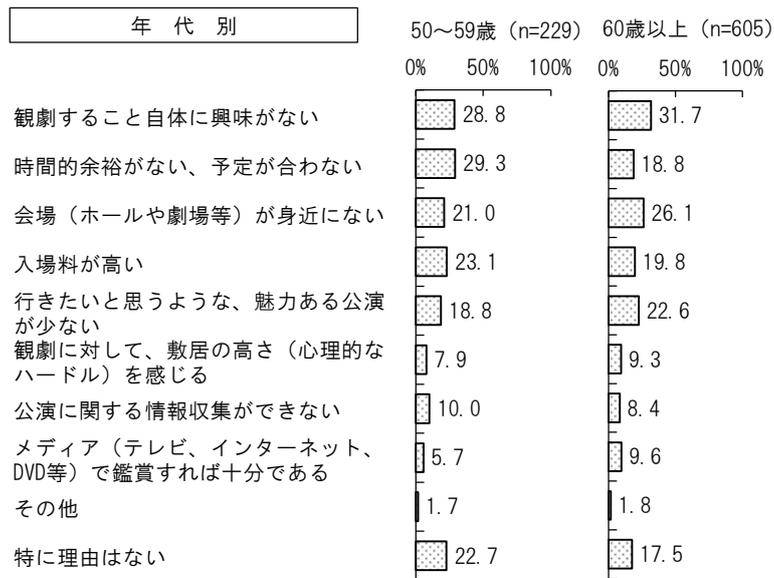
問8 観劇に行かなかったのは、どのような理由からですか。（いくつでも）



(n=1,407)



①演劇文化に関する県民意識調査・演劇団体調査結果（Ⅱ 県民意識調査結果）



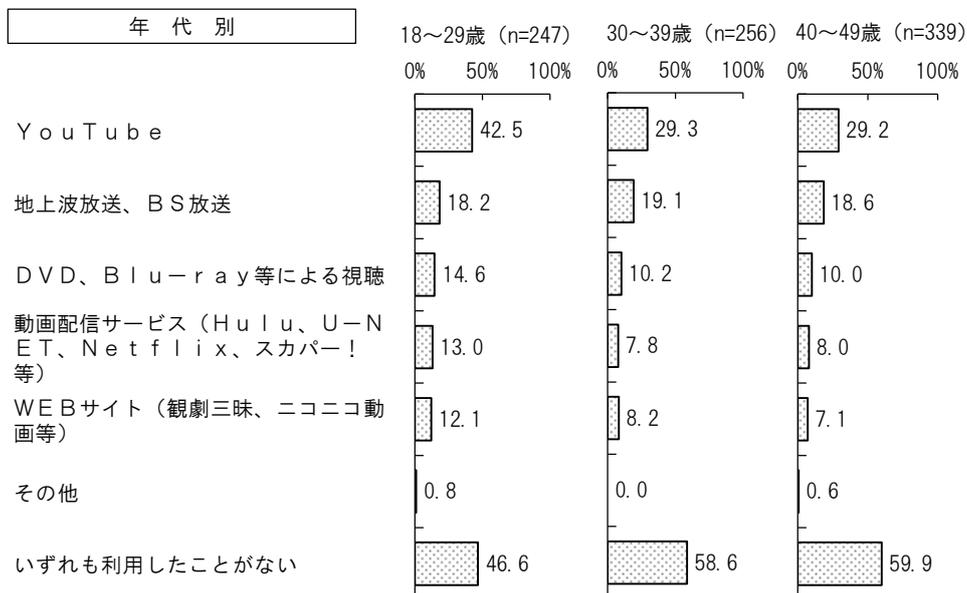
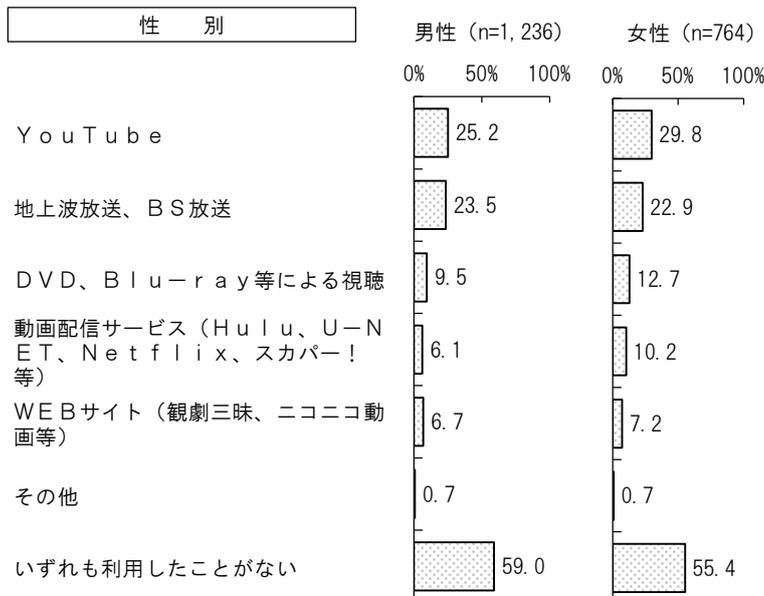
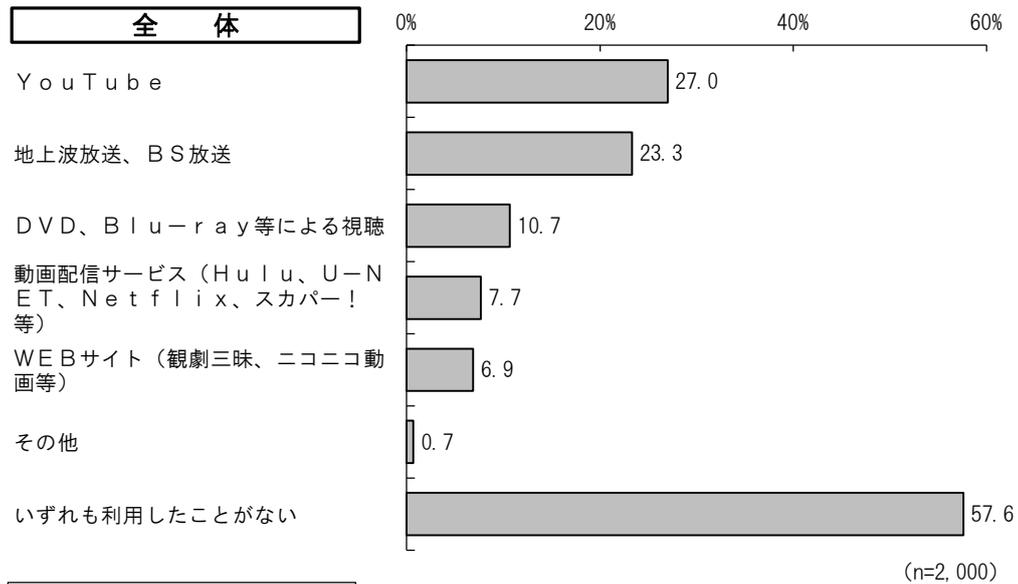
観劇に行かなかった理由においては、「観劇すること自体に興味がない」が28.6%と最も多く、次いで「時間的余裕がない、予定が合わない」が26.3%、「会場（ホールや劇場等）が身近にない」が22.8%などとなっています。

性別でみると、女性では「時間的余裕がない、予定が合わない」が35.2%と最も多くなっています。

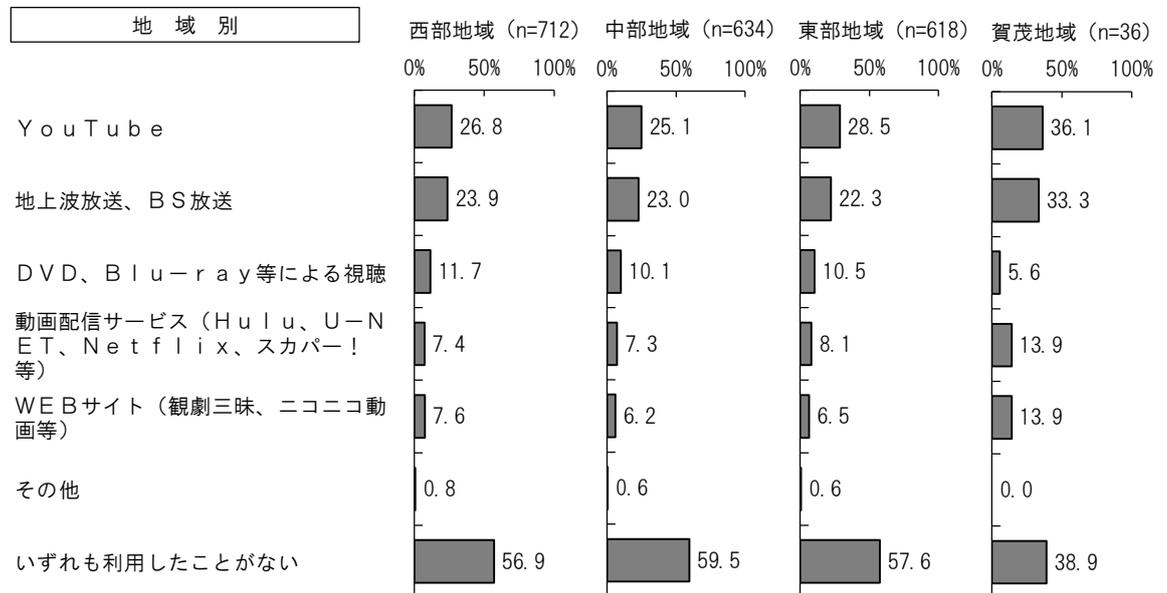
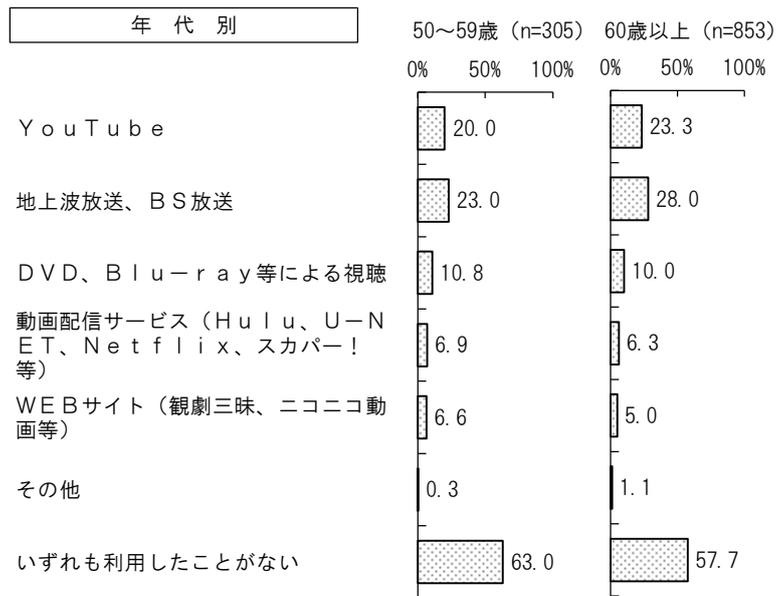
年代別でみると、18～49歳では「時間的余裕がない、予定が合わない」が3割を超えています。また、18～29歳では「観劇に対して、敷居の高さ（心理的なハードル）を感じる」が16.8%と、他の年代に比べて多くなっています。

## 9. オンライン公演や演劇動画視聴のために利用したサービスや手段

問9 あなたがオンライン公演や演劇動画視聴のために利用したことがあるサービス・手段は次のうちどれですか。（いくつでも）



①演劇文化に関する県民意識調査・演劇団体調査結果（Ⅱ 県民意識調査結果）

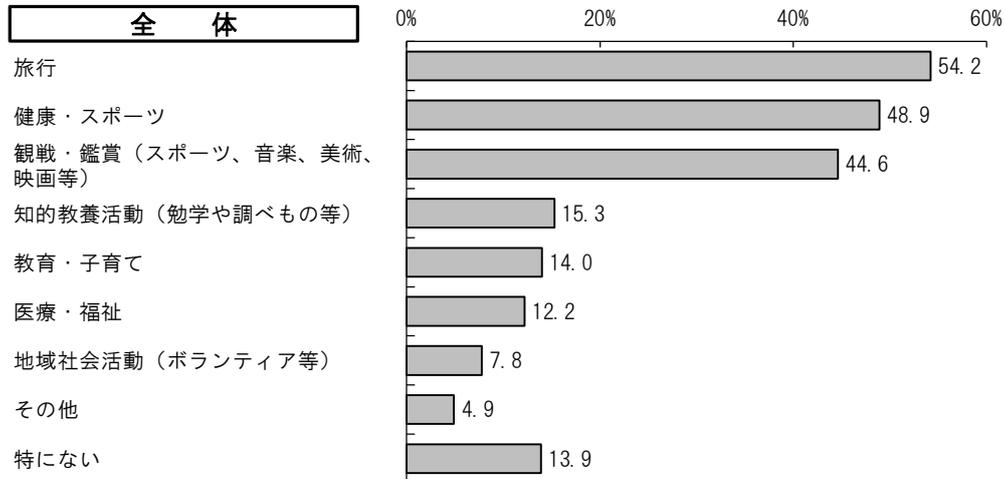


オンライン公演や演劇動画視聴のために利用したサービスや手段においては、「YouTube」が27.0%と最も多く、次いで「地上波放送、BS放送」が23.3%、「DVD、Blu-ray等による視聴」が10.7%などとなっています。また、「いずれも利用したことがない」が57.6%となっています。

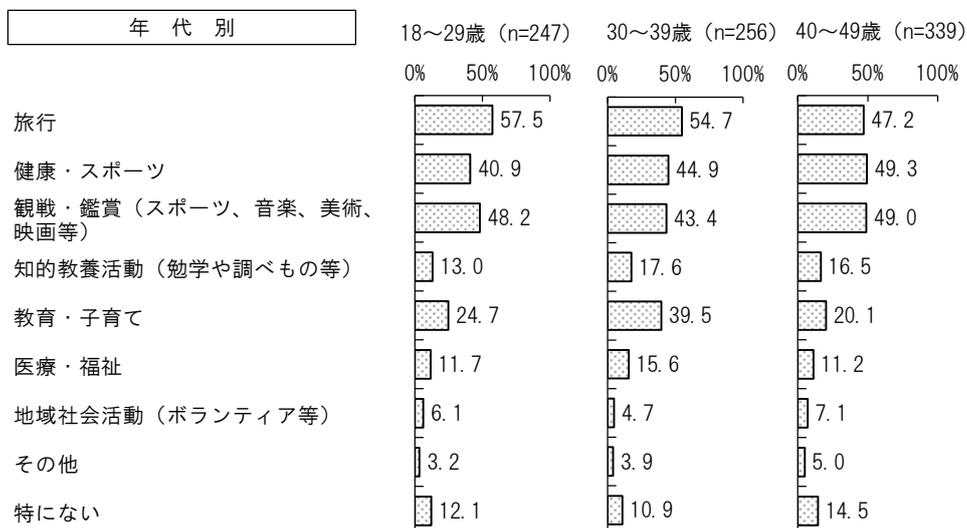
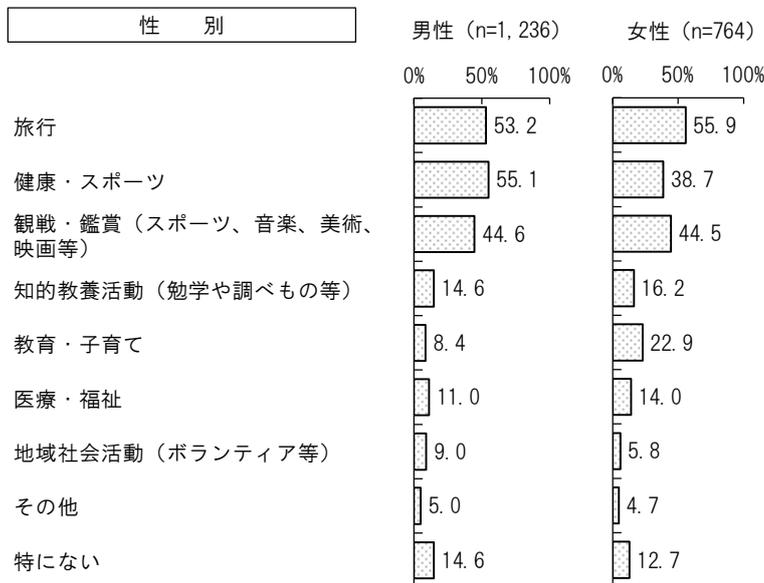
## 10. 演劇等のほかに、日常的な趣味や関心を持っていること

問10 あなたは演劇等のほかに、日常的な趣味や関心を持っていることがありますか。

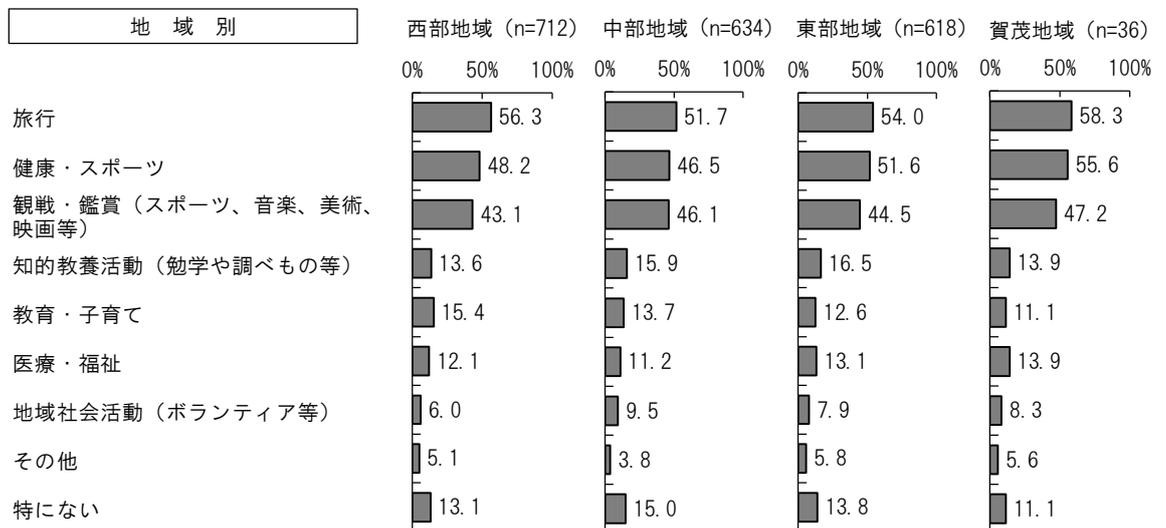
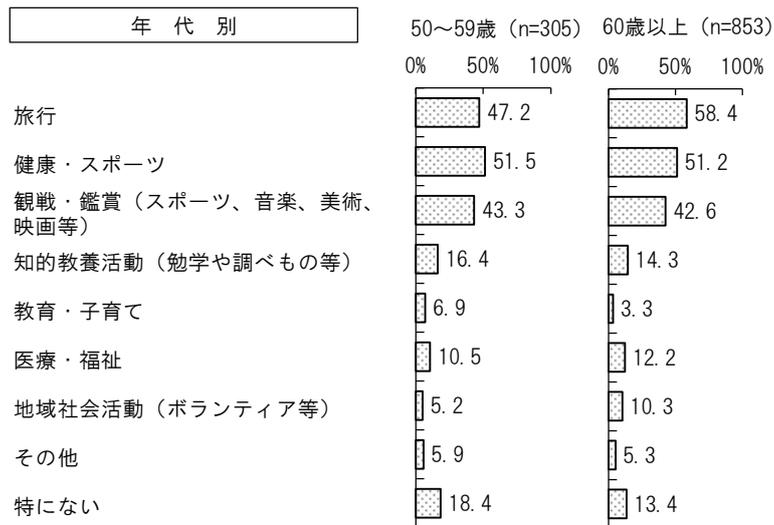
(いくつでも)



(n=2,000)



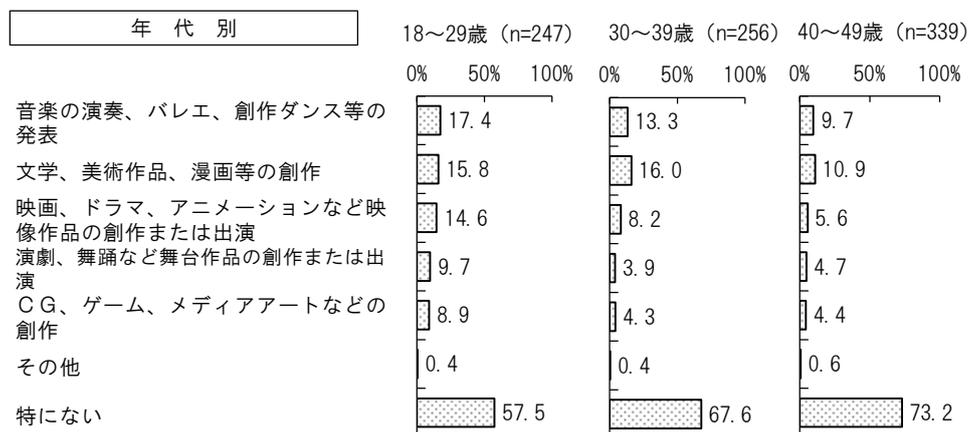
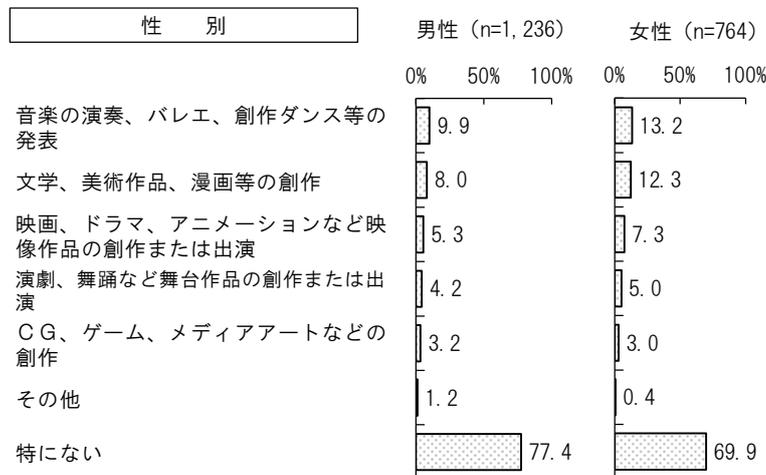
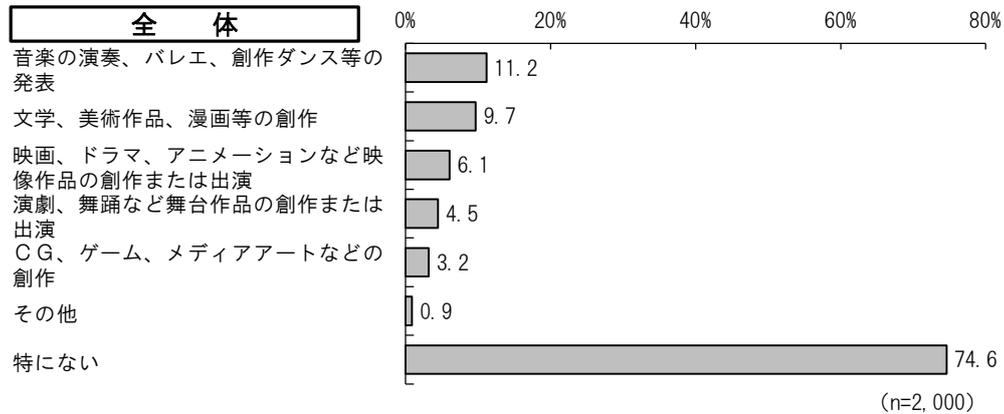
①演劇文化に関する県民意識調査・演劇団体調査結果（Ⅱ 県民意識調査結果）



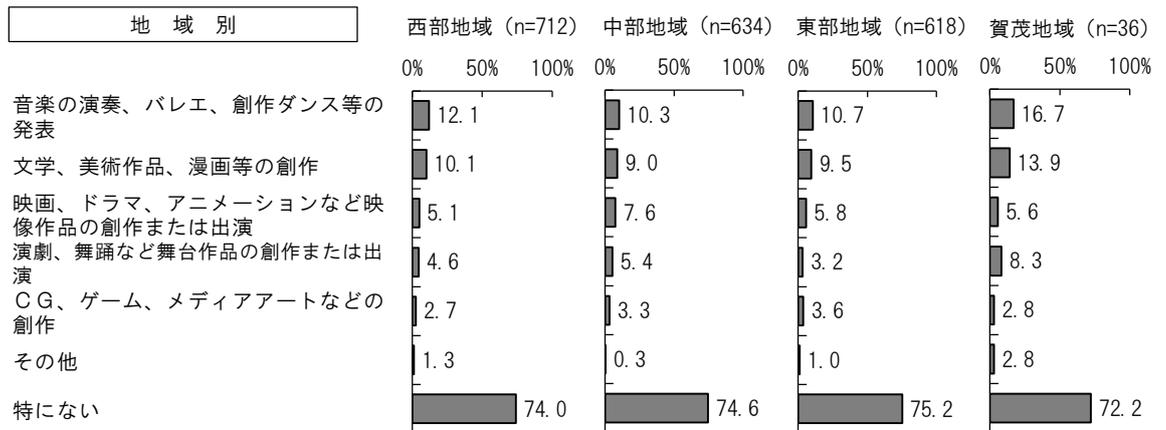
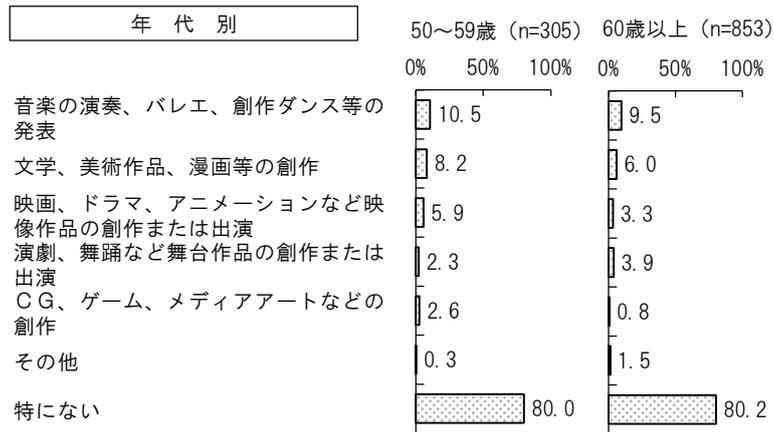
演劇等のほかに、日常的な趣味や関心を持っていることにおいては、「旅行」が54.2%と最も多く、次いで「健康・スポーツ」が48.9%、「観戦・鑑賞（スポーツ、音楽、美術、映画等）」が44.6%などとなっています。

## 11. 鑑賞ではなく、自発的に文化的な創作活動を実践したこと

問11 あなたはこれまでに、鑑賞（や学校の授業として）ではなく、自発的に文化的な創作活動を実践したことはありますか。（いくつでも）



①演劇文化に関する県民意識調査・演劇団体調査結果（Ⅱ 県民意識調査結果）



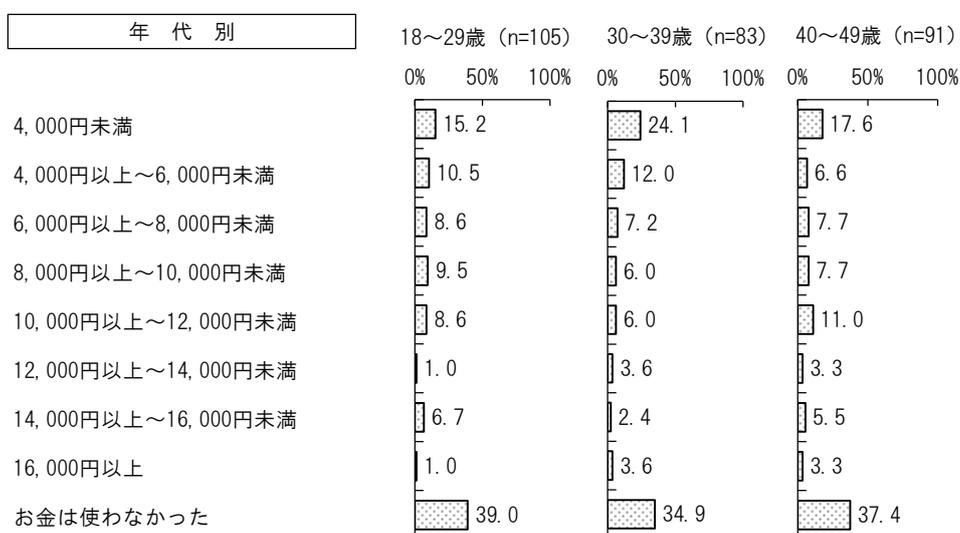
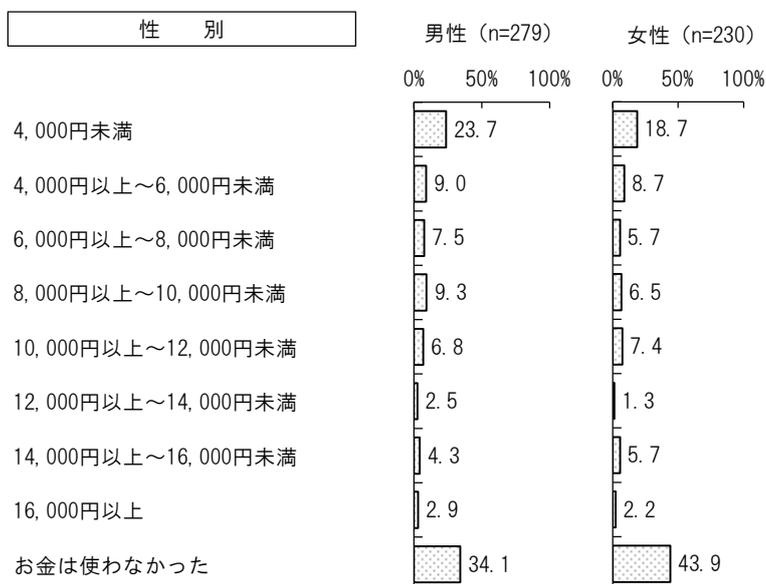
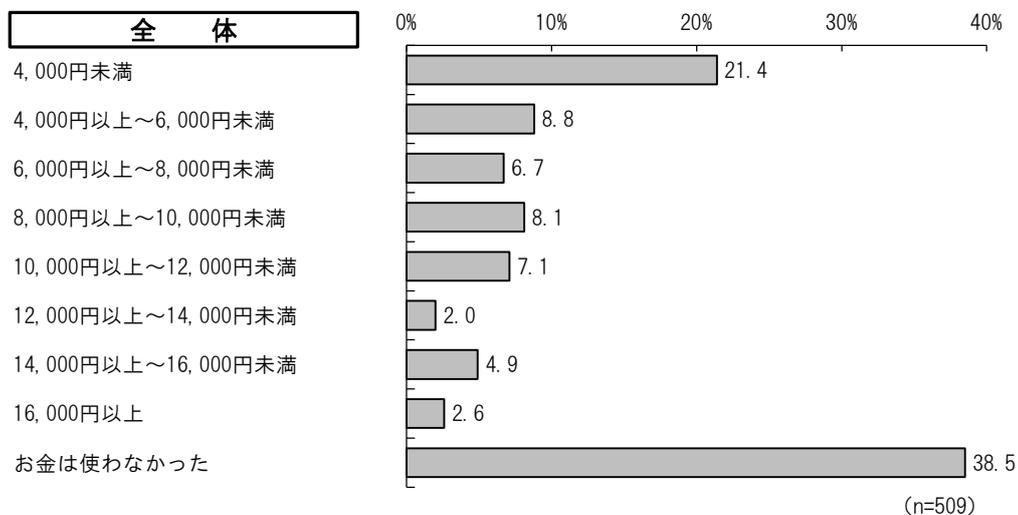
鑑賞ではなく、自発的に文化的な創作活動を実践したことにおいては、「音楽の演奏、バレエ、創作ダンス等の発表」が11.2%と最も多く、次いで「文学、美術作品、漫画等の創作」が9.7%、「映画、ドラマ、アニメーションなど映像作品の創作または出演」が6.1%などとなっています。また、「特にない」が74.6%となっています。

年代別でみると、18～29歳では『創作活動の経験がある』割合が、他の年代に比べて多くなっています。

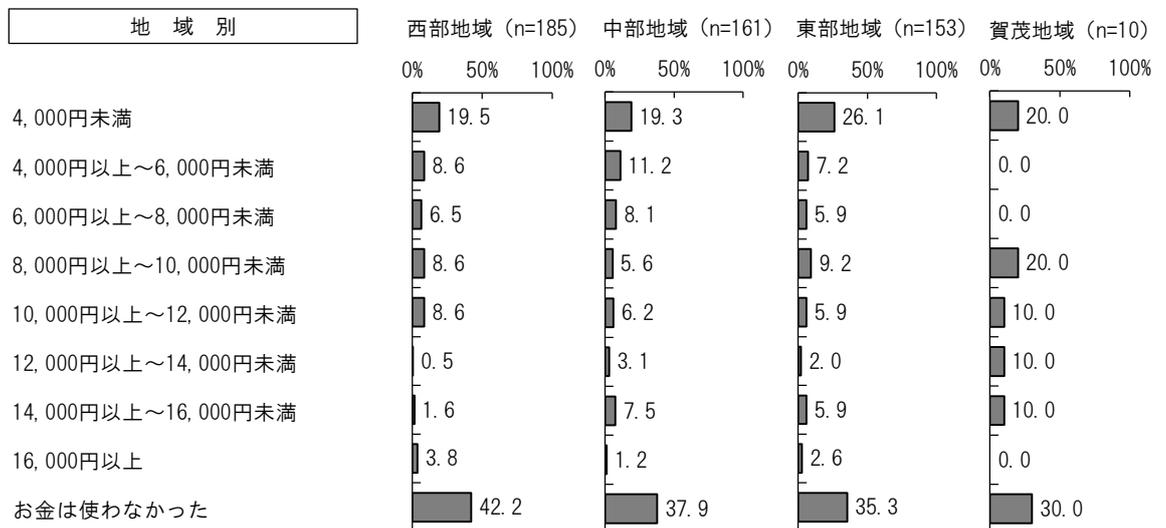
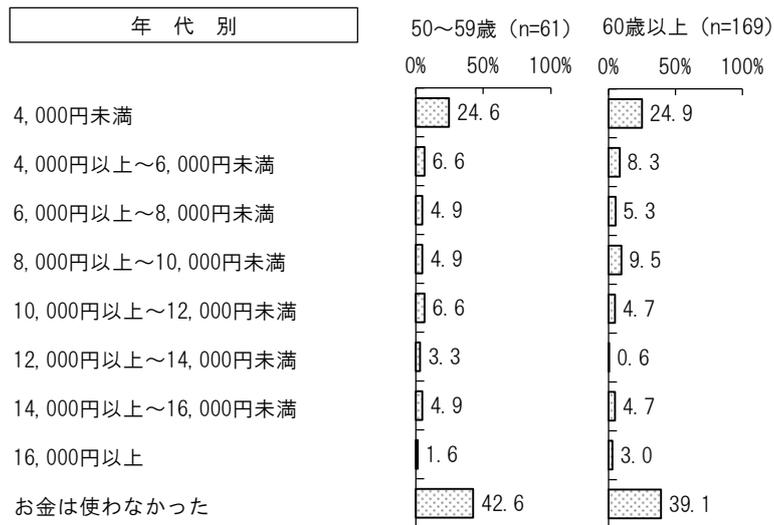
## 12. 昨年1年間で創作活動に支出した1ヶ月の平均金額

問11で、「7 特にない」以外を回答した人のみ

問12 昨年1年間で創作活動に1ヶ月平均いくら位お金を支出していますか。(○はひとつ)



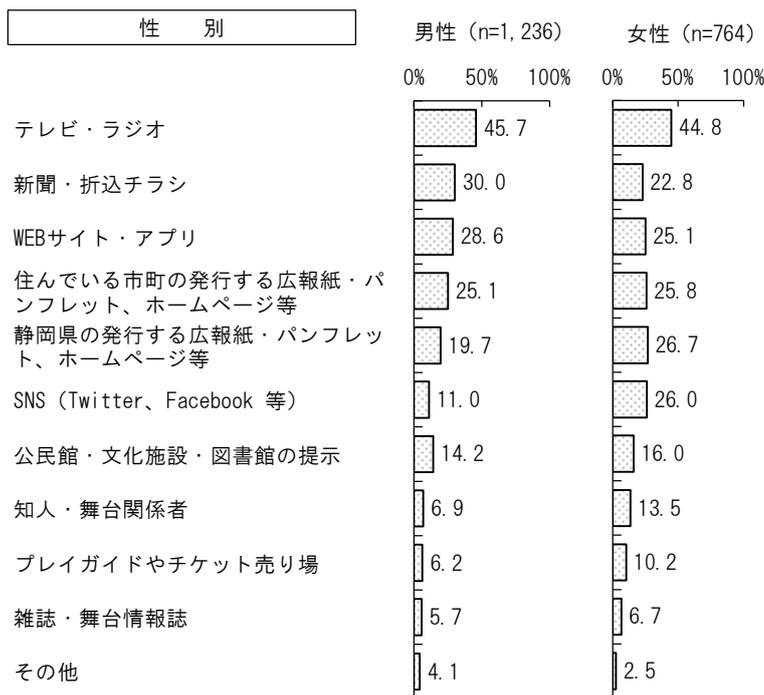
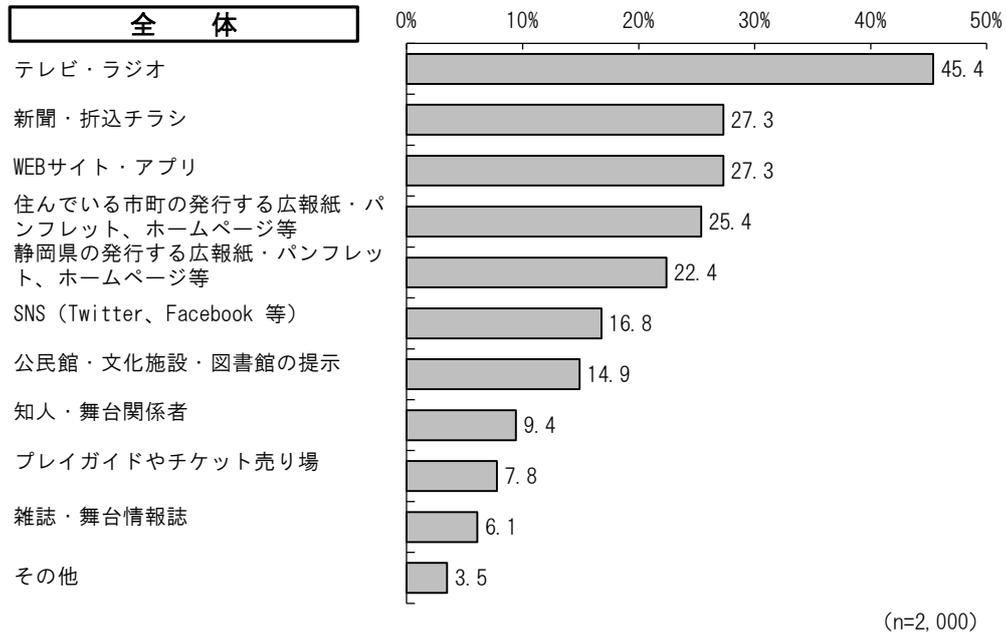
①演劇文化に関する県民意識調査・演劇団体調査結果（Ⅱ 県民意識調査結果）



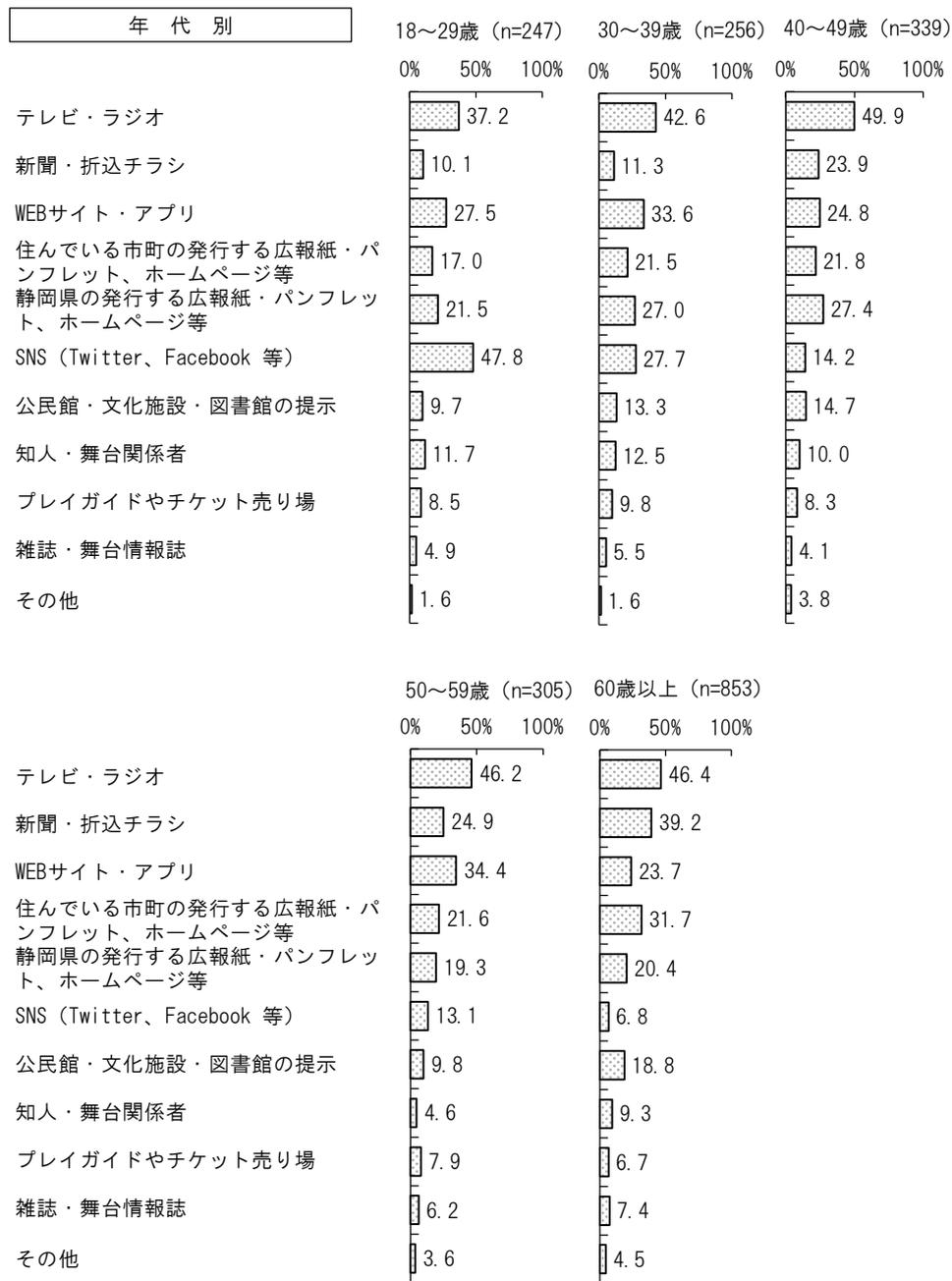
昨年1年間で創作活動に支出した1ヶ月の平均金額においては、「お金は使わなかった」が38.5%と最も多く、次いで「4,000円未満」が21.4%、「4,000円以上～6,000円未満」が8.8%などとなっています。

### 13. 演劇等の公演や劇団の活動状況の情報源

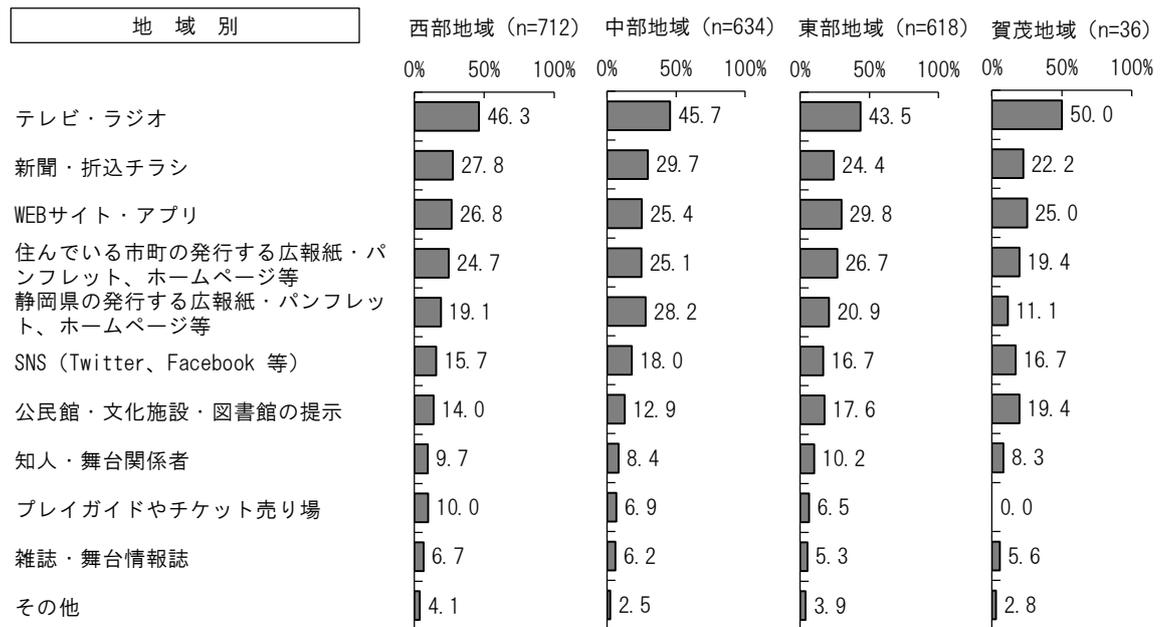
問13 あなたは演劇等の公演や劇団の活動状況の情報を、どこから知ることが多いですか。  
(いくつでも)



①演劇文化に関する県民意識調査・演劇団体調査結果（Ⅱ 県民意識調査結果）



①演劇文化に関する県民意識調査・演劇団体調査結果（Ⅱ 県民意識調査結果）

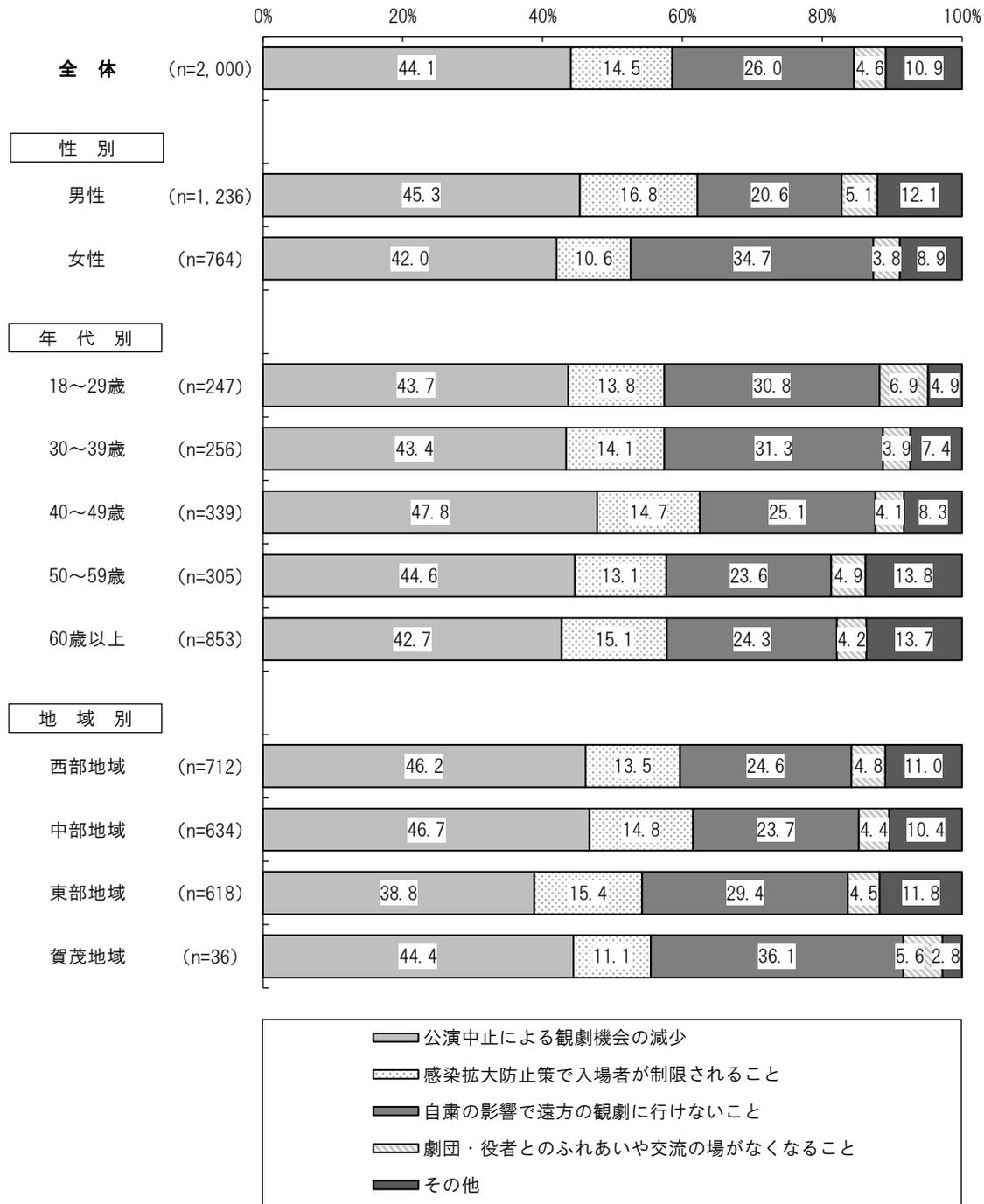


演劇等の公演や劇団の活動状況の情報源においては、「テレビ・ラジオ」が45.4%と最も多く、次いで「新聞・折込チラシ」と「WEBサイト・アプリ」が27.3%、「住んでいる市町の発行する広報紙・パンフレット、ホームページ等」が25.4%などとなっています。

年代別でみると、18～29歳では「SNS (Twitter、Facebook 等)」が47.8%と最も多くなっています。また、60歳以上では「新聞・折込チラシ」が39.2%と、年齢が高くなるにつれて多くなっています。「雑誌・舞台情報誌」、「WEBサイト・アプリ」では大きな差はみられませんでした。

14. 新型コロナウイルス感染症と対策で、演劇等を楽しむうえで最も影響していること

問14 新型コロナウイルス感染症とその対策によって、あなたが演劇等を楽しむうえで最も大きく影響しているのは次のうちどれですか。（〇はひとつ）



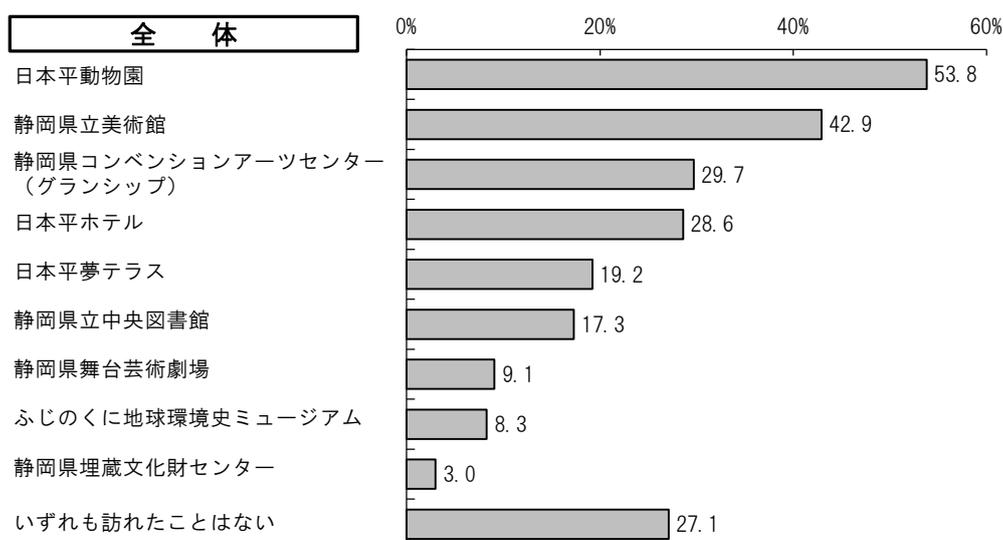
新型コロナウイルス感染症と対策で、演劇等を楽しむうえで最も影響していることにおいては、「公演中止による観劇機会の減少」が44.1%で最も多く、次いで「自粛の影響で遠方の観劇に行けないこと」が26.0%、「感染拡大防止策で入場者が制限されること」が14.5%などとなっています。

性別でみると、「自粛の影響で遠方の観劇に行けないこと」が男性で20.6%、女性で34.7%と、女性のほうが多くなっています。

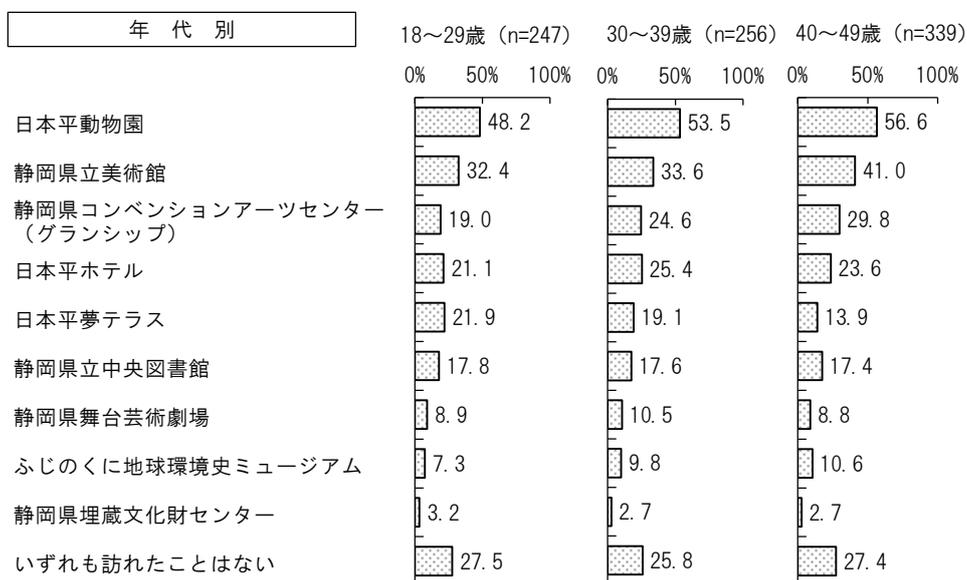
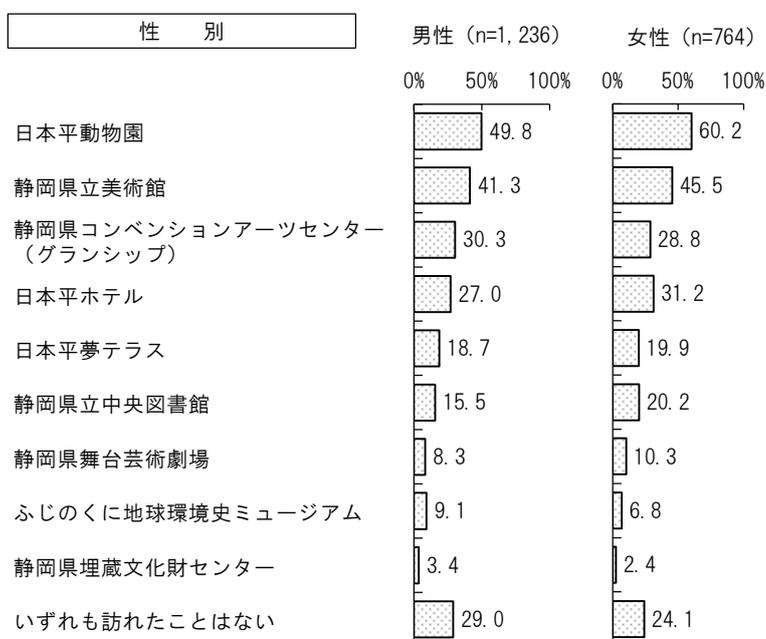
地域別でみると、東部地域では「公演中止による観劇機会の減少」が38.8%と、他の地域に比べて少なくなっています。

## 15. 訪れたことのある県内施設

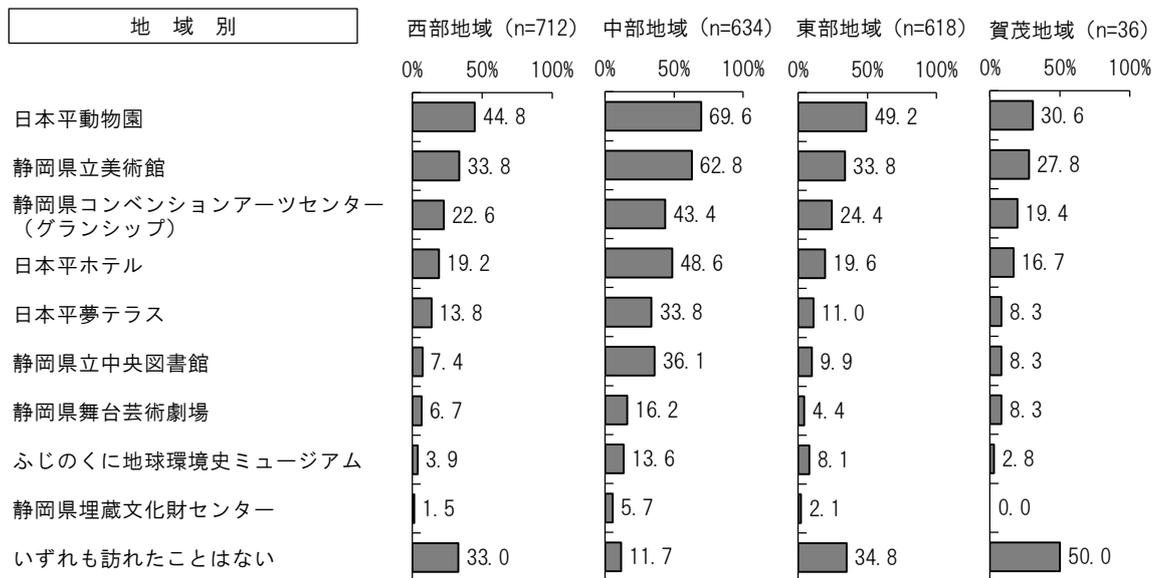
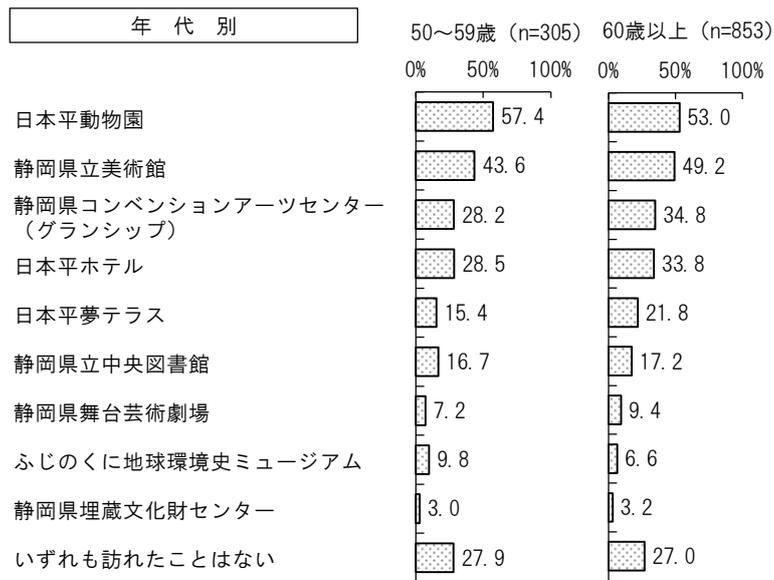
問15 訪れたことのある県内施設は次のうちどれですか。（いくつでも）



(n=2,000)



①演劇文化に関する県民意識調査・演劇団体調査結果（Ⅱ 県民意識調査結果）



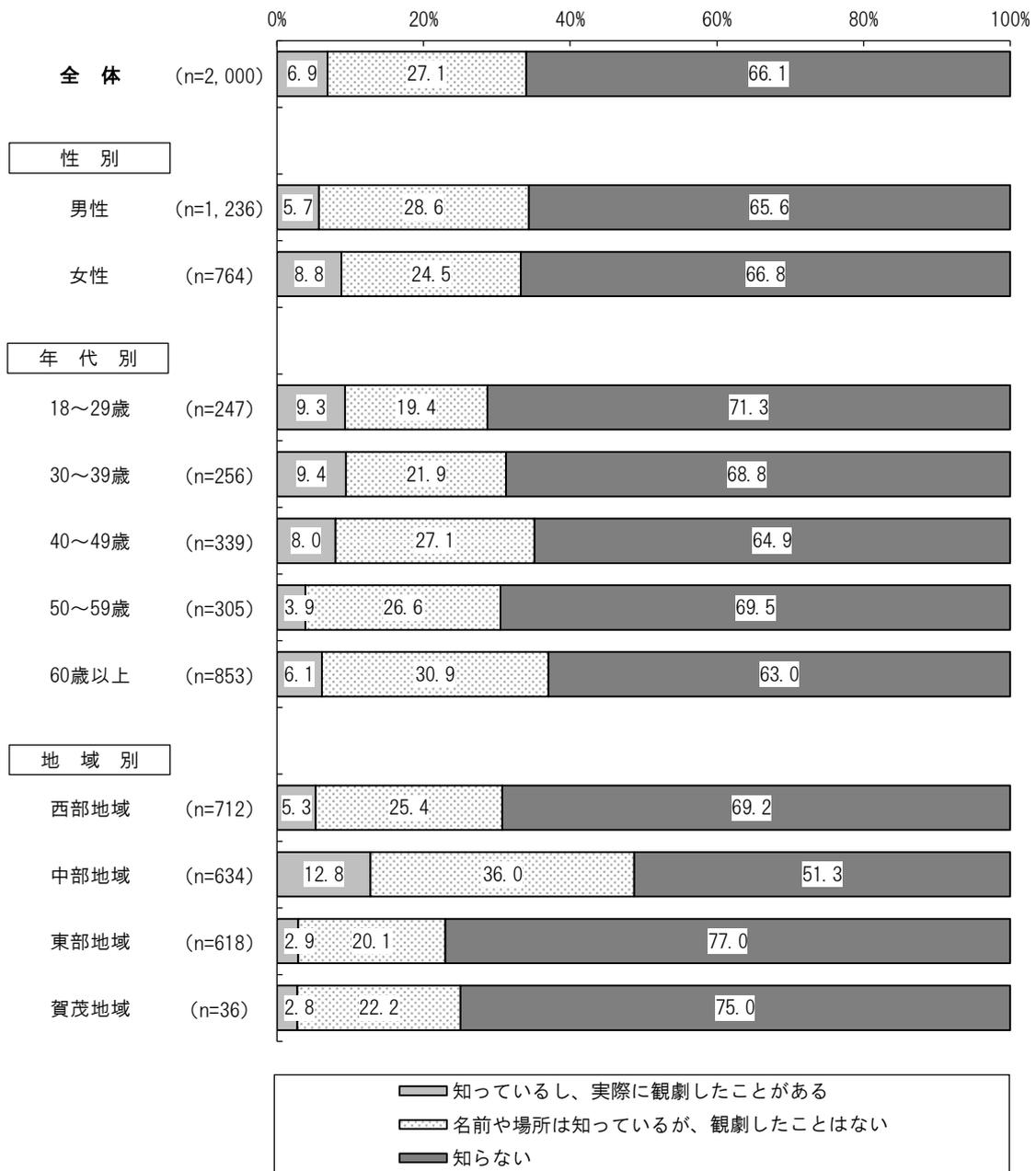
訪れたことのある県内施設においては、「日本平動物園」が53.8%と最も多く、次いで「静岡県立美術館」が42.9%、「静岡県コンベンションアーツセンター（グランシップ）」が29.7%などとなっています。

年代別でみると、18～29歳では「静岡県コンベンションアーツセンター（グランシップ）」が19.0%、「静岡県立美術館」が32.4%と、他の年代に比べて少なくなっています。

地域別でみると、中部地域では「いずれも訪れたことはない」が11.7%と、他の地域に比べて少なくなっています。

## 16. 「公益財団法人静岡県舞台芸術センター（SPAC）」の認知状況

問16 公益財団法人静岡県舞台芸術センター（Shizuoka Performing Arts Center：SPAC）は、専用の劇場や稽古場を拠点として、舞台芸術作品の創造・上演とともに、優れた舞台芸術の紹介や舞台芸術家の育成を目的とした日本で初めての公立文化事業集団です。あなたは、このSPACをご存じですか。（○はひとつ）



「公益財団法人静岡県舞台芸術センター（SPAC）」の認知状況においては、「知っているし、実際に観劇したことがある」が6.9%、「名前や場所は知っているが、観劇したことはない」が27.1%、「知らない」が66.1%となっています。

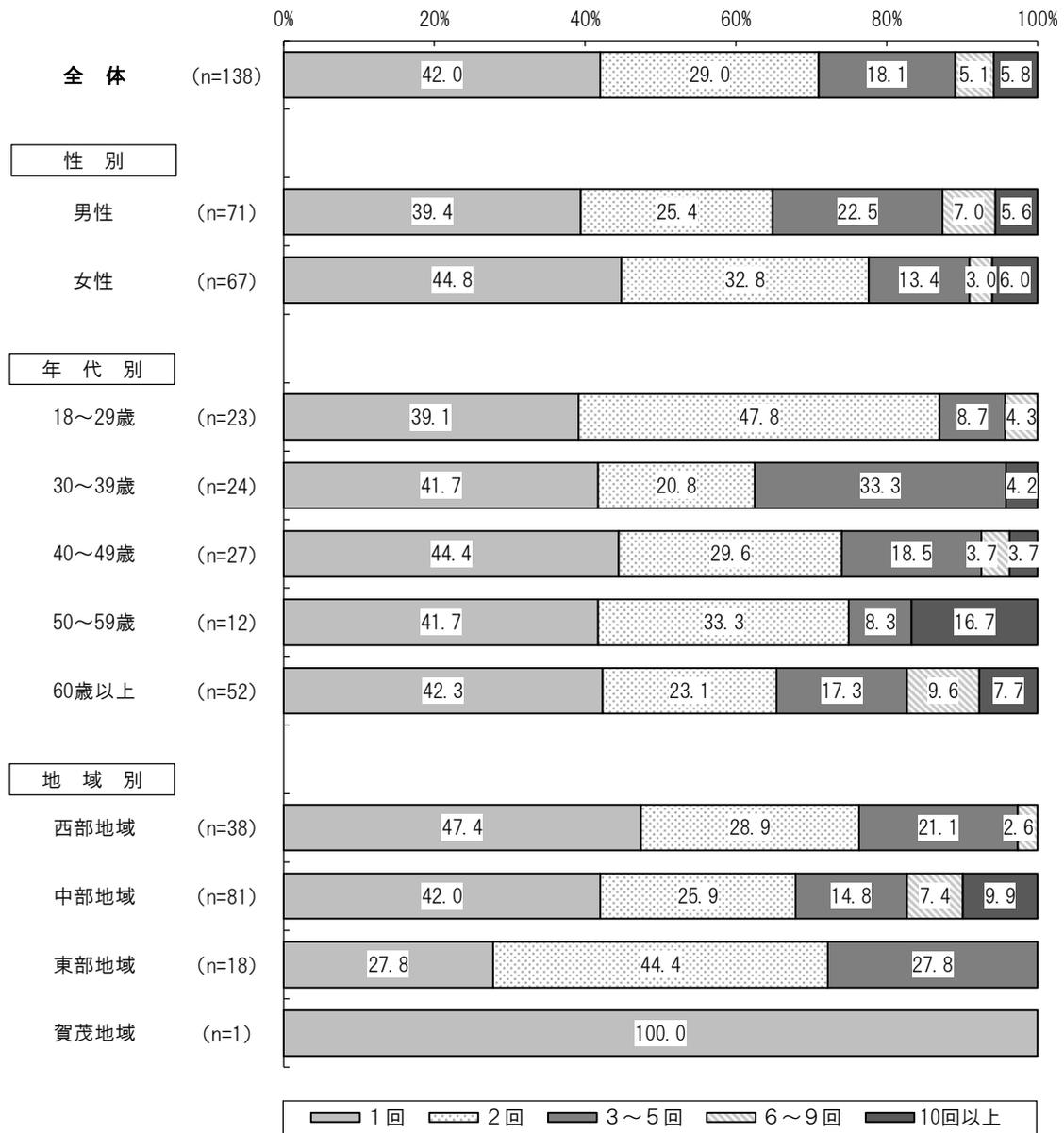
年代別でみると、60歳以上では「名前や場所は知っているが、観劇したことはない」が30.9%と、年代が高くなるにつれて増加傾向にあります。

地域別でみると、中部地域では「知らない」が51.3%と、他の地域に比べて少なくなっています。

## 17. 過去にSPACの観劇に行った回数

問16で、「1 知っているし、実際に観劇したことがある」を回答した人のみ

問17 あなたは、過去何回程度SPACの観劇に行きましたか。（○はひとつ）

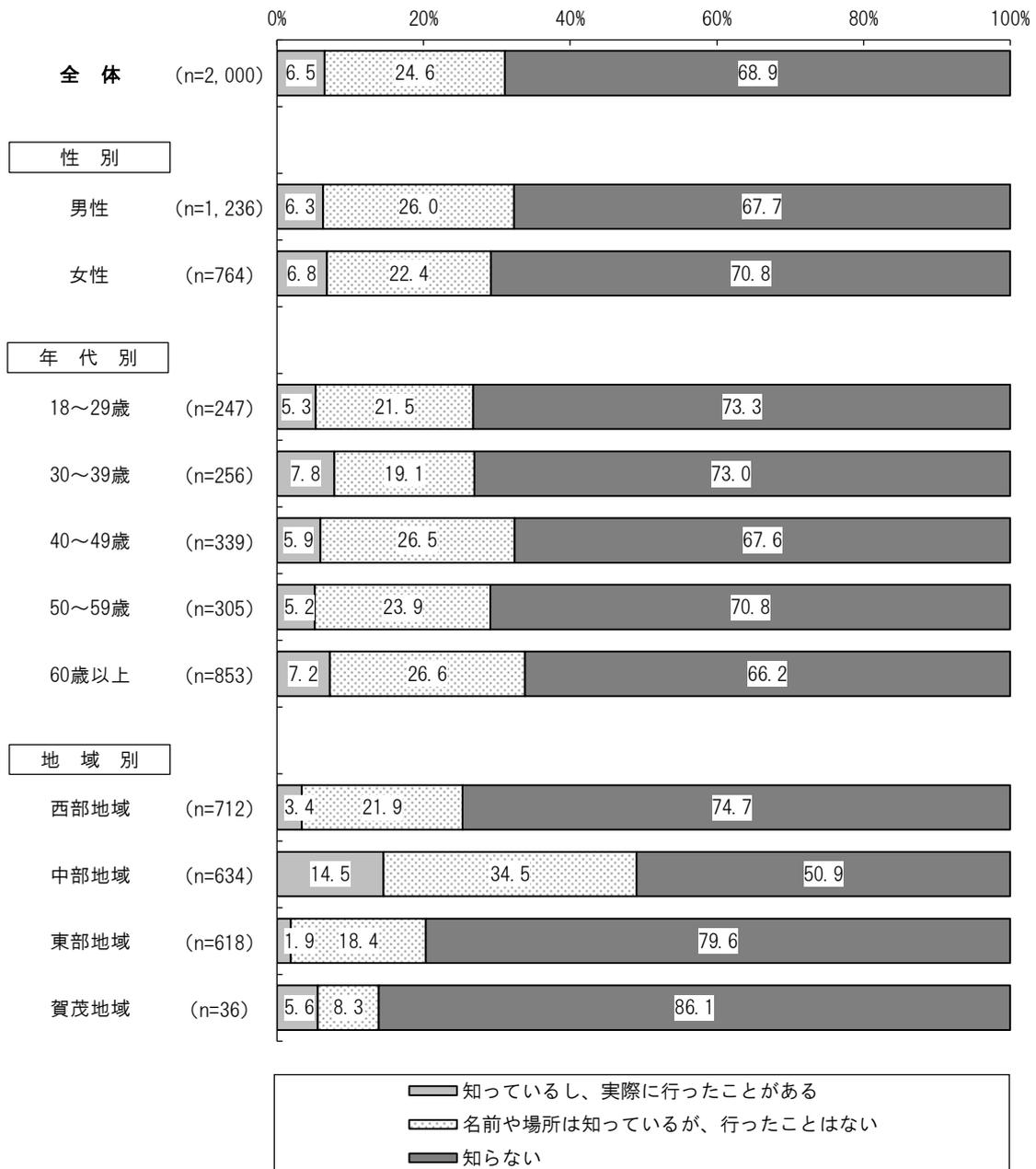


過去にSPACの観劇に行った回数においては、「1回」が42.0%と最も多く、次いで「2回」が29.0%、「3~5回」が18.1%などとなっています。

年代別で見ると、18~29歳では「2回」が47.8%と、他の年代に比べて多くなっています。

## 18. 「静岡県舞台芸術公園」の認知状況

問18 静岡市駿河区の日本平にある「静岡県舞台芸術公園」では、SPACの活動を通じて演劇やダンスなどの新しい舞台芸術作品を生み出し、全国・世界へ発信しています。あなたは、この舞台芸術公園をご存じですか。（○はひとつ）



「静岡県舞台芸術公園」の認知状況においては、「知っているし、実際に行ったことがある」が6.5%、「名前や場所は知っているが、行ったことはない」が24.6%、「知らない」が68.9%となっています。

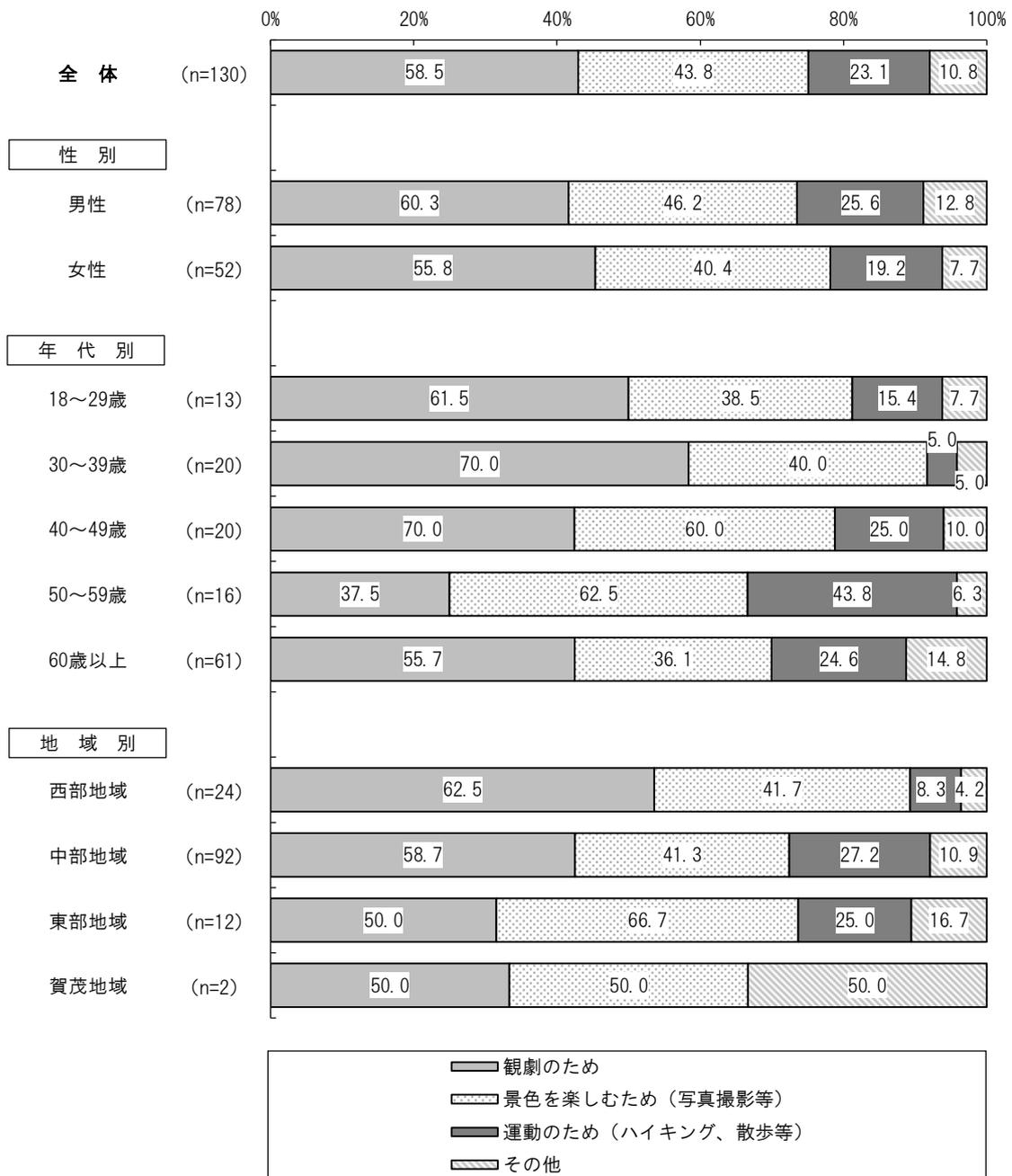
年代別で見ると、「名前や場所は知っているが、行ったことはない」がどの年代も約2割を占め、大きな差はみられませんでした。

地域別で見ると、中部地域では「知らない」が50.9%と、他の地域に比べて少なくなっています。

## 19. 舞台芸術公園を訪れた目的

問18で、「1 知っているし、実際に行ったことがある」を回答した人のみ

問19 舞台芸術公園を訪れた目的は何ですか。（いくつでも）



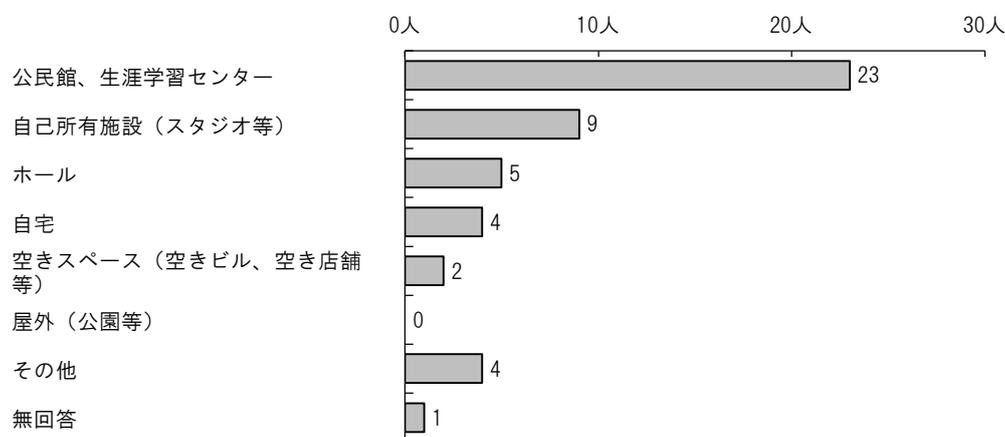
舞台芸術公園を訪れた目的においては、「観劇のため」が58.5%、「景色を楽しむため（写真撮影等）」が43.8%、「運動のため（ハイキング、散歩等）」が23.1%、「その他」が10.8%となっています。

### Ⅲ 演劇団体調査結果

#### 1. 劇団のミーティング、稽古等で主に使用する施設

問1 劇団のミーティング、稽古等で主に使用する施設は次のうちどれですか。(○はいくつでも)

(○はいくつでも)

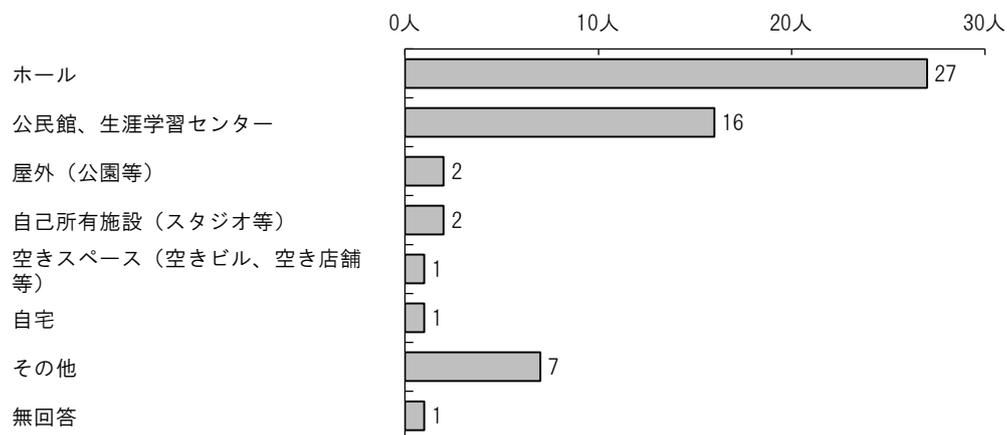


(n=34)

劇団のミーティング、稽古等で主に使用する施設においては、「公民館、生涯学習センター」が23人と最も多く、次いで「自己所有施設 (スタジオ等)」が9人、「ホール」が5人などとなっています。

#### 2. 公演・発表で主に使用する施設

問2 公演・発表で主に使用する施設は次のうちどれですか。(○はいくつでも)

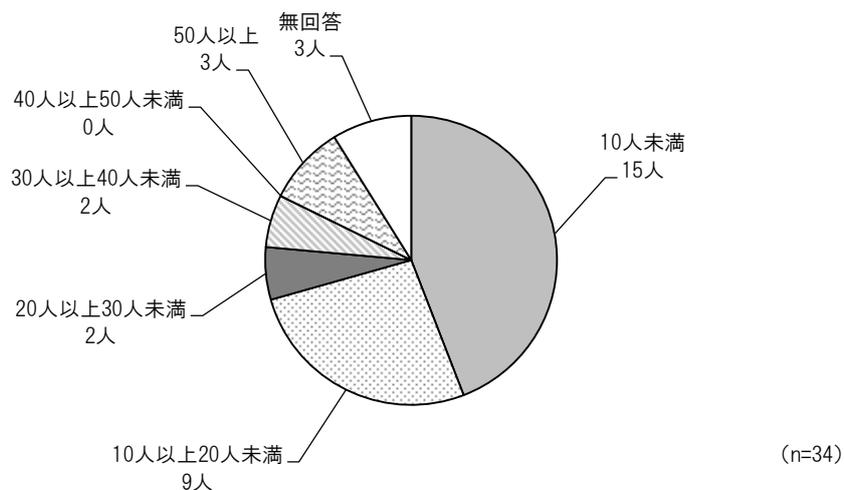


(n=34)

公演・発表で主に使用する施設においては、「ホール」が27人と最も多く、次いで「公民館、生涯学習センター」が16人、「屋外 (公園等)」と「自己所有施設 (スタジオ等)」が2人などとなっています。

### 3. 構成員の合計人数

問3 貴団体の構成員の人数を教えてください。

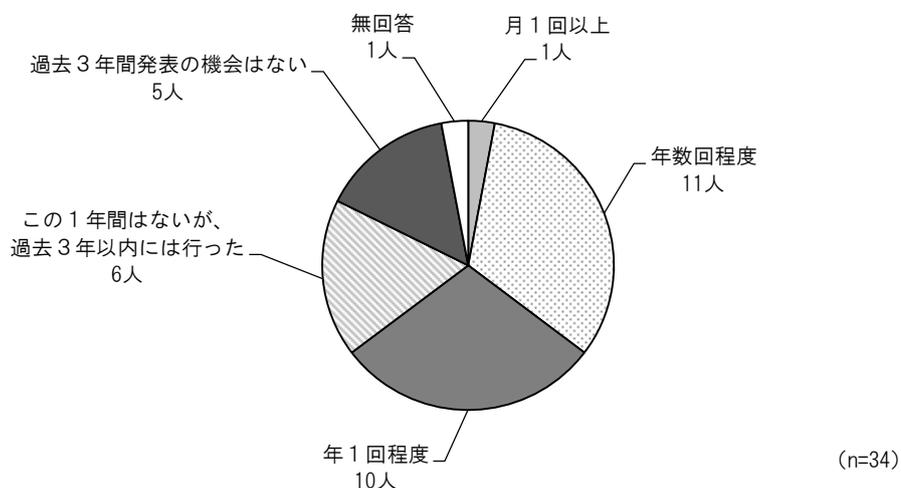


構成員の合計人数においては、「10人未満」が15人と最も多く、次いで「10人以上20人未満」が9人、「50人以上」が3人などとなっています。

### 4. 年間公演の平均回数

問4 貴団体の年間の公演回数（ワークショップ等含む）は平均してどの程度ですか。

(○はひとつ)

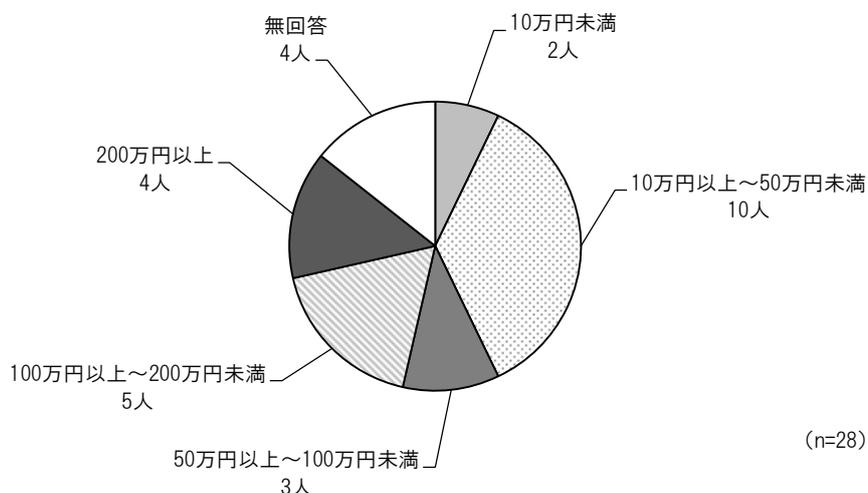


年間公演の平均回数においては、「年数回程度」が11人と最も多く、次いで「年1回程度」が10人、「この1年間はないが、過去3年以内には行った」が6人などとなっています。

## 5. 活動資金の平均金額

問4-1～問4-6は、問4で「5 過去3年間発表の機会はない」以外を回答した人のみ

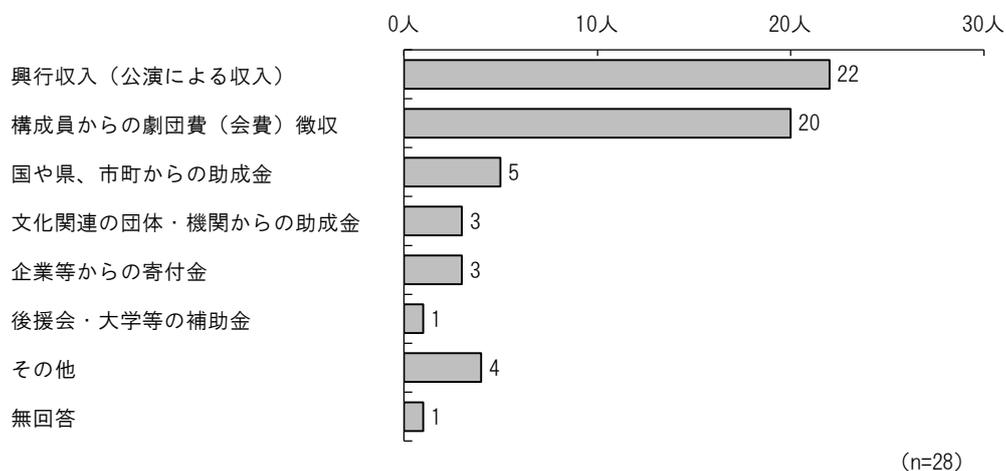
問4-1 貴団体の1年あたりの活動資金は、平均しておよそどの程度ですか。



活動資金の平均金額においては、「10万円以上～50万円未満」が10人と最も多く、次いで「100万円以上～200万円未満」が5人、「200万円以上」が4人などとなっています。

## 6. 活動資金を集めるための主な財源

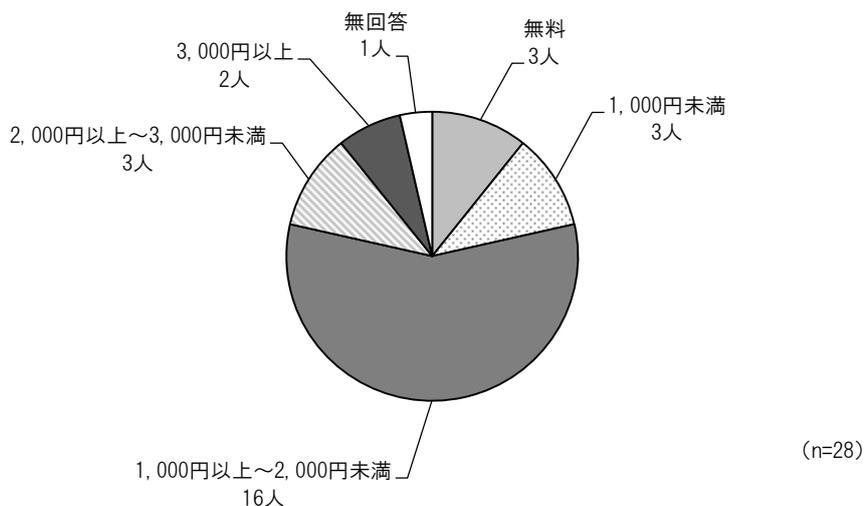
問4-2 活動資金を集めるための、主な財源は何ですか。(○はいくつでも)



活動資金を集めるための主な財源においては、「興行収入(公演による収入)」が22人と最も多く、次いで「構成員からの劇団費(会費)徴収」が20人、「国や県、市町からの助成金」が5人などとなっています。

## 7. チケットの平均金額

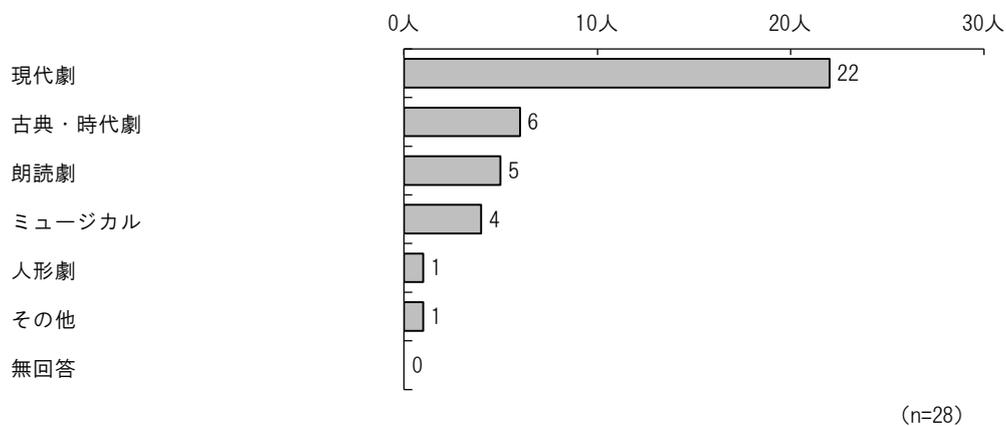
問4-3 貴団体の1公演あたりのチケット代は平均しておおよそどの程度ですか。



チケットの平均金額においては、「1,000円以上～2,000円未満」が16人と最も多く、次いで「無料」と「1,000円未満」と「2,000円以上～3,000円未満」が3人、「3,000円以上」が2人となっています。

## 8. 公演することが多い演劇のジャンル

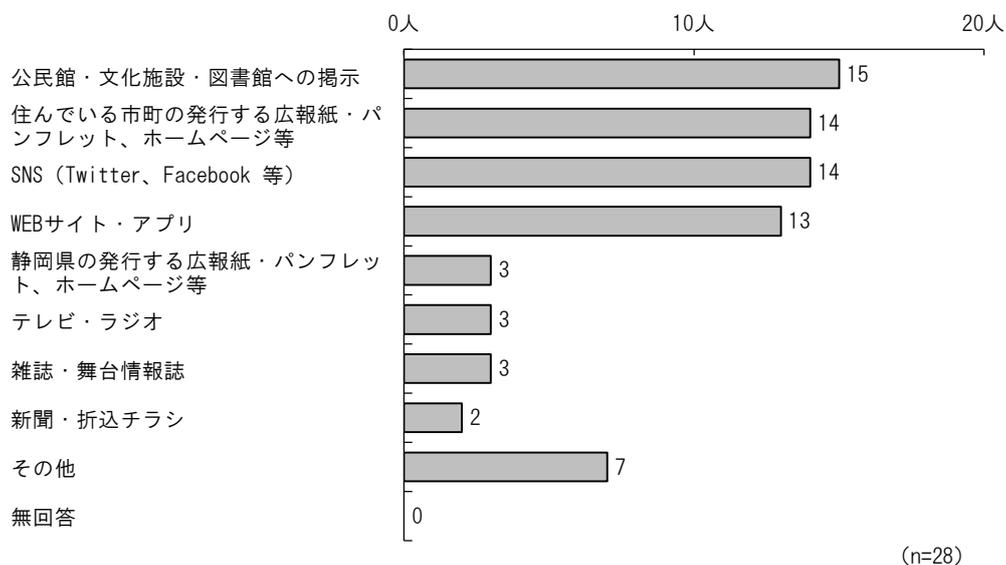
問4-4 貴団体に公演することが多い演劇のジャンルは何ですか。(○はいくつでも)



公演することが多い演劇のジャンルにおいては、「現代劇」が22人と最も多く、次いで「古典・時代劇」が6人、「朗読劇」が5人などとなっています。

## 9. 活動状況や公演スケジュール等の情報発信に活用している媒体

問4-5 貴団体が活動状況や公演スケジュール等の情報発信に活用している情報媒体は次のうちどれですか。(〇はいくつでも)

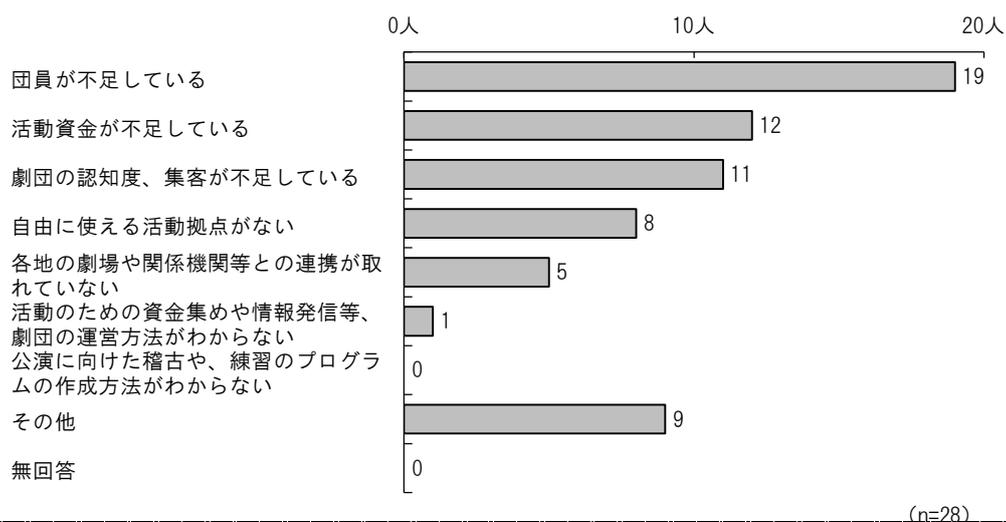


活動状況や公演スケジュール等の情報発信に活用している媒体においては、「公民館・文化施設・図書館への掲示」が15人と最も多く、次いで「住んでいる市町の発行する広報紙・パンフレット、ホームページ等」と「SNS (Twitter、Facebook 等)」が14人、「WEBサイト・アプリ」が13人などとなっています。

## 10. 公演・活動への認識している課題

問4-6 貴団体における公演・活動にはどのような課題があると認識していますか。

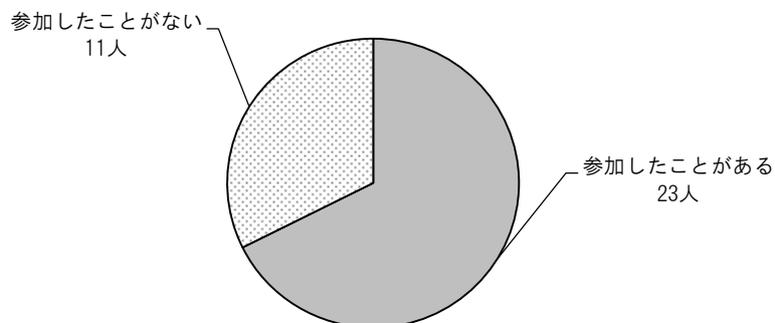
(〇はいくつでも)



公演・活動への認識している課題においては、「団員が不足している」が19人と最も多く、次いで「活動資金が不足している」が12人、「劇団の認知度、集客が不足している」が11人などとなっています。

## 11. 県内外の演劇コンクールの参加状況

問5 貴団体は、県内外の演劇コンクール（例：ふじのくに芸術祭演劇コンクール、はままつ演劇フェスティバル「劇突」など）に参加したことがありますか。（○はひとつ）



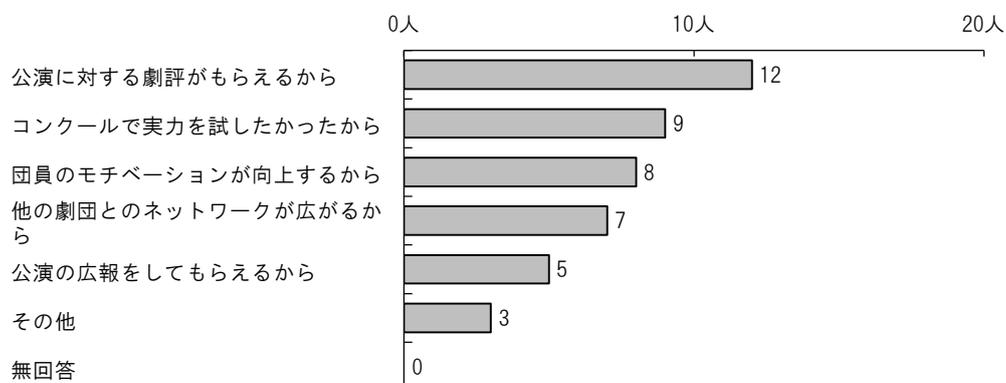
(n=34)

県内外の演劇コンクールの参加状況においては、「参加したことがある」が23人、「参加したことがない」が11人となっています。

## 12. 県内外の演劇コンクールに参加した理由

問5で「1 参加したことがある」と回答した人のみ

問5-1 参加した理由をお聞かせください。（○はいくつでも）



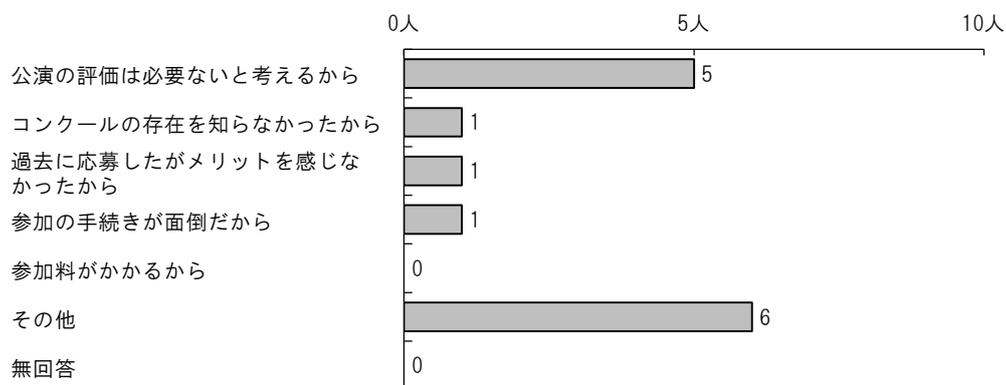
(n=23)

県内外の演劇コンクールに参加した理由においては、「公演に対する劇評がもらえるから」が12人と最も多く、次いで「コンクールで実力を試したかったから」が9人、「団員のモチベーションが向上するから」が8人などとなっています。

### 13. 県内外の演劇コンクールに参加しなかった理由

問5で「2 参加したことがない」と回答した人のみ

問5-2 参加しなかった理由をお聞かせください。(〇はいくつでも)

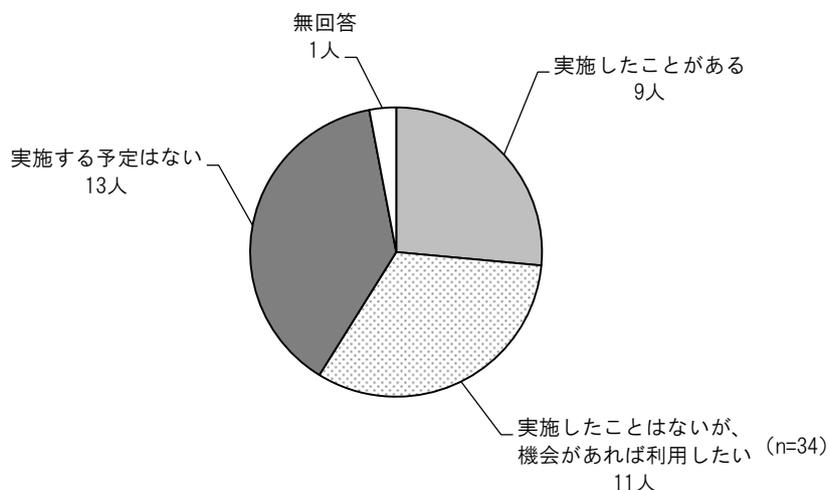


(n=11)

県内外の演劇コンクールに参加しなかった理由においては、「公演の評価は必要ないと考えるから」が5人と最も多く、次いで「コンクールの存在を知らなかったから」と「過去に応募したがメリットを感じなかったから」と「参加の手続きが面倒だから」が1人などとなっています。

### 14. 公演・活動についてオンライン配信の実施状況

問6 貴団体の公演・活動についてオンライン配信を実施したことはありますか。(〇はひとつ)



公演・活動についてオンライン配信の実施状況においては、「実施したことがある」が9人、「実施したことはないが、機会があれば利用したい」が11人、「実施する予定はない」が13人となっています。

## 15. オンラインを開始した年（西暦）とオンライン回数

問6で「1 実施したことがある」と回答した人のみ

問6-1 何回程度実施しましたか。西暦でお答えください。

No.	オンラインを開始した年（西暦）	現在までの実施回数
1	1990年	150回
2	2011年	20回
3	2015年	10回
4	2018年	3回
5	2020年	4回
6	2020年	5回
7	2020年	8回

## 16. オンライン配信を実施する予定がない理由【自由記述】

問6で「3 実施する予定はない」と回答した人のみ

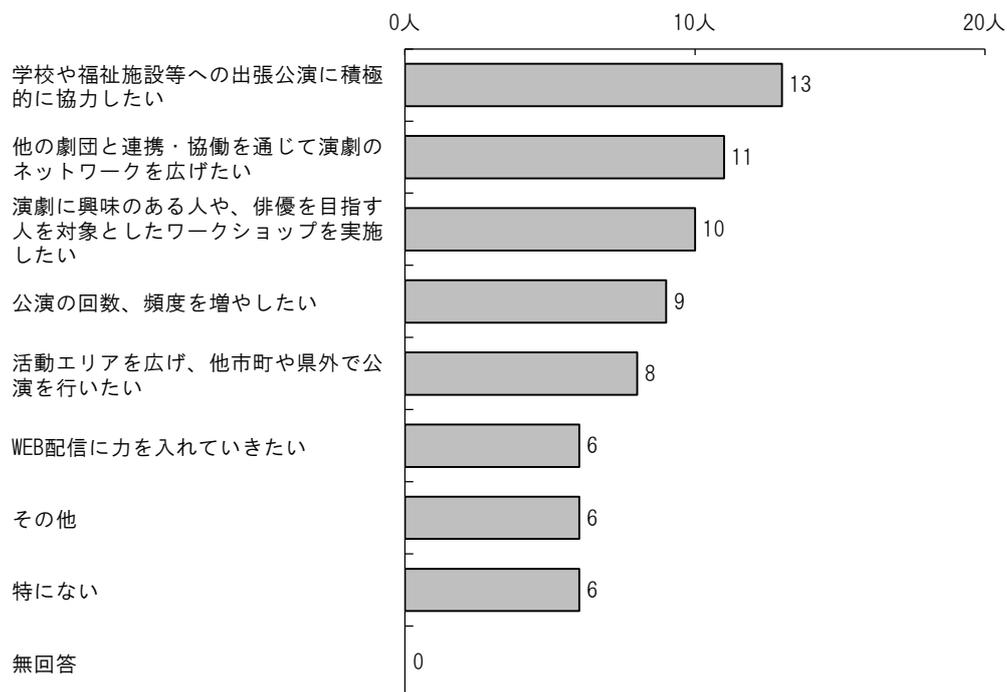
問6-2 実施する予定のない理由をお聞かせください。

### 自由記述内容【抜粋】

- 技術的に対応できる者が少ない。演劇の本来の形にそぐわないため。試してみるというのは有りですが、積極的ではない。
- よくわからないから。
- 現在、次回公演の計画がありません。
- 著作権の問題があるため。
- 公演依頼があった時のみ実施していますので。

## 17. 今後の活動方針について考えていること

問7 今後の活動方針について、どのようなことを考えていますか。(○はいくつでも)



(n=34)

今後の活動方針について考えていることにおいては、「学校や福祉施設等への出張公演に積極的に協力したい」が13人と最も多く、次いで「他の劇団と連携・協働を通じて演劇のネットワークを広げたい」が11人、「演劇に興味のある人や、俳優を目指す人を対象としたワークショップを実施したい」が10人などとなっています。

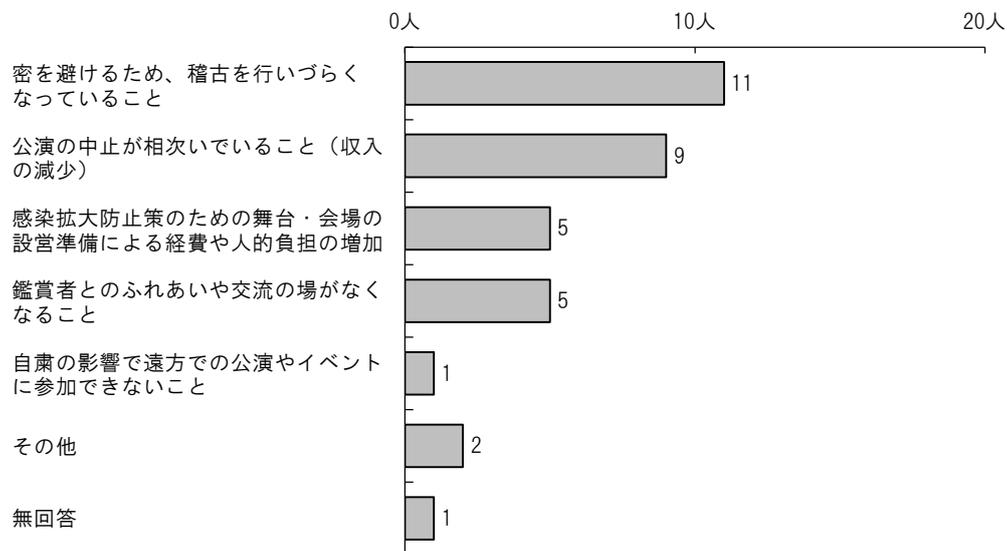
## 18. 静岡県で活動することのメリットとデメリット【自由記述】

問8 貴劇団にとって、静岡県で活動することはどのようなメリット・デメリットがありますか。差し支えない範囲で自由にお書きください。

項目	自由記述内容【抜粋】
【メリット】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 温暖な気候は観客の外出を促しやすい。</li> <li>● 地域の芝居を取り上げる為、お客様に受け入れやすい。</li> <li>● 友人・知人が多いのでサポートが得やすい。</li> <li>● 交通の便が良く、県内はもちろん、東京や近県の地域演劇とのつながりが持ちやすい。</li> </ul>
【デメリット】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 演劇を好む観客が少ない。そのため作品、演出家、役者など成長が難しい。</li> <li>● あらゆる事において選択肢が少ない。</li> <li>● 公演会場が交通の便のよいところがないこと。公園会場のキャパシティがちょうどよいものがないこと。</li> </ul>

**19. 新型コロナウイルス感染症と対策で、活動に最も大きく影響していること**

問9 新型コロナウイルス感染症とその対策によって、貴団体の活動において最も大きく影響しているのは次のうちどれですか。(〇はひとつ)

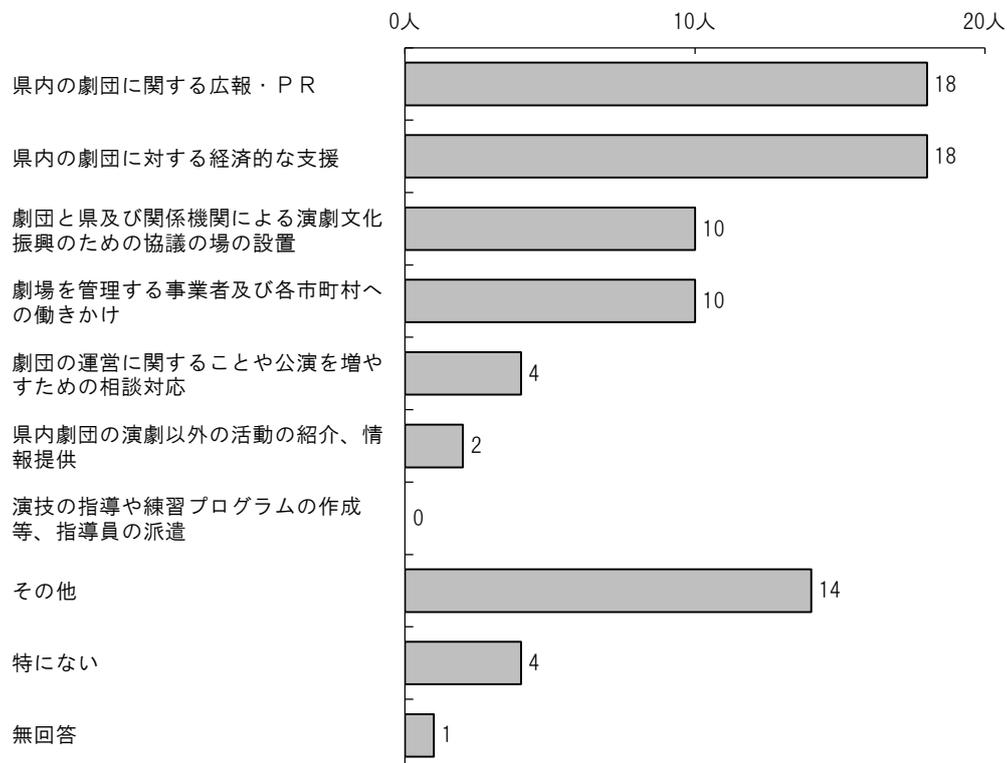


(n=34)

新型コロナウイルス感染症と対策で、活動に最も大きく影響していることにおいては、「密を避けるため、稽古を行いつらくなっていること」が11人と最も多く、次いで「公演の中止が相次いでいること（収入の減少）」が9人、「感染拡大防止策のための舞台・会場の設営準備による経費や人的負担の増加」と「鑑賞者とのふれあいや交流の場がなくなること」が5人などとなっています。

## 20. 劇団の活動と県全体の演劇文化の振興のため、県が今後実施すべきだと思う施策

問10 貴劇団の活動と県全体の演劇文化の振興のため、県は今後どのような施策を実施すべきだと思いますか。(〇はいくつでも)



(n=34)

劇団の活動と県全体の演劇文化の振興のため、県が今後実施すべきだと思う施策においては、「県内の劇団に関する広報・PR」と「県内の劇団に対する経済的な支援」が18人と最も多く、次いで「劇団と県及び関係機関による演劇文化振興のための協議の場の設置」と「劇場を管理する事業者及び各市町村への働きかけ」が10人、「劇団の運営に関することや公演を増やすための相談対応」が4人などとなっています。



## 設置条例の変更の検討

SPAC以外に芸術公園の利活用を検討する組織が必要

県の実施計画、事務事業への落とし込みが必要

2、4、5条を踏まえ、利活用拡大に関わる条文を追加

「県民等の利用を積極的に拡大していくため、県は、使用団体の所管する事業以外を含め、芸術公園の利活用拡大のための計画および事業の実施を行っていくものとする」等の内容を定めることが有効

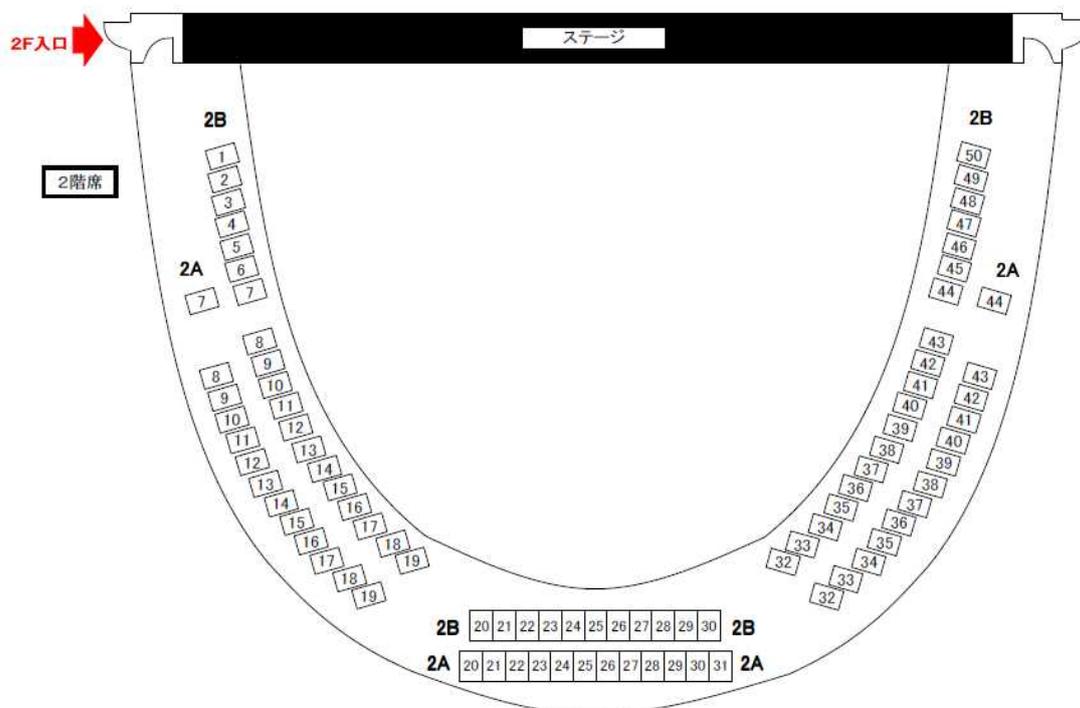
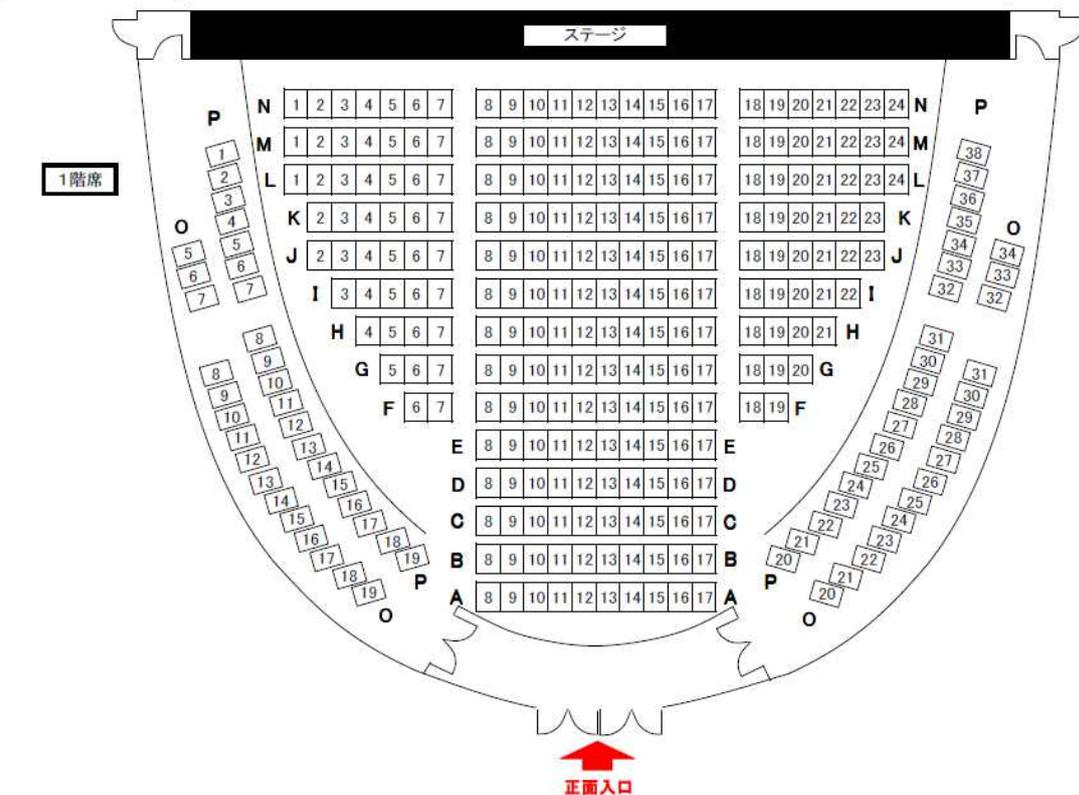
## 指定管理者の検討の方向

指定管理制度の展開案		メリット	デメリット
1	1 SPAC単体に指定管理者を委託(現行通り)	コストは現行程度	大幅な利活用拡大は困難
2	新たな指定管理者を選定し、その下で一部業務をSPACに再委託	利活用の可能性拡大	コスト、現場運営負荷が増加する
3	SPACと新たな団体との共同体を指定管理者とする	利活用の可能性拡大	コスト、現場運営負荷、組織運営負荷が増加する
4	芸術公園を演劇の専用施設部分とそれ以外に分け、SPACと新規事業者それぞれが指定管理を行う	利活用の可能性拡大	コストが増加する

## 具体的な利活用案

整備案		具体内容	
ハード面での整備	目的施設整備 立ち寄り観光の	修景による個性的な景観づくり	立ち寄り観光先として「一回見てみたい」と幅広い人が思う個性的な空間づくり。 ・SPACの舞台美術スタッフの協力の下、演劇的な演出を施した修景 ・舞台美術や衣装等の展示スペースを整備(滞在時間の延長、イメージ強化) ・静岡県立美術館など県内の美術関係の施設などと連携し、パブリック・アート、インスタレーション等、個性的な修景に繋がる作品の制作および園内への設置
		自然体験型アミューズメント施設の整備	園内での宿泊やレジャー活動など、演劇以外の観光需要に対応した設備整備 ・宿泊施設の時期限定での一般客への開放、広場のイベント使用の設備整備 ・バーベキュー設備、ファミリー向け屋外遊具、四阿、ベンチなどの整備
	付加的な施設整備		現状の食堂施設の改修による観光客向け飲食、物販施設化
	既存設備の老朽化対策		劇場設備更新、既存施設設備更新を含む老朽化対策
ソフト事業案	集客事業	施設PRを狙ったシンボリックなソフト事業	立ち寄り観光先としての個性・魅力をPRするシンボル事業(年数回)。 ・SPACの芸術公園公演の演出強化 ・アート・プロジェクト、インスタレーション等アート系を核としたフェスティバル事業 ・園内ライトアップ、イルミネーション、プロジェクション・マッピング、花火などの事業
		年間を通じた安定集客実現	自然体験事業、宿泊やそれに伴うグランピングなどのレジャー活動、本部棟前スペース等における交流事業、および飲食・物販などの付帯の収益事業など。
	事業実施体制の構築		・事業企画/他団体との連携のためのスタッフ、広報スタッフなどの採用・教育 ・ウェブサイトの構築運営、SNS対策、チラシ他のプロモーション
SPACの活動強化	世界的な評価を支える機能の維持・拡大		
	芸術公園のSPACの創造拠点としての認知度・ブランド力の向上	・静岡芸術劇場やグランシップ来訪客の芸術公園の認知・理解を向上させる広報や展示など(恒常的なPRスペース確保/芸術公園でのチラシや割引券の配布等) ・現在芸術劇場やグランシップが中心のバックステージツアーやラウンジなどのワークショップ、レクチャー事業など芸術公園と連携	
	演劇関連の人材育成機能の強化	・研修・ワークショップ・スクーリング・レクチャーなど、特定少数を対象とした事業 ・「高校演劇部」事業や中学生向け鑑賞事業・バックステージ事業などの一部を芸術公園で実施。全国の中高校や、国内外の若手演劇関係者向けの事業拡大	

静岡芸術劇場



# 静岡県舞台芸術公園 案内図



第4期計画施策の体系図

県が推進すべき政策

基本目標

感性豊かな地域社会の形成

<ふじのくに芸術回廊の実現>

～文化を享受し、創造し、支える人を育てるとともに、文化活動を行う環境や仕組みを整えます～

<計画期間>

4年間（2018年度から2021年度）

環境の変化

◎静岡県を取り巻く環境変化

○県人口の減少

・平成20年以降、自然減に加え製造業不振等により主に働き盛り世代が流出。平成25年の減少数は、全国ワースト2位。

○グローバル化の進展

・通信・交通網が発達し、ヒト・モノ・カネの移動の高速化・広範囲化が図られる一方、競争の激化から様々な格差が生じている。

○東日本大震災の発生（平成23年3月）

・復興プロセスにおける文化・芸術が果たす役割に改めて注目が集まっている。

○ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピックの県内開催

・国内外から多くの観光客の来訪が期待される。

◎日本の文化政策を巡る環境変化

○劇場法の制定（平成24年6月）

・「文化拠点」であるとともに「新しい広場」「世界への窓」「公共財」として、公立文化施設が担う役割の重要性が認識される。

○文化芸術基本法の改正（平成29年6月）

・「様々な属性に関わらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境整備」の必要性、「文化芸術により生み出される価値を、他分野の発展、継承及び創造につなげること」の重要性等の明記。

○ロンドン五輪（平成24年）文化プログラム

・単に集客的イベントではなく、地域的・社会的課題への対応を政策的に組み込んだ。

○地域における文化振興機能の強化

・各地で文化支援のための専門機関（通称：アーツカウンシル）が設立されている。

○文化の享受が基本的人権であることに鑑み、様々な属性を持つ人々に、多様な文化を享受する機会を保障する施策を展開すること。特に、将来を担う子どもや若者に対し、体験を通して文化・芸術・技能を身近に感じることができる機会を提供すること。

○社会に新しい価値をもたらすアーティスト等による文化芸術の創造活動を実現するための環境を整備すること。

○地域の文化資源を守り、人々の関心を高めつつ活用、発信すること。

○人間の様々な活動は文化とつながっているという認識のもと、社会の様々な分野と文化が連携し、地域・社会の課題への対応に向け、文化の持つ力の活用を図ること。

○文化に関し、その主体となる個人や文化支援団体を社会が支え続けていく体制を構築すること。

6つの重点施策

主な具体的取組

豊かな感性を育む文化振興

① 子どもが文化と出会う機会の充実

感受性豊かな時期に多様な文化に出会い、豊かな感性や創造性が育まれる機会の提供及び充実を図ることで、本県の将来を担う人材を育成する。

② 多様な価値観を表現し、尊重する環境づくり

県民、文化団体等に文化活動の機会を提供することで、文化に出会い、親しむことで生み出される多様な価値観を尊重し、人々が共生できる社会環境づくりを行う。

新たな価値を生み出す文化振興

③ 創造活動の実現と環境づくり

文化プログラムの推進及びアーツカウンシルによる支援等を通して県内での文化創造活動の充実を図り、世界へ静岡の文化を発信する。

④ 文化資源の発掘と創造活動による地域の魅力向上

本県の多様で個性ある文化資源について、再認識や掘り起こしを行い、創造活動と結び付けることで、その価値や地域の魅力を高める。

人・社会・世代をつなぐ体制づくり

⑤ 地域・社会の様々な課題への文化力の活用  
－文化「が」ささえる－

文化プログラム等の推進により、新しいネットワークの形成等を図り、地域・社会の様々な課題に対応する文化と他分野との協働に対する支援を充実する。

⑥ 文化を支援する機能の強化  
－文化「を」ささえる－

アーツカウンシルの設立、県内市町への助言や協力及び関係機関同士のネットワークの形成等により、地域の文化を支える役割を担う人材・団体等の育成を推進する。

ふじのくに子ども芸術大学(①)

こどもたちの文化芸術鑑賞推進事業(①)

音楽文化振興事業(①)

県立美術館の展覧会や専門性を生かした事業(①②)

県文化財団によるグランシップ企画事業(①②)

ふじのくに芸術祭(②③)

ふじのくに地球環境史ミュージアム展示、企画事業(①②)

オペラ県民講座(②⑥)

S P A Cの舞台芸術活動による世界的発信、鑑賞事業等活動(①②③)

文化プログラムによる文化芸術振興(③)

伊豆文学フェスティバル(④)

文化資源データベース(④)

文化財等の保存と活用(④)

文化プログラムによる他分野との連携、地域課題への対応(⑤)

文化的価値を生かした産業及び観光の振興(⑤)

ふじのくに文化情報センター、Webサイト「ふじのくに文化情報」(③⑥)

アーツカウンシル設立(③⑥)

静岡国際オペラコンクール(③⑥)

マネジメント能力向上のためのセミナー、ゼミ(⑥)

## ■ 新たな価値を生み出す文化振興

### 【推進すべき政策】

社会に新しい価値をもたらすアーティスト等による文化芸術の創造活動を実現するための環境を整備するとともに、地域の文化資源を守り、人々の関心を高めつつ活用し、発信します。

### 【推進のポイント】

#### ○SPACを中心とした「演劇の都」静岡の発信

- ・SPACの海外公演（2018年パリ公演『マハーバーラタ』等）及び県外公演の充実

#### ○オール静岡での文化プログラムの展開

- ・県民や民間団体との協働による静岡らしい文化芸術振興プログラムの実施

### 重点施策3

#### 創造活動の実現と環境づくり

文化プログラムの推進及びアーツカウンシルによる支援等を通して県内での文化創造活動<sup>※</sup>の充実を図り、世界へ静岡の文化を発信する。

※ ここでは、独自性と創造性を伴う表現、作品及び仕組みづくりの活動を指します。



SPAC『マハーバーラタ』



ふじのくに芸術祭舞踊公演

### ■ 現状と課題

- ・SPACの舞台芸術創造活動を通して、本県の知名度が向上するとともに、県民の誇りが醸成されました。一方で、県内の様々な活動主体（アーティスト、文化団体等）に対する創造の場の提供が十分ではありません。

### ◆ 重点施策を進める上での考え方

- ・文化や芸術を創る、生み出すことは、人として有する権利（表現の自由、主体性の尊重、個性の重視）に基づく活動です。

- ・ 県は、文化に関する魅力ある創造活動や作品が静岡の大きな魅力となることから、制作のための環境を整えるとともに、本県から生まれた作品や取組の発信を充実していきます。  
また、芸術作品とともに、創造活動に携る人や組織も県の文化資源であると考え、支援を行います。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムの取組は、オリンピックの重要な構成要素であり、その実施はオリンピック憲章で定められています。
- ・ 県は、独自の支援の仕組みを通じて、文化プログラムの成果を様々な形で政策推進に生かしていきます。重点施策3では、文化芸術振興を目的としたプログラムを推進するとともに、この仕組みを生かし、「アーツカウンシル」の設立を図ります。

活動指標	現状値 (2016年度)	目標値 (2021年度)
S P A Cの公演[公演数]	145回	145回
静岡県文化プログラムの認証[件数]	—	累計1,000件 (2020年度)
ふじのくに芸術祭[参加応募者数] (再掲)	10,484人	11,000人

## ● 県の具体的取組

### 〔「文化プログラム」の推進〕

- ・ 県は、文化プログラムの推進のため、平成27年度に準備委員会、平成28年に推進委員会を立ち上げ、「文化資源調査」「モデルプログラム」の実施を経て、平成29年度からは本格的なプログラム展開に取り組んでいます。
- ・ 静岡県の文化プログラムは、『地域とアートが共鳴する』をテーマとして、「多様性」「多極性」「持続性」を重点とし、2020年以降も各プログラムの内容を継続・発展できるようにするため、民間団体等の活動を主体として様々なネットワーク形成を図りつつ、協働によりオール静岡としての多彩なプログラムを展開していきます。
- ・ 文化の自主性と創造性を尊重しつつ、専門的かつ長期的視点に立ち、新たな文化創造の仕組み・環境を整えるためには、行政とは異なった組織体制が必要と考えことから、静岡県は、文化プログラムで得た文化や芸術支援のノウハウ、人材、仕組み等を活用し、文化振興の専門機関である「アーツカウンシル」\*を設立します。(関連項目：P.29)

\* アーツカウンシル：「高い専門性を持つスタッフが、芸術文化の振興を目的に、各種芸術文化事業への助成を中心とした支援を行う独立機関（全国公立文化施設協会より引用）」

### 〔SPACの舞台芸術活動の推進〕

- ・SPACは、静岡芸術劇場や舞台芸術公園を拠点に、演劇、舞踊などの新たなオリジナル作品を継続して創作し、県内外や海外（2018年パリ公演『マハーバーラタ』等）で公演を行います。これにより、本県では舞台芸術への関心が高まり、SPACを中心に関係団体や愛好者等の裾野が広がっていきます。このような「演劇の都」としての本県の文化的魅力を、国内外へ発信します。
- ・SPACは、世界的なダンサーが、静岡の子どもたちとともに「世界中の子どもたちが未来への希望を取り戻すことができるダンス」をコンセプトに新しい舞台を創造する「スパカンファン・プロジェクト」や、小学生から高校生の子どもの保護者に、演劇の魅力を講義から実技、鑑賞を通して体験してもらうプログラム「シアタースクール」などにより、次代の舞台芸術を担う人材育成を充実させます。
- ・県は、SPACの総合演出による「ふじのくに野外芸術フェスタ」を県内各地で開催し、舞台芸術を通じて本県の魅力の発信やにぎわいを創出するとともに、国内外からの誘客により交流の拡大を図ります。

### 〔芸術祭・美術展の開催（重点施策2再掲）〕

- ・県は、県民が文化活動に参加する機会を充実するため、県文化協会や市町、障害者福祉団体、NPO団体等との連携により、「ふじのくに芸術祭」「静岡県障害者芸術祭」「静岡県すこやか長寿祭美術展」を開催します。

### 〔顕彰や情報発信を通じた創造支援〕

- ・県は、芸術・文化・学術活動を通じ、顕著な実績を残し、かつ一層の発展が期待される個人や団体に対して「文化奨励賞」を授与し、その活動を顕彰します。
- ・県文化財団は、文化情報総合サイト「ふじのくに文化情報」や情報誌「GRANSHIP」での活動の発信などにより、県内のアーティスト活動を支援します。

### 〔静岡国際オペラコンクールの開催〕

- ・県は、静岡文化芸術大学や浜松市、企業などとの連携により、次代を担う若手音楽家の登竜門として、また音楽分野のコンクールではアジア初となる「国際音楽コンクール世界連盟」に加盟している「静岡国際オペラコンクール」を3年ごとに実施します。  
コンクールは、静岡の文化価値を高める役割を担っていることから、開催状況を国内外に向けて発信します。

○静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例

平成9年3月28日

条例第3号

静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 世界に通用する舞台芸術を創造するとともに、舞台芸術の発展に必要な人材の育成等を図り、もって静岡県の舞台芸術の振興と県民文化の向上に寄与することを目的として、静岡県舞台芸術公園(以下「公園」という。)を静岡市に設置する。

(一部改正〔平成17年条例51号〕)

(施設)

第3条 公園に次に掲げる施設を置く。

- (1) 野外劇場
- (2) アトリエ棟
- (3) 稽古けいこ場棟
- (4) 研修交流宿泊棟
- (5) 本部棟

(一部改正〔平成17年条例51号〕)

(県民の利用等)

第4条 県民は、舞台芸術に関し創造された成果等を鑑賞し、又は人材の育成のための講座等を受講することができる。

2 前項の規定による鑑賞又は受講のための手続は、別に定める。

3 県民は、公園の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 次に掲げる行為をしないこと。

ア 知事が別に定める立入禁止区域への立入り

イ 前条各号に掲げる施設及びそれらの附帯設備(以下「施設等」という。)を使用して行われる事業の妨げになる行為

ウ その他公園の管理に必要な限度において知事が別に定める行為

(2) 次に掲げる行為をしようとするときは、知事の許可を受けること。

ア 物品等の販売又は頒布

イ 興行

ウ 募金その他これに類する行為

エ 業としての写真等の撮影

(追加〔平成17年条例51号〕)

(施設等の使用)

第5条 知事は、第2条に規定する目的を達成するため、施設等を次に掲げる事業を行う公共的団体に使用させるものとする。

- (1) 舞台芸術の創造及び公演
- (2) 舞台芸術に関する人材の育成
- (3) 舞台芸術に関する活動の支援
- (4) その他舞台芸術の振興のために必要な事業

2 前項の規定により施設等を使用する公共的団体(以下「使用団体」という。)は、施設等を使用して行う事業について知事の承認を受けなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、施設等を使用団体以外の者に使用させることができる。

4 知事は、特に必要があると認めるときは、使用団体又は使用団体以外の者の使用を停止させ、又は制限することができる。

(一部改正〔平成17年条例51号〕)

(使用団体の遵守事項)

第6条 使用団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設等の使用に当たっては、県民が施設等を利用する機会を確保するように努めること。
- (2) 第5条第2項の承認を受けた事業として使用させる場合を除くほか、施設等を第三者に使用させないこと。
- (3) その他規則で定める事項

(指定管理者による管理)

第7条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に公園の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の公園の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公園の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、公園の管理に関して知事が必要と認める業務

(全部改正〔平成17年条例51号〕)

(指定管理者の指定の申請)

第8条 前条第1項の規定による指定は、公園の管理を行おうとするものの申請により行うものとする。

2 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

(追加〔平成17年条例51号〕)

(指定管理者の指定)

第9条 知事は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するも

⑥静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例  
ののうちから、最も適切に公園の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、公園の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
  - (2) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
  - (3) 施設等を円滑に使用することができるようにするため、迅速かつ確実にその業務を行う能力を有しているものであること。
- (追加〔平成17年条例51号〕)

(指定管理者の指定等の公示)

第10条 知事は、前条の規定による指定を行い、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(追加〔平成17年条例51号〕)

(指定管理者の事業報告)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(追加〔平成17年条例51号〕)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成17年条例51号〕)

附 則

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
  - 2 第5条第1項の公共的団体は、当分の間、財団法人静岡県舞台芸術センター(平成7年7月21日に財団法人静岡県舞台芸術センターという名称で設立された法人をいう。)とする。
- (一部改正〔平成20年条例40号〕)

附 則(平成17年7月15日条例第51号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第3条を削り、第4条を第3条とし、同条の次に1条を加える改正規定、第5条第1項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第7条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の前日においても、新条例第8条から第10条までの規定の例により行うことができる。

附 則(平成20年10月24日条例第40号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

## 「演劇の都」構想の策定について

県では、令和2年度に「演劇の都」構想策定委員会を設置し、行政、演劇人、外部有識者が協力して「演劇の都」構想を策定した。

### 1 「演劇の都」構想策定委員会 委員

氏名	現職	分野
大久保 あかね	静岡県立大学ツーリズム研究センター 副センター長	広報、観光
太下 義之	同志社大学 経済学部経済学科教授	有識者
渋谷 浩史	スポーツ・文化観光部理事（文化担当）【委員長】	県
橋爪 充	静岡新聞社 編集局文化生活部長兼論説委員	マスコミ
花崎 武彦	県教育委員会 高校教育課学校づくり推進室長	教育
宮城 聰	SPAC 芸術総監督	SPAC

（以上6名、五十音順、敬称略）

任期：令和2年10月20日～令和3年3月31日

### 2 構想策定までの経緯

日付	区分	内容
令和2年11月16日	第1回 「演劇の都」構想策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>「演劇の都」構想の狙いとスケジュール</li> <li>演劇スクール構想について</li> <li>令和2年度の委託調査※への意見</li> <li>今後の「演劇の都」構想策定に関する意見交換</li> </ul>
令和3年1月21日	第2回 「演劇の都」構想策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託調査※についての中間報告</li> <li>演劇の都構想 素案の提示（序章～第3章）</li> <li>令和3年度の構想推進に関する意見交換</li> </ul>
令和3年3月19日	文化政策審議会	令和2年度 第2回 <ul style="list-style-type: none"> <li>文化政策審議会への報告</li> </ul>
令和3年3月23日	第3回 「演劇の都」構想策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>SPAC演劇アカデミーについて</li> <li>委託調査についての最終報告</li> <li>「演劇の都」構想最終案について審議した結果、成案は委員長の調整に一任</li> <li>令和3年度事業戦略に向けた意見交換</li> </ul>
令和3年4月～	書面にて委員長調整	令和3年7月策定

※委託調査…演劇文化に関する県民意識調査・演劇関係団体調査、舞台芸術公園利活用調査

## 静岡県「演劇の都」構想策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 静岡県では、「演劇の都」発信事業の実施に伴い、「演劇の都」構想を円滑に推進するため、関係者、有識者から知見や助言を得て構想を策定する会議として「演劇の都」構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 「演劇の都」事業の円滑な推進のための助言・提言。
- (2) 「演劇の都」構想の策定。
- (3) その他、この委員会の目的達成に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、静岡県スポーツ・文化観光部長が委嘱する。

### (委員の任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。ただし、静岡県スポーツ・文化観光部長は委員の同意を得て、これを延長又は短縮することができる。

2 委員が辞任したときは、これを補充することができる。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に、委員長1人を置く。

2 委員長は、静岡県スポーツ・文化観光部長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

### (事務局)

第6条 委員会の庶務は、スポーツ・文化観光部文化政策課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は静岡県スポーツ・文化観光部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。